

# 判例六法プロフェッショナル

## 令和二年版 有効な改正前規定

### 「有効な改正前規定」について

判例六法プロフェッショナルは、基準日(令和元年一〇月一日)までに公布された法令による改正を織り込み刊行しています。しかし、その法令がすぐに施行されず、施行の日が六法の刊行日よりずっと先になることがあります。効力をもっているのは改正を織り込む前の条文ですが、判例六法プロフェッショナルに掲載しているのは改正を織り込んだ条文であるため、書籍の六法では、実際に効力をもっている条文を調べることができなくなってしまう。

そこで、効力をもつ改正前の条文で、令和二年一月二日から令和三年三月三十一日まで施行されるものを「有効な改正前規定」として公開します。なお、令和三年四月一日以降に施行されるものについては、判例六法プロフェッショナル本体に小さな文字で改正規定などを掲載しています。

本欄では、令和元年二月一日現在での「有効な改正前規定」を掲載しています。施行の日が未確定なものは「令和二・二・二九までに施行」などと表記していますが、施行期日を定める法令により施行の日が確定し、改正法令が施行されると、判例六法プロフェッショナルに掲載している条文が効力をもつこととなります。

令和元年二月一日

有斐閣六法編集室

### 凡例

〔内容現在〕 令和元年二月一日

〔掲載内容〕 判例六法プロフェッショナル令和二年版の掲載法令中、施行期日の到来していない改正前の規定を掲載した。

〔施行期日の範囲〕 令和二年一月二日から令和三年三月二日まで(令和三年四月一日以降のもの)は判例六法プロフェッショナルに注記を加えて掲載した。

〔掲載の原則〕 該当する条文を条ごとに掲載した。ただし判例六法プロフェッショナルと同一の部分については(略)などと表記して、項及び号の範囲で省略している。ただし、民法については判例六法プロフェッショナル令和二年版「民法」改正前規定(一九九〇頁)に掲載した。

〔改正法令一覽〕 各掲載法令の題名の次に、対象となる改正法令の法令名と公布日・施行期日を掲げた。なお、施行期日は別の法令により定められる場合がある。施行期日が「公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する」などと定められている場合には、具体的な日付に置き換えて表記した。

〔施行日決定一覽〕 判例六法プロフェッショナル基準日(令和元年一〇月一日)から同年二月一日までに公布された施行期日を定める法令による施行期日を一覽で掲げた。

### 施行日決定一覽

法令名	施行期日	施行期日を定めた法令
古物営業法の一部を改正する法律(平成三〇法二一)	令和二・四・一	令和二・一・三政六五
食品衛生法等の一部を改正する法律(平成三〇法四六)	附則一条につき令和二・六・一、同条二号につき令和二・六・一	令和二・〇・九政二二
特定複合観光施設区域整備法(平成三〇法八〇)	附則一条三号につき令和二・一・七	令和二・〇・四政三四
特許法等の一部を改正する法律(令和一三)	令和二・四・一	令和二・一・七政四五

# 目次

## 公 法

- 個人情報保護に関する法律平成一五  
法五七……………四
- 公職選挙法昭和五法〇〇……………四
- 政党助成法平成六法五……………四
- 政治資金規正法昭和三法一九四……………四
- 執行官法昭和四法一一……………五
- 司法書士法昭和五法九七……………五
- 地方自治法昭和三法六七……………六
- 地方公営企業法昭和七法二九二……………九
- 地方財政法昭和三法〇九……………九
- 地方公務員法昭和五法二六二……………一〇
- 行政手続における特定の個人を識別す  
るための番号の利用等に関する法律  
(平成二五法二七)……………一一
- 住民基本台帳法昭和四二法八二……………一一
- 財政法昭和三法二三四……………一二
- 会計法昭和三五五……………一二
- 入札談合等関与行為の排除及び防止並  
びに職員による入札等の公正を害すべ  
き行為の処罰に関する法律(平成一四法  
一〇一)……………一二
- 国有財産法昭和三七六……………一三
- 国税通則法昭和三七法七三……………一三
- 国税徴収法昭和三四法四七……………一四
- 滞納処分と強制執行等との手続の調整  
に関する法律昭和三三法九四……………一四

## 民 事 法

- 所得税法昭和四〇法三三……………一四
- 相続税法昭和四〇法三四……………一五
- 相続税法昭和四五法七二……………一六
- 消費税法昭和六三法〇八……………一七
- 地方税法昭和五法三二六……………一七
- 警察法昭和二九法一六二……………二〇
- 暴力団員による不当な行為の防止等に  
関する法律平成三法七七……………二〇
- 道路交差法昭和三五法一〇五……………二一
- 旅券法昭和二六法二六七……………二二
- 自衛隊法昭和九法二六五……………二二
- 河川法昭和三九法一六七……………二二
- 土地取得法昭和二六法二二九……………二三
- 都市計画法昭和四二法一〇〇……………二三
- 大気汚染防止法昭和四三法九七……………二三
- 水質汚濁防止法昭和四五法三三八……………二四
- 土壌汚染対策法平成四法五三……………二四
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律  
(昭和四五法一三七)……………二四
- 公害紛争処理法昭和四五法一〇八……………二六
- 公害健康被害の補償等に関する法律  
(昭和四八法一一)……………二六
- 学校教育法昭和三二法二六……………二七
- 地方教育行政の組織及び運営に関する  
法律昭和三二法二六二……………二七
- 民法施行法明治三二法一一……………二八
- 一般社団法人及び一般財団法人に関す  
る法律平成八法四八……………二八
- 特定非営利活動促進法平成一〇法七……………二八
- 不動産登記法平成一六法二二三……………二八
- 不動産登記令平成一六政三三七……………二九
- 動産及び債権の譲渡の對抗要件に関す  
る民法の特例等に関する法律平成一〇  
法一〇四……………二九
- マンションの建替え等の円滑化に関す  
る法律平成一四法七八……………三〇
- 工場抵当法明治三八法五四……………三〇
- 電子記録債権法平成一九法〇二……………三一
- 電子消費者契約に関する民法の特例に  
関する法律平成一三法九五……………三一
- 借地借家法(平成三法九〇)……………三二
- 信託法平成一八法一〇八……………三二
- 製造物責任法平成六法八五……………三三
- 自動車損害賠償保障法昭和〇法九七……………三三
- 戸籍法昭和二三法三四……………三三
- 後見登記等に関する法律平成一二法二  
五……………三四
- 商法明治三三法四八……………三四
- 会社法平成一七法一六……………三五
- 商業登記法昭和三八法二五……………三七
- 保険法平成二〇法五六……………三七
- 船舶の所有者等の責任の制限に関する  
法律(昭和五〇法九四)……………三七
- 手形法昭和七法二〇……………三八
- 小切手法昭和八法五七……………三八
- 民事訴訟法平成八法〇九……………三八
- 民事訴訟費用等に関する法律昭和四六  
法四〇……………三八
- 非訟事件手続法平成三法五二……………三九
- 家事事件手続法平成三法五二……………四〇
- 国際的な子の奪取の民事上の側面に関  
する条約の実施に関する法律平成二五  
法四八……………四〇
- 配偶者からの暴力の防止及び被害者の  
保護等に関する法律平成一三法三二……………四一

## 刑 事 法

- 仲裁法平成一五法二二八……………四一
- 裁判外紛争解決手続の利用の促進に関  
する法律平成六法一五……………四一
- 民事執行法昭和四四法四……………四二
- 民事保全法平成一四法九……………四三
- 破産法平成一六法七五……………四四
- 民事再生法平成一二法二二五……………四五
- 会社更生法平成一四法二五四……………四六
- 刑法明治四〇法四四……………四七
- 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規  
制等に関する法律平成一三法三六……………四七
- 犯罪による収益の移転防止に関する法  
律平成一九法二二……………四七
- 毒物及び劇物取締法昭和五法三〇三……………四八
- 犯罪被害者等の権利利益の保護を図る  
ための刑事手続に付随する措置に関す  
る法律平成二五法七五……………四九
- 犯罪被害者等給付金の支給等による犯  
罪被害者等の支援に関する法律昭和五  
五法二六……………五〇
- 少年法(昭和三三法二六八)……………五〇
- 労働契約法平成一九法二二八……………五一
- 労働基準法昭和三三法四九……………五一
- 雇用の分野における男女の均等な機会  
及び待遇の確保等に関する法律昭和四  
七法二二三……………五一
- 育児休業、介護休業等育児又は家族介

護を行う労働者の福祉に関する法律

○平成三法七六……………五二

○短時間労働者及び有期雇用労働者の雇

用管理の改善等に関する法律平成五法

七六……………五三

○資金の支払の確保等に関する法律昭和

五二(三三)……………五五

○労働安全衛生法昭和四七法五七

……………五五

○労働者災害補償保険法昭和三五法〇

……………五五

○個別労働関係紛争の解決の促進に関す

る法律平成二三法一一……………五六

○労働施策の総合的な推進並びに労働者

の雇用の安定及び職業生活の充実等に

関する法律昭和四一法一一……………五六

○職業安定法昭和四一法四……………五七

○労働者派遣事業の適正な運営の確保及

び派遣労働者の保護等に関する法律

(昭和六〇法八八)……………五七

○雇用保険法昭和四九法二六……………五九

○国民年金法昭和三四法四……………五九

○厚生年金保険法昭和四九法二五……………五九

○健康保険法天正一七法七……………六〇

○国民健康保険法昭和三五法一九……………六〇

○生活保護法昭和五五法四四……………六一

○児童福祉法昭和三五法六四……………六一

○児童虐待の防止等に関する法律平成一

二法八……………六二

○障害者の日常生活及び社会生活を総合

的に支援するための法律平成一七法一

二三……………六三

○介護保険法平成九法一二三……………六三

○医療法昭和二三法〇五……………六三

○医師法(昭和二三法〇一)……………六四

○精神保健及び精神障害者福祉に関する

法律昭和三五法二二……………六四

### 産 業 法

○私的独占の禁止及び公正取引の確保に

関する法律(昭和二三法五四)……………六五

○有限責任事業組合契約に関する法律

平成一七法四〇……………六九

○消費者契約法(平成二二法六)……………七〇

○消費者の財産的被害の集団的な回復の

ための民事の裁判手続の特例に関する

法律平成二五法九六……………七〇

○割賦販売法昭和三六法一五九……………七一

○特定商取引に関する法律昭和五一法五

七……………七一

○不当景品類及び不当表示防止法昭和三

七法三四……………七二

○住宅の品質確保の促進等に関する法律

平成二二法八……………七二

○食品衛生法(昭和二三法二三)……………七二

○消費生活協同組合法(昭和二三法二〇〇)……………七四

○銀行法(昭和五六法五九)……………七四

○保険業法平成七法一〇五……………七五

○資金決済に関する法律平成二五法五九……………七五

○金融商品取引法(昭和三三法二五)……………七七

○金融商品取引法施行令昭和四〇政三三

一……………八二

○金融商品の販売等に関する法律平成一

二法一〇……………八三

○外国為替及び外国貿易法(昭和二四法二

三)……………八三

○宅地建物取引業法(昭和二七法一七六)……………八四

○農地法(昭和二七法二九)……………八五

○特許法(昭和三四法二二)……………八六

○意匠法(昭和三四法二五)……………八六

○商標法(昭和三四法二七)……………八八

○不正競争防止法(平成五法四七)……………八八

○著作権法(昭和四五法四八)……………八八



# ○執行官法

令和二年一月一日以降有効な旧規定

## 改正法令一覽

・民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二九年六・二法四五）本則（令相和・一四・一施行）  
 ・民事執行法及び国際的な子の奪取の民事上の側面に關する条約の実施關する法律の一部を改正する法律（令相和・一五・一七法）附則二条（令相和・一五・一六までに施行）  
 ・特許法の一部を改正する法律（令相和・一五・一七法三）附則五条（令相和・一五・一六までに施行）  
 ・手数料を受ける場合

## 第1条(1) 住居略

一・一の三（改正より追加）  
 二一九九（略）  
 二一九九（略）  
 二一九九（略）  
 二一九九（略）

## ② 住居略

一 送達又は前項第一号の規定の調査を行うべき場所に臨んだ場合において、執行官の責めに帰することができない事由により送達又は同号の規定の調査を実施することができなくなったとき。  
 二 略

## 費用の種類

第199条(1) 住居略  
 十 民事執行法第百一十一条第五項（これを準用し、又はその例による場合を含む）に規定する証書の作成の費用  
 十一・十二 略  
 ③ 略

## ④ 略

## ⑤ 略

## ⑥ 略

## ⑦ 略

## ⑧ 略

## ⑨ 略

# ○司法書士法

令和二年一月一日以降有効な旧規定

## 改正法令一覽

・司法書士及び土地家屋調査士の法律の一部を改正する法律（令和・一六・二法二九）本則（令相和・二二・一一までに施行）  
 目的  
 第一条 この法律は、司法書士の制度を定め、その業務の適正を図るとともに、登記、供託及び訴訟等に関する手続の適正かつ円滑な実施に資し、もつて国民の権利の保護に寄与することを目的とする。  
 業務を行わない事件  
 第二条（略）  
 ② 司法書士は、次に掲げる事件については、第三条第一項第四号及び第五号第四号に關する部分に限る。に規する業務（以下、「裁判前預作成関係業務」という。）を行ってはならない。  
 一 略  
 二 司法書士（第三条第一項第一号から第五号までに規定する業務を行うことと目的とし、第五章の定めるところにより、司法書士が共同して設立した法人（以下「同じ」という。）の社員又は用い人である司法書士としての業務（従事していた期間に、当該司法書士が相手方での依頼を受けて前号に規定する業務を行った事件であつて、自らこれに関与したものである。）  
 三 略  
 ③ 略  
 ④ 略

## ⑤ 略

## ⑥ 略

## ⑦ 略

## ⑧ 略

## ⑨ 略

## ⑩ 略

## ⑪ 略

## ⑫ 略

## ⑬ 略

## ⑭ 略

## ⑮ 略

## ⑯ 略

## ⑰ 略

# ① 司法書士法人は、第一項第一号の事由以外

の事由により解散したときは、解散の日から二週間以内、その旨を、主たる事務所の所在地の司法書士会及び日本司法書士会連合会に届け出なければならない。（改正後②）

# ② 略、改正後の③

# ③ 略、改正後の④

# ④ 略、改正後の⑤

# ⑤ 略、改正後の⑥

# ⑥ 略、改正後の⑦

# ⑦ 略、改正後の⑧

# ⑧ 略、改正後の⑨

# ⑨ 略、改正後の⑩

# ⑩ 略、改正後の⑪

# ⑪ 略、改正後の⑫

# ⑫ 略、改正後の⑬

# ⑬ 略、改正後の⑭

# ⑭ 略、改正後の⑮

# ⑮ 略、改正後の⑯

# ⑯ 略、改正後の⑰

# ⑰ 略、改正後の⑱

# ⑱ 略、改正後の⑲

# ⑲ 略、改正後の⑳

# ⑳ 略、改正後の㉑

# ㉑ 略、改正後の㉒

# ㉒ 略、改正後の㉓

# ㉓ 略、改正後の㉔

# ㉔ 略、改正後の㉕

# ㉕ 略、改正後の㉖

# ㉖ 略、改正後の㉗

# ㉗ 略、改正後の㉘

# ① 司法書士法人は、第一項第一号の事由以外

の事由により解散したときは、解散の日から二週間以内、その旨を、主たる事務所の所在地の司法書士会及び日本司法書士会連合会に届け出なければならない。（改正後②）

# ② 略、改正後の③

# ③ 略、改正後の④

# ④ 略、改正後の⑤

# ⑤ 略、改正後の⑥

# ⑥ 略、改正後の⑦

# ⑦ 略、改正後の⑧

# ⑧ 略、改正後の⑨

# ⑨ 略、改正後の⑩

# ⑩ 略、改正後の⑪

# ⑪ 略、改正後の⑫

# ⑫ 略、改正後の⑬

# ⑬ 略、改正後の⑭

# ⑭ 略、改正後の⑮

# ⑮ 略、改正後の⑯

# ⑯ 略、改正後の⑰

# ⑰ 略、改正後の⑱

# ⑱ 略、改正後の⑲

# ⑲ 略、改正後の⑳

# ⑳ 略、改正後の㉑

# ㉑ 略、改正後の㉒

# ㉒ 略、改正後の㉓

# ㉓ 略、改正後の㉔

# ㉔ 略、改正後の㉕

# ㉕ 略、改正後の㉖

# ㉖ 略、改正後の㉗

# ㉗ 略、改正後の㉘

# ① 司法書士法人は、第一項第一号の事由以外

の事由により解散したときは、解散の日から二週間以内、その旨を、主たる事務所の所在地の司法書士会及び日本司法書士会連合会に届け出なければならない。（改正後②）

# ② 略、改正後の③

# ③ 略、改正後の④

# ④ 略、改正後の⑤

# ⑤ 略、改正後の⑥

# ⑥ 略、改正後の⑦

# ⑦ 略、改正後の⑧

# ⑧ 略、改正後の⑨

# ⑨ 略、改正後の⑩

# ⑩ 略、改正後の⑪

# ⑪ 略、改正後の⑫

# ⑫ 略、改正後の⑬

# ⑬ 略、改正後の⑭

# ⑭ 略、改正後の⑮

# ⑮ 略、改正後の⑯

# ⑯ 略、改正後の⑰

# ⑰ 略、改正後の⑱

# ⑱ 略、改正後の⑲

# ⑲ 略、改正後の⑳

# ⑳ 略、改正後の㉑

# ㉑ 略、改正後の㉒

# ㉒ 略、改正後の㉓

# ㉓ 略、改正後の㉔

# ㉔ 略、改正後の㉕

# ㉕ 略、改正後の㉖

# ㉖ 略、改正後の㉗

# ㉗ 略、改正後の㉘

# ① 司法書士法人は、第一項第一号の事由以外

の事由により解散したときは、解散の日から二週間以内、その旨を、主たる事務所の所在地の司法書士会及び日本司法書士会連合会に届け出なければならない。（改正後②）

# ② 略、改正後の③

# ③ 略、改正後の④

# ④ 略、改正後の⑤

# ⑤ 略、改正後の⑥

# ⑥ 略、改正後の⑦

# ⑦ 略、改正後の⑧

# ⑧ 略、改正後の⑨

# ⑨ 略、改正後の⑩

# ⑩ 略、改正後の⑪

# ⑪ 略、改正後の⑫

# ⑫ 略、改正後の⑬

# ⑬ 略、改正後の⑭

# ⑭ 略、改正後の⑮

# ⑮ 略、改正後の⑯

# ⑯ 略、改正後の⑰

# ⑰ 略、改正後の⑱

# ⑱ 略、改正後の⑲

# ⑲ 略、改正後の⑳

# ⑳ 略、改正後の㉑

# ㉑ 略、改正後の㉒

# ㉒ 略、改正後の㉓

# ㉓ 略、改正後の㉔

# ㉔ 略、改正後の㉕

# ㉕ 略、改正後の㉖

# ㉖ 略、改正後の㉗

# ㉗ 略、改正後の㉘

# ① 司法書士法人は、第一項第一号の事由以外

の事由により解散したときは、解散の日から二週間以内、その旨を、主たる事務所の所在地の司法書士会及び日本司法書士会連合会に届け出なければならない。（改正後②）

# ② 略、改正後の③

# ③ 略、改正後の④

# ④ 略、改正後の⑤

# ⑤ 略、改正後の⑥

# ⑥ 略、改正後の⑦

# ⑦ 略、改正後の⑧

# ⑧ 略、改正後の⑨

# ⑨ 略、改正後の⑩

# ⑩ 略、改正後の⑪

# ⑪ 略、改正後の⑫

# ⑫ 略、改正後の⑬

# ⑬ 略、改正後の⑭

# ⑭ 略、改正後の⑮

# ⑮ 略、改正後の⑯

# ⑯ 略、改正後の⑰

# ⑰ 略、改正後の⑱

# ⑱ 略、改正後の⑲

# ⑲ 略、改正後の⑳

# ⑳ 略、改正後の㉑

# ㉑ 略、改正後の㉒

# ㉒ 略、改正後の㉓

# ㉓ 略、改正後の㉔

# ㉔ 略、改正後の㉕

# ㉕ 略、改正後の㉖

# ㉖ 略、改正後の㉗

# ㉗ 略、改正後の㉘

# ① 司法書士法人は、第一項第一号の事由以外

の事由により解散したときは、解散の日から二週間以内、その旨を、主たる事務所の所在地の司法書士会及び日本司法書士会連合会に届け出なければならない。（改正後②）

# ② 略、改正後の③

# ③ 略、改正後の④

# ④ 略、改正後の⑤

# ⑤ 略、改正後の⑥

# ⑥ 略、改正後の⑦

# ⑦ 略、改正後の⑧

# ⑧ 略、改正後の⑨

# ⑨ 略、改正後の⑩

# ⑩ 略、改正後の⑪

# ⑪ 略、改正後の⑫

# ⑫ 略、改正後の⑬

# ⑬ 略、改正後の⑭

# ⑭ 略、改正後の⑮

# ⑮ 略、改正後の⑯

# ⑯ 略、改正後の⑰

# ⑰ 略、改正後の⑱

# ⑱ 略、改正後の⑲

# ⑲ 略、改正後の⑳

# ⑳ 略、改正後の㉑

# ㉑ 略、改正後の㉒

# ㉒ 略、改正後の㉓

# ㉓ 略、改正後の㉔

# ㉔ 略、改正後の㉕

# ㉕ 略、改正後の㉖

# ㉖ 略、改正後の㉗

# ㉗ 略、改正後の㉘

# ① 司法書士法人は、第一項第一号の事由以外

の事由により解散したときは、解散の日から二週間以内、その旨を、主たる事務所の所在地の司法書士会及び日本司法書士会連合会に届け出なければならない。（改正後②）

# ② 略、改正後の③

# ③ 略、改正後の④

# ④ 略、改正後の⑤

# ⑤ 略、改正後の⑥

# ⑥ 略、改正後の⑦

# ⑦ 略、改正後の⑧

# ⑧ 略、改正後の⑨

# ⑨ 略、改正後の⑩

# ⑩ 略、改正後の⑪

# ⑪ 略、改正後の⑫

# ⑫ 略、改正後の⑬

# ⑬ 略、改正後の⑭

# ⑭ 略、改正後の⑮

# ⑮ 略、改正後の⑯

# ⑯ 略、改正後の⑰

# ⑰ 略、改正後の⑱

# ⑱ 略、改正後の⑲

# ⑲ 略、改正後の⑳

# ⑳ 略、改正後の㉑

# ㉑ 略、改正後の㉒

# ㉒ 略、改正後の㉓

# ㉓ 略、改正後の㉔

# ㉔ 略、改正後の㉕

# ㉕ 略、改正後の㉖

# ㉖ 略、改正後の㉗

# ㉗ 略、改正後の㉘

# ① 司法書士法人は、第一項第一号の事由以外

の事由により解散したときは、解散の日から二週間以内、その旨を、主たる事務所の所在地の司法書士会及び日本司法書士会連合会に届け出なければならない。（改正後②）

# ② 略、改正後の③

# ③ 略、改正後の④

# ④ 略、改正後の⑤

# ⑤ 略、改正後の⑥

# ⑥ 略、改正後の⑦

# ⑦ 略、改正後の⑧

# ⑧ 略、改正後の⑨

# ⑨ 略、改正後の⑩

# ⑩ 略、改正後の⑪

# ⑪ 略、改正後の⑫

# ⑫ 略、改正後の⑬

# ⑬ 略、改正後の⑭











# ○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律

令和二年一月一日以降有効な旧規定

## 改正法令一覧

- ・所得税法の一部を改正する法律（平成三・三二九法六）
- ・附則一三条（令和一一施行）
- ・情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡便化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和一一・五三三法一六）
- ・本則四条（令和一一・五三三〇までに施行）

### （指定及び通知）

- ① 市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ）は、住民基本台帳法第十条の二第二項の規定により住民票に住民票コードを記載したときは、政令で定めるところにより、速やかに、次条第一項の規定により機構から通知された個人番号とすべき番号をその者の個人番号として指定し、その者に対し、当該個人番号を通知カード（氏名、住所、生年月日、性別、個人番号その他総務省令で定める事項が記載されたカードをいう。以下同じ）により通知しなければならない。
- ② 市町村長は、当該市町村（特別区を含む。以下同じ）が備える住民基本台帳に記載されている者の個人番号が漏えいし、不正に用いられるおそれがあるとき、政令で定めるところにより、その者の請又は職権により、その者の従前の個人番号に代えて、次条第一項の規定により機構から通知された個人番号とすべき番号をその者の個人番号として指定し、速やかに、その者に対し、当該個人番号を通知カードにより通知しなければならない。

### ③ 届

- ④ 通知カードの交付を受けている者は、住民基本台帳法第二十二條第一項の規定による届出をする場合には、当該届出と同時に、当該通知カードを市町村長に提出しなければならない。この場合において、市町村長は、総務省令で定めるところにより、当該通知カードに係る記載事項の変更その他の総務省令で定める措置を講じなければならない。改正により削られた。
- ⑤ 前項の場合を除くほか、通知カードの交付を受けている者は、当該通知カードに係る記載事項に変更があったときは、その変更があった日から十四日以内に、その旨をその者が記録されている住民基本台帳を備える市町村の長（以下「住所所在地町

村長」といふ）に届けるとともに、当該通知カードを提出しなければならない。この場合においては、同項後段の規定を準用する。改正により削られた。

⑥ 通知カードの交付を受けている者は、当該通知カードを紛失したときは、直ちに、その旨を住所所在地町村長に届け出なければならない。改正により削られた。

⑦ 通知カードの交付を受けている者は、第十七条第一項の規定による個人番号の通知カードの交付を受けようとする場合その他政令で定める場合には、政令で定めるところにより、当該通知カードを住所所在地町村長に返納しなければならない。改正により削られた。

⑧ 前項に定めるもののほか、通知カードの様式その他通知カードに関し必要な事項は、総務省令で定める。改正後の④

### 利用範囲

- 第九十条（略）
- ③ 健康保険法、天正十一年法律第七十号、第四十八号若しくは第九十七号第一項（相続税法（昭和十五年法律第七十号）第五十九号第一項、第三項若しくは第四項、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第十五号）第二十七号、第二十九号第二項若しくは第九十八号第一項、租税特別措置法（昭和二十二年法律第二十六号）第九條の四の二第二項、第二十九條の二第六項若しくは第七項、第三十七條若しくは第三十五項、第七十條の二の十四第九項、第十七項若しくは第十五項、第七十條の二の三十五項若しくは第七十條の二の三十四項、国税通則法（昭和三十一年法律第六十七号）第七十四條の十三の二、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二百五十五條から第二百六十八條の二の二まで、雇用保険法（昭和四十九年法律第二百六号）第七十條又は内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調査の提出に関する法律（平成九年法律第一百十号）第四條第一項若しくは第四條の三第三項その他の法令又は条例の規定により、別表第一の上欄に掲げる行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者又は地方公共団体の長その他の執行機関による第一項又は前項に規定する事務の処理に関して必要とされる他人の個人番号を利用した書面の提出その他の他の個人番号を利用した事務を行うものとなされた者は、当該事務を行うために必要限度で個人番号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。

### ④ 略

### （本人確認の措置）

- 第一六条（個人番号利用事務等実施者は、第十四条第一項の規定により本人から個人番号の提供を受けるときは、当該提供を受ける者から個人番号カード若しくは通知カード及び当該通知カードに記載された事項がその者に係るものであることを証するものとして主務省令で定める書類の提示を受けるとき又はこれらに代わるべき他の者が本人であることを確認するための措置をとらなければならない。改正後の第三二条）

して政令で定める措置をとらなければならない。改正。

### （個人番号カードの交付等）

- 第七一条（市町村長は、政令で定めるところにより、当該市町村が備える住民基本台帳に記載されている者に対し、その者の申請により、その者に係る個人番号カードを交付するものとする。この場合において、当該市町村長は、その者から通知カードの返納び前条の主務省令で定める書類の提示を受け、同条の政令で定める措置をとらなければならない。改正後の②）
- ②（略）

### 第五五条（偽りその他の不正の手段により通知カード又は個人番号カードの交付を受けた者は、六月以上の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。）

# ○住民基本台帳法

令和二年一月一日以降有効な旧規定

## 改正法令一覧

- ・情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡便化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和一一・五三三法一六）
- ・本則一条（令和一一・五三二九までに施行）

### 第三二条の二（改正後の第三二条）

- 第三二条の二（改正後の第三二条）
- 第三二条の三（改正後の第三二条）
- 第三二条の四（改正後の第三二条）
- 第三二条の五（改正後の第三二条）
- 第三二条の六（改正後の第三二条）
- 第三二条の七（改正後の第三二条）
- 第三二条の八（改正後の第三二条）
- 第三二条の九（改正後の第三二条）
- 第三二条の十（改正後の第三二条）
- 第三二条の十一（改正後の第三二条）
- 第三二条の十二（改正後の第三二条）
- 第三二条の十三（改正後の第三二条）
- 第三二条の十四（改正後の第三二条）
- 第三二条の十五（改正後の第三二条）
- 第三二条の十六（改正後の第三二条）
- 第三二条の十七（改正後の第三二条）
- 第三二条の十八（改正後の第三二条）
- 第三二条の十九（改正後の第三二条）
- 第三二条の二十（改正後の第三二条）
- 第三二条の二十一（改正後の第三二条）
- 第三二条の二十二（改正後の第三二条）
- 第三二条の二十三（改正後の第三二条）
- 第三二条の二十四（改正後の第三二条）
- 第三二条の二十五（改正後の第三二条）
- 第三二条の二十六（改正後の第三二条）
- 第三二条の二十七（改正後の第三二条）
- 第三二条の二十八（改正後の第三二条）
- 第三二条の二十九（改正後の第三二条）
- 第三二条の三十（改正後の第三二条）
- 第三二条の三十一（改正後の第三二条）
- 第三二条の三十二（改正後の第三二条）
- 第三二条の三十三（改正後の第三二条）
- 第三二条の三十四（改正後の第三二条）
- 第三二条の三十五（改正後の第三二条）
- 第三二条の三十六（改正後の第三二条）
- 第三二条の三十七（改正後の第三二条）
- 第三二条の三十八（改正後の第三二条）
- 第三二条の三十九（改正後の第三二条）
- 第三二条の四十（改正後の第三二条）
- 第三二条の四十一（改正後の第三二条）
- 第三二条の四十二（改正後の第三二条）
- 第三二条の四十三（改正後の第三二条）
- 第三二条の四十四（改正後の第三二条）
- 第三二条の四十五（改正後の第三二条）
- 第三二条の四十六（改正後の第三二条）
- 第三二条の四十七（改正後の第三二条）
- 第三二条の四十八（改正後の第三二条）
- 第三二条の四十九（改正後の第三二条）
- 第三二条の五十（改正後の第三二条）

### （行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の適用除外）

- 第三二条の五（改正後の第三二条）
- 第三二条の六（改正後の第三二条）
- 第三二条の七（改正後の第三二条）
- 第三二条の八（改正後の第三二条）
- 第三二条の九（改正後の第三二条）
- 第三二条の十（改正後の第三二条）
- 第三二条の十一（改正後の第三二条）
- 第三二条の十二（改正後の第三二条）
- 第三二条の十三（改正後の第三二条）
- 第三二条の十四（改正後の第三二条）
- 第三二条の十五（改正後の第三二条）
- 第三二条の十六（改正後の第三二条）
- 第三二条の十七（改正後の第三二条）
- 第三二条の十八（改正後の第三二条）
- 第三二条の十九（改正後の第三二条）
- 第三二条の二十（改正後の第三二条）
- 第三二条の二十一（改正後の第三二条）
- 第三二条の二十二（改正後の第三二条）
- 第三二条の二十三（改正後の第三二条）
- 第三二条の二十四（改正後の第三二条）
- 第三二条の二十五（改正後の第三二条）
- 第三二条の二十六（改正後の第三二条）
- 第三二条の二十七（改正後の第三二条）
- 第三二条の二十八（改正後の第三二条）
- 第三二条の二十九（改正後の第三二条）
- 第三二条の三十（改正後の第三二条）
- 第三二条の三十一（改正後の第三二条）
- 第三二条の三十二（改正後の第三二条）
- 第三二条の三十三（改正後の第三二条）
- 第三二条の三十四（改正後の第三二条）
- 第三二条の三十五（改正後の第三二条）
- 第三二条の三十六（改正後の第三二条）
- 第三二条の三十七（改正後の第三二条）
- 第三二条の三十八（改正後の第三二条）
- 第三二条の三十九（改正後の第三二条）
- 第三二条の四十（改正後の第三二条）
- 第三二条の四十一（改正後の第三二条）
- 第三二条の四十二（改正後の第三二条）
- 第三二条の四十三（改正後の第三二条）
- 第三二条の四十四（改正後の第三二条）
- 第三二条の四十五（改正後の第三二条）
- 第三二条の四十六（改正後の第三二条）
- 第三二条の四十七（改正後の第三二条）
- 第三二条の四十八（改正後の第三二条）
- 第三二条の四十九（改正後の第三二条）
- 第三二条の五十（改正後の第三二条）

有効な改正前規定（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 住民基本台帳法）





# ○国税徴収法

有効な改正前規定（国税徴収法）

## ○滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律

## ○所得税法

令和二年一月一日以降有効な旧規定

令和二年一月一日以降有効な旧規定

令和二年一月一日以降有効な旧規定

改正法令 一覽

改正法令 一覽

改正法令 一覽

民法の部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二九・六・二法四五）本則一三三、三三九（令和二・四・一施行）  
情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和一・五・三法六）附則四〇（令和二・二・一九までに施行）

民法の部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二九・六・二法四五）本則一三三、三三九（令和二・四・一施行）  
約の実施に関する法律の一部を改正する法律（令和一・五・一七法二）附則一〇（令和一・五・一六までに施行）  
（配当等の実施）  
第二〇（条）の七（略）  
② 前項の場合において、民事執行法第六十五條（同法第六百六十七條の十四）の規定を適用する場合を含む。以下この項において同じとする規定の適用については、同法第六百六十七條第一項一項一は、滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律第十條の六第一項とする。

民法の部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二九・六・二法四五）本則一三七、三七九（令和二・四・一施行）  
所得税法等の一部を改正する法律（平成二〇・三・三法七）本則二八（令和一・一〇・一、令和一・一・一施行）  
所得税法等の一部を改正する法律（平成二二・三・二九法六）本則一〇（令和二・四・一施行）  
情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和一・五・三法六）附則二四（令和二・二・一九までに施行）  
情報通信技術の発展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律の一部を改正する法律（令和一・六・七法二八）附則一八（令和二・六・六までに施行）

## 第二四（条）の四（略）

## 第二〇（条）の七（略）

## 第一五（条）（定義）

（一）第三者占有する不動産（船舶又は航空機の差押え）又は第七十條（自動車、建設機械又は小型船舶の押え）の規定の適用を受ける財産又は無記名債権を除く。以下同じ。（二）は有価証券、動産又は有価証券を占有する第三者（一）（略）

（一）第三者占有する不動産（船舶又は航空機の差押え）又は第七十條（自動車、建設機械又は小型船舶の押え）の規定の適用を受ける財産又は無記名債権を除く。以下同じ。（二）は有価証券、動産又は有価証券を占有する第三者（一）（略）

（一）十五（略）  
（二）公債債運用貸付信託、証券投資信託以外の投資信託のうち、信託財産として受け入れた金銭を社債等、公社債、手形、指名金債権、指名債権であつた金銭の支払を目的とするものをいう。その他の政令で定める資産をいう。  
（三）運用するとして政令で定めるものをいう。  
（四）十五（略）  
（五）十六（略）  
（六）半製品、住掛品、原材料その他の資産（有価証券、第四十八條の二第一項（仮想通貨の譲渡原価等の計算及びその評価の方法）に規定する仮想通貨及び山林を除く）で押印をすべしとするものとして政令で定めるものをいう。  
（七）十四（略）

## 第二六（条）の九（略）

## 第三六（条）の七（略）

## 第一五（条）（定義）

（入札及び開札）  
第二〇（条）一（入札をしようとする者は、その住所又は居所、氏名、法人にあつては、名称（以下同じ）、公売財産の名称、氏名、住所その他必要な事項を記載した入札書に封をして、これを徴収職員に提出しなければならない。この場合において、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成二四・年法律第九十一号）第三十條第一項（電子情報処理組織による申請等の規定）により同項を電子情報処理組織を使用して入札される場合には、入札書に封をする）に相する措置であつて財務省令で定めるものをもつて該封をする）とに代へることができる。

（入札及び開札）  
第二〇（条）一（入札をしようとする者は、その住所又は居所、氏名、法人にあつては、名称（以下同じ）、公売財産の名称、氏名、住所その他必要な事項を記載した入札書に封をして、これを徴収職員に提出しなければならない。この場合において、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成二四・年法律第九十一号）第三十條第一項（電子情報処理組織による申請等の規定）により同項を電子情報処理組織を使用して入札される場合には、入札書に封をする）に相する措置であつて財務省令で定めるものをもつて該封をする）とに代へることができる。

（入札及び開札）  
第二〇（条）一（入札をしようとする者は、その住所又は居所、氏名、法人にあつては、名称（以下同じ）、公売財産の名称、氏名、住所その他必要な事項を記載した入札書に封をして、これを徴収職員に提出しなければならない。この場合において、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成二四・年法律第九十一号）第三十條第一項（電子情報処理組織による申請等の規定）により同項を電子情報処理組織を使用して入札される場合には、入札書に封をする）に相する措置であつて財務省令で定めるものをもつて該封をする）とに代へることができる。

## 第二六（条）の九（略）

## 第三六（条）の七（略）

## 第一五（条）（定義）

（担保責任）  
第二六（条）民法第五六八條（強制執行における担保責任）の規定は、差押財産の換換の場合について準用する。

（配当等の実施）  
第三六（条）の九（略）

（仮想通貨の譲渡原価等の計算及びその評価の方法）  
第四八（条）の二（一）（略）

## 第二六（条）の九（略）

## 第三六（条）の七（略）

## 第一五（条）（定義）

（仮想通貨の譲渡原価等の計算及びその評価の方法）  
第四八（条）の二（一）（略）

（仮想通貨の譲渡原価等の計算及びその評価の方法）  
第四八（条）の二（一）（略）

（仮想通貨の譲渡原価等の計算及びその評価の方法）  
第四八（条）の二（一）（略）

## 第二六（条）の九（略）

## 第三六（条）の七（略）

## 第一五（条）（定義）

（仮想通貨の譲渡原価等の計算及びその評価の方法）  
第四八（条）の二（一）（略）

（仮想通貨の譲渡原価等の計算及びその評価の方法）  
第四八（条）の二（一）（略）

（仮想通貨の譲渡原価等の計算及びその評価の方法）  
第四八（条）の二（一）（略）

有する仮想通貨の価額は、その者が仮想通貨として評価する方法により評価した金額（評価の方法を選定しなかつた場合又は選定した評価の方法により評価した金額）と評価の方法のうち政令で定める方法により評価した金額ととする。

（国内転出をする場合の譲渡所得等の特別の適用がある場合の納税猶予）  
第三七（条）の二（一）（略）  
納税猶予分の所得税額に相当する所得税並びに当該所得税に係る利子及び延滞税の徴収を目的とする国の権利の効力については、次項第二号の規定により読み替へて適用される。同法第七十條第四項の規定によつて読み替へて適用される場合がある場合を除き、継続用届出書の提出があつた時に中断し、当該継続用届出書の提出期限の翌日から新たに進行するものとする。（略）

（贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特別の適用がある場合の納税猶予）  
第三七（条）の三（一）（略）  
納税猶予分の所得税額に相当する所得税並びに当該所得税に係る利子及び延滞税の徴収を目的とする国の権利の効力については、次項第二号の規定によつて読み替へて適用される。同法第七十條第四項の規定によつて読み替へて適用される場合がある場合を除き、継続用届出書の提出があつた時に中断し、当該継続用届出書の提出期限の翌日から新たに進行するものとする。（略）

（給付と所得者の保険料控除申告書）  
第九九（条）（一）国内において給付を受ける居住者は、第九十九條（一）の規定による調整を適用する額を計算し、同条第二号に規定する社会保険料、小規模企業共済等総合新生命保険料、旧生命保険料、介護医療保険料、新個人年金保険料、個人年金保険料又は地震保険料に給付を受けようとする場合には、その給付を受ける者（二）以上の給付を受ける者から給付を受ける者）は、主たる給付を受ける者から、その年最後の給付を受ける日の属する次に掲げる事項を記載した申告書を出し、当該申告書を経由して、その給付に係る所得税の第七七（条）（源泉徴収に係る所得税の納税地）の規定による納税地の轄務局長に提出しなければならない。（一）（略）

（給付と所得者の保険料控除申告書）  
第九九（条）（一）国内において給付を受ける居住者は、第九十九條（一）の規定による調整を適用する額を計算し、同条第二号に規定する社会保険料、小規模企業共済等総合新生命保険料、旧生命保険料、介護医療保険料、新個人年金保険料、個人年金保険料又は地震保険料に給付を受けようとする場合には、その給付を受ける者（二）以上の給付を受ける者から給付を受ける者）は、主たる給付を受ける者から、その年最後の給付を受ける日の属する次に掲げる事項を記載した申告書を出し、当該申告書を経由して、その給付に係る所得税の第七七（条）（源泉徴収に係る所得税の納税地）の規定による納税地の轄務局長に提出しなければならない。（一）（略）

（給付と所得者の保険料控除申告書）  
第九九（条）（一）国内において給付を受ける居住者は、第九十九條（一）の規定による調整を適用する額を計算し、同条第二号に規定する社会保険料、小規模企業共済等総合新生命保険料、旧生命保険料、介護医療保険料、新個人年金保険料、個人年金保険料又は地震保険料に給付を受けようとする場合には、その給付を受ける者（二）以上の給付を受ける者から給付を受ける者）は、主たる給付を受ける者から、その年最後の給付を受ける日の属する次に掲げる事項を記載した申告書を出し、当該申告書を経由して、その給付に係る所得税の第七七（条）（源泉徴収に係る所得税の納税地）の規定による納税地の轄務局長に提出しなければならない。（一）（略）

（給付と所得者の保険料控除申告書）  
第九九（条）（一）国内において給付を受ける居住者は、第九十九條（一）の規定による調整を適用する額を計算し、同条第二号に規定する社会保険料、小規模企業共済等総合新生命保険料、旧生命保険料、介護医療保険料、新個人年金保険料、個人年金保険料又は地震保険料に給付を受けようとする場合には、その給付を受ける者（二）以上の給付を受ける者から給付を受ける者）は、主たる給付を受ける者から、その年最後の給付を受ける日の属する次に掲げる事項を記載した申告書を出し、当該申告書を経由して、その給付に係る所得税の第七七（条）（源泉徴収に係る所得税の納税地）の規定による納税地の轄務局長に提出しなければならない。（一）（略）











有効な改正前規定（警察法）

② 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第四  
条第二項から第四項までの規定は、前の規定により行われた  
特定書面等地方税関通知について準用する。この場合において  
特定書面の上欄に掲げる同条の中欄に掲げる字句は、それぞれ  
同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。

第三項	当該処分通知等 書面等により行う ものとして規定し た処分通知等と関 する法令	地方税関係法令（地方 税関法第七百四十七 条の二） 規定する地方税関係 法令 以下この項及び第 四項において同じ
第四項	当該処分通知等に 関する法令	当該地方税関係法令
第五項	当該処分通知等 同項の処分通知等 書面等地方税関係 通知	地方税法第七百六十二 条第一号の同法第七 百四十七条の四第一 項に規定する特定書 面等地方税関係通知
第六項	当該処分通知等 同項の処分通知等 書面等地方税関係 通知	地方税法第七百六十二 条第一号の同法第七 百四十七条の四第一 項に規定する特定書 面等地方税関係通知
第七項	当該処分通知等 同項の処分通知等 書面等地方税関係 通知	地方税法第七百六十二 条第一号の同法第七 百四十七条の四第一 項に規定する特定書 面等地方税関係通知
第八項	当該処分通知等 同項の処分通知等 書面等地方税関係 通知	地方税法第七百六十二 条第一号の同法第七 百四十七条の四第一 項に規定する特定書 面等地方税関係通知
第九項	当該処分通知等 同項の処分通知等 書面等地方税関係 通知	地方税法第七百六十二 条第一号の同法第七 百四十七条の四第一 項に規定する特定書 面等地方税関係通知
第十項	当該処分通知等 同項の処分通知等 書面等地方税関係 通知	地方税法第七百六十二 条第一号の同法第七 百四十七条の四第一 項に規定する特定書 面等地方税関係通知

第七百四十七条の五① 行政機関の長は、他の行政機関の長に対して  
行方地方税関係法令のうち、地方税関係法令の規定により書面  
等により行うこととしているもの以外のものとして、特定地方税関  
係通知（次項及び第七百四十七条の六において「特定地方税関  
係通知」という。）については、総務省令で定めるところにより、  
地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、機構を  
経由して行うことができる。  
② 前項の規定により行われた特定地方税関係通知は、第七百六  
十二条第一号の当該特定地方税関係通知を受ける者の使用に係  
る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該  
特定地方税関係通知を受ける者に到達したものとみなす。

用語の意義

第七六二条（様書略）

イ 略

口 地方税関係法令の規定に基づき行政機関の長が行う通知  
（書面等（書面、書類、文書その他の文字、図形等人の知覚

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律

によつて認識することができる情報が記載された紙その他の  
有体物をいう。）に記載され、又は電磁的記録（電子的方式  
が、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することが  
できない方式で作られる記録であつて、電子計算機による  
情報処理の用に供されるものをいう。）に記録されている  
事項を閲覧させ、又は記録させることを含む。）

二

イ 略

ロ 様書略

イ 略

警察法

令和二年一月一日以降有効な旧規定

改正法令一覽

九・五・一七法九

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律

令和二年一月一日以降有効な旧規定

改正法令一覽

九・六・二四法五

第九案

九・六・二四法五

第九案

九・六・二四法五

第九案

九・六・二四法五

第九案

九・六・二四法五

第九案

九・六・二四法五





## ○土地収用法

令和二年一月一日以降有効な旧規定

### 改正法令一覽

・民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二九・六・二法四五 本則三三三条（令和二・四・一施行））

### 見積りによる補償金の支払

#### 第四六条の四（略）

② 第九十五条第二項第三号を除く、及び第四項後段第九十九條第一項及び第三項並びに第百四條の規定は、前項の規定によつて支払へべき補償金について準用する。この場合において、第九十五条第一項中「権利取得の時期」とあるのは、第四十六條の四第一項の規定による支払期日と、第百四條中「取用され、又は使用された」とあるのは、「について第四十六條の二第二項の規定による補償金の支払の請求された」と、その目的物の取用又は使用に因つて」とあるのは、「第四十六條の四第一項の規定によつて」と読み替へるものとする。

#### ③④（略）

### （権利取得裁判に係る補償の払渡又は供託等）

#### 第九五条①（略）

② 起業者は、左の各号に掲げる場合においては、前項の規定にかかわらず、権利取得の時期までに補償金を供託することができる。

一 補償金等を受けるべき者がその受領を拒んだとき、又は補償金等を受領することができないとき。

#### 新二（改正により追加）

二 起業者が過失がなく、補償金等を受けるべき者を確知することができないとき。（改正後の三）

三（略、改正後の四）

四 起業者が差押又は仮差押により補償金等の払渡を禁じられたとき。（改正後の五）

③ 前項第三号の場合において補償金等を受けるべき者の請求があるときは、起業者は、自己の見積金額を払い渡し、裁判による補償金等の額との差額を供託しなければならない。

④（略）

⑤ 起業者は、左の各号に掲げる場合においては、第一項の規定にかかわらず、権利取得の時期までに耕地を供託することができる。

一 耕地を受けるべき者がその受領を拒んだとき、又は耕地の譲渡若しくは引渡を受けることができないとき。

#### 新二（改正により追加）

⑥（略）  
二 起業者が差押又は仮差押により耕地の譲渡又は引渡を禁じられたとき。（改正後の三）

## ○都市計画法

令和二年一月一日以降有効な旧規定

### 改正法令一覽

・民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二九・六・二法四五 本則三三三条（令和二・四・一施行））

### （受益者負担金）

#### 第七五条①⑥（略）

⑦ 負担金及び延滞金を徴収する権利は、五年間行なわれないときは、時効により消滅する。

## ○大気汚染防止法

令和二年一月一日以降有効な旧規定

### 改正法令一覽

・民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二九・六・二法四五 本則三五〇条（令和二・四・一施行））

### 消滅時効

#### 第二五条第一項に規定する損害賠償の請求権

は、被害者又はその法定代理人が損害及び賠償義務を知つた時から三年間行なわれないときは、時効によつて消滅する。損害の発生時から二十年を経過したときも、同様とする。

### ○水質汚濁防止法

令和二年一月一日以降有効な旧規定

**改正法令** 第七十九条の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二九・六・二四法四五）本則三五二条（令和二・四・一施行）

**削減時効** 第十九条第一項に規定する損害賠償の請求権は、被害者又はその法定代理人が損害及び賠償義務者を知つた時から三年間行わないときは、時効によつて消滅する。損害発生の時から二十年を経過したときも、同様とする。

### ○土壌汚染対策法

令和二年一月一日以降有効な旧規定

**改正法令** 第八十一条の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成一九・六・法四五）本則三五九条（令和二・四・一施行）

**汚染除去等計画の作成等に要した費用の請求** 第八十一条（略）

② 前条に規定する請求権は、当該実施措置を講じ、かつ、その行為した者が知つた時から三年間行わないときは、時効によつて消滅する。当該実施措置を講じた時から二年を経過したときも、同様とする。

### ○廃棄物の処理及び清掃に関する法律

令和二年一月一日以降有効な旧規定

**改正法令** 第九・九・六・一六法六）本則、令和二・四・一施行）

**産業廃棄物管理票** 第二十一条（略）

① 前条第一項の規定により管理票を交付しなければならないこととされている場合において、運搬受託者又は処分受託者は、同項の規定による管理票の交付を受けなければならない。ただし、次条第一項に規定する電子情報処理組織利用者から、電子情報処理組織へ使用し、同項に規定する情報処理センターを経由して当該産業廃棄物の運搬又は処分が終了した旨を報告することを求められた同項に規定する運搬受託者及び処分受託者については、この限りでない。

② 前条第二項の規定により管理票を交付しなければならないこととされている場合において、運搬受託者又は処分受託者は、同項の規定による管理票の交付を受けなければならない。ただし、次条第一項に規定する電子情報処理組織利用者から、電子情報処理組織へ使用し、同項に規定する情報処理センターを経由して当該産業廃棄物の運搬又は処分が終了した旨を報告することを求められた同項に規定する運搬受託者及び処分受託者については、この限りでない。

③ 運搬受託者又は処分受託者は、受託し産業廃棄物の運搬又は処分を終了しないにもかかわらず、前条第二項若しくは第四項の交付又は次条第二項の報告をしてはならない。

④ 処分受託者は、前条第四項前段若しくは第五項若しくは次条第五項の規定による当該処分が終了した旨を記載した管理票の写しの送付又は同条第四項の規定による当該処分に係る中間処理産業廃棄物については、同条第四項の規定により当該処分に係る中間処理産業廃棄物について最終処分が終了した旨の通知を受けていないにもかかわらず、前条第五項の送付をしてはならない。

⑤ 処分受託者は、前項又は第十二条の第五項の規定により当該処分に係る中間処理産業廃棄物について最終処分が終了した旨が記載された管理票の写しの送付を受けたときは、環境省令で定めるところにより、第一項の規定により交付された管理票又は第三項後段の規定により交付された管理票に最終処分が終了した旨を記載し、環境省令で定められた期間内に、当該処分を委託した管理票交付者に当該管理票の写しを送付しなければならない。

⑥ 管理票交付者は、環境省令で定める期間内に、第三項から第五項まで若しくは第十二条の第五項の規定による管理票の写しの送付を受けなければならない。これらの規定に規定する事項が記載されていない管理票の写し若しくは虚偽の記載のある管理票の写しを受けるとき、又は第十四条の三の二第百四十四条の六において準用する場合を含む、第十四条の四第三項若しくは第十四条の五第四項の規定による通知を受けたときは、速やかに当該委託に係る産業廃棄物の運搬又は処分の状況を把握するとともに、環境省令で定めるところにより、適切な措置を講じなければならない。

⑦ 運搬受託者は、環境省令で定める期間内に、第三項から第五項まで若しくは第十二条の第五項の規定による管理票の写しの送付を受けなければならない。これらの規定に規定する事項が記載されていない管理票の写し若しくは虚偽の記載のある管理票の写しを受けるとき、又は第十四条の三の二第百四十四条の六において準用する場合を含む、第十四条の四第三項若しくは第十四条の五第四項の規定による通知を受けたときは、速やかに当該委託に係る産業廃棄物の運搬又は処分の状況を把握するとともに、環境省令で定めるところにより、適切な措置を講じなければならない。

⑧ 運搬受託者は、環境省令で定める期間内に、第三項から第五項まで若しくは第十二条の第五項の規定による管理票の写しの送付を受けなければならない。これらの規定に規定する事項が記載されていない管理票の写し若しくは虚偽の記載のある管理票の写しを受けるとき、又は第十四条の三の二第百四十四条の六において準用する場合を含む、第十四条の四第三項若しくは第十四条の五第四項の規定による通知を受けたときは、速やかに当該委託に係る産業廃棄物の運搬又は処分の状況を把握するとともに、環境省令で定めるところにより、適切な措置を講じなければならない。

⑨ 運搬受託者は、環境省令で定める期間内に、第三項から第五項まで若しくは第十二条の第五項の規定による管理票の写しの送付を受けなければならない。これらの規定に規定する事項が記載されていない管理票の写し若しくは虚偽の記載のある管理票の写しを受けるとき、又は第十四条の三の二第百四十四条の六において準用する場合を含む、第十四条の四第三項若しくは第十四条の五第四項の規定による通知を受けたときは、速やかに当該委託に係る産業廃棄物の運搬又は処分の状況を把握するとともに、環境省令で定めるところにより、適切な措置を講じなければならない。

⑩ 処分受託者は、第四項前段又は第十二条の第五項の規定により管理票の写しを送付したときは、当該管理票を当該送付の日から環境省令で定める期間保存しなければならない。

⑪ 虚偽の管理票の交付等の禁止 第二十一条の四（略）

⑫ 前条第一項の規定により管理票を交付しなければならないこととされている場合において、運搬受託者又は処分受託者は、同項の規定による管理票の交付を受けなければならない。ただし、次条第一項に規定する電子情報処理組織利用者から、電子情報処理組織へ使用し、同項に規定する情報処理センターを経由して当該産業廃棄物の運搬又は処分が終了した旨を報告することを求められた同項に規定する運搬受託者及び処分受託者については、この限りでない。

⑬ 運搬受託者又は処分受託者は、受託し産業廃棄物の運搬又は処分を終了しないにもかかわらず、前条第二項若しくは第四項の交付又は次条第二項の報告をしてはならない。

⑭ 処分受託者は、前条第四項前段若しくは第五項若しくは次条第五項の規定による当該処分が終了した旨を記載した管理票の写しの送付又は同条第四項の規定による当該処分に係る中間処理産業廃棄物については、同条第四項の規定により当該処分に係る中間処理産業廃棄物について最終処分が終了した旨の通知を受けていないにもかかわらず、前条第五項の送付をしてはならない。

⑮ 電子情報処理組織の使用 第二十一条の五新（改正により追加）



## ○公害紛争処理法

令和二年一月一日以降有効な旧規定

## 改正法令一覽

・民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二九・六・二法四五）本則一六条（令和二・四・一施行）

## （時効の中断等）

第三六条の二 前条第一項の規定により調停が打ち切れ、又は同条第二項の規定により調停が打ち切られたものとみなされた場合において、当該調停の申請をした者がその旨の通知を受けた日から二十日以内、調停の目的となつた請求について第四十二条の十二第一項に規定する責任裁定を申請し、又は訴えを提起したときは、時効の中断及び出訴期間の遵守に関しては、調停の申請の時に、責任裁定の申請又は訴えの提起があつたものとみなす。

## （時効の中断等）

第四二条の二五① 責任裁定の申請は、時効の中断及び出訴期間の遵守に関しては、裁判上の請求とみなす。

② 責任裁定の申請が第四二条の十二第一項の規定により受理されなかつた場合において、当該責任裁定の申請をした者からその旨の通知を受けた日から二十日以内、申請の目的となつた請求について訴えを提起したときは、時効の中断及び出訴期間の遵守に関しては、責任裁定の申請の時に、訴えの提起があつたものとみなす。

## ○公害健康被害の補償等に関する法律

令和二年一月一日以降有効な旧規定

## 改正法令一覽

・民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二九・六・二法四五）本則三五四条（令和二・四・一施行）

## （再調査の請求及び審査請求）

第三〇六条①②（略）  
③ 第一項の再調査の請求及び前項の審査請求は、時効の中断に因しては、裁判上の請求とみなす。

# ○学校教育法

令和一年一月一日以降有効な旧規定

## 改正法令一覧

- ・学校教育法等の一部を改正する法律（令和一年・五・四四法）
- ① 本則条（令和二・四・一施行）
- ・法科大学院の教育と司法試験等に関する法律の一部を改正する法律（令和・六・二六法四四）本則三令合和二・四・一施行

## 第八八条の二（修学年限への適置）

専門性が求められる職業に係る実務の修練を通じ当該職業を担うための実践的な能力を修得した者が専門職大学院等（専門職大学院は第百八条第四項に規定する目的をその目的とする大学（第百四条第五項及び第百項において「専門職短期大学」という。）以下この条及び第百九条第三項において同じ。）に入学する場合において、当該実践的な能力の修得により当該専門職大学院等の教育課程の一部を履修しと認められるときは、文部科学大臣が定めることにより、修得した実践的な能力やその他の事項を勘案して専門職大学院等が定める期間を修業年限に連算することができる。ただし、その期間内では当該専門職大学院等の修業年限の二分の一を超えない範囲内で文部科学大臣が定める期間を超えてはならない。

## 第二〇二条 入学資格 ①（略）

② 前項本文の規定にかかわらず、大学院を置く大学は、文部科学大臣の定めるところにより、第八十三条の大学に文部科学大臣の定めるところにより、これに準ずる者として、文部科学大臣が定める者（をむ）であつて、当該大学院を置く大学に定める単位を優秀な成績で修得したと認められるものを、当該学院に入学せしめることができる。

## 第九条 自己点検評価 ① 認定評価 ①

大学は、その教育研究水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備（次項において「教育研究等」という。）の状況について、自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

②（略）

③ 前二項の認定評価は、大学からの求めにより、大学評価標準（前二項の認定評価を行ったに認定評価機関が定める基準をいう。次項において「**二**」に修得して行うものとする。）に基づき、改正により追加

# ○地方教育行政の組織及び運営に関する法律

令和一年一月一日以降有効な旧規定

## 改正法令一覧

- ・地方公務員法及び地方自治法の部を改正する法律（平成二九・五・七法二九）附則①（条及び三）条（令和・四・一施行）

## （任命）

④ 第四十条④（略）

⑤ 地方公共団体の長は、第二項の規定による委員の任命に当たって、委員の年齢、性別、職業等に偏りがないよう及びに配慮するとともに、委員のうちに保護者、親権を行う者及び未成年後見人をいう。第四十条の六第六項第一号及び第五項において同じである者が含まれるようしなければならない。

## （異費負担教員員の任用等）

第四〇条 第三十七条の場合において、都道府県委員会（この条に掲げる一の市町村に係る異費負担教員員の免職に関する事務を行う者及びこの条に掲げる他の市町村に係る異費負担教員員の採用に関する事務を行う者）の一方又は双方が第五十五条第一項又は第六十一条第一項の規定により当該事務を行うこととされた市町村委員会である場合にあつては、当該一の市町村に係る異費負担教員員の免職に関する事務を行う教育委員会及び当該他の市町村に係る異費負担教員員の採用に関する事務を行う教育委員会、地方公務員法第十七条第二項及び第二十八条第一項の規定にかかわらず、一の市町村の異費負担教員員（非常勤の講師を同法第二十八條の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者を除く。以下同じ。）を除く。以下この条第四十二條、第四十三條及び第四十四條、第四十五條第一項、第四十七條、第四十九條及び第六十一条第二項において同じを免職し、引き続いて当該都府県内の他の市町村の異費負担教員員に任用することができるものとする。この場合において、当該異費負担教員員が当該職された市町村において同法第二十二條第一項（教育公務員法第十二條第一項の規定において読み替へて適用する場合を含む。）の規定により正式任用となつていない者であるときは、当該異費負担教員員の当該他の市町村における採用については、地方公務員法第二十二條第一項の規定は、適用しない。

## （職務の監督）

有効な改正前規定（学校教育法 地方教育行政の組織及び運営に関する法律）

④ 都道府県委員会は、異費負担教員員の任用その他の進退を適切に行うため、市町村委員会が行う異費負担教員員の職務の監督又は前条、前項若しくは第四十七條の第三項の規定により都道府県が制定する条例若しくは同条第二項の都道府県定めの実施について、技術的な基準を設けることができる。

## （異費負担教員員の免職及び都道府県の職への採用）

第四七条の二 都道府県委員会は、地方公務員法第二十七條第二項及び第二十八條第一項の規定にかかわらず、その任命に係る市町村の異費負担教員員（教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭及び助産師教諭を同法第十八條の四第一項の五に規定する任用職員という。）を除く。並びに講師、再任用職員及び非常勤の講師を除く。に限る。次の各号のいずれにも該当するもの（請状を除く。）を免職し、引き続いて当該都府県の常時勤務を要する職（指掌主事並びに校長、園長及び教員員を除く。）に採用することができる。

一・二（略）

## （異費負担教員員のうち非常勤講師の報酬等及び身分取扱い）

第四七条の三 異費負担教員員のうち非常勤の講師の報及職務を行うために要する費用の弁償額並びにその支給方法については、都道府県の条例で定める。

② この章に規定するものは、異費負担教員員のうち非常勤の講師の身分取扱いについては、都道府県の定めのあるものとする。

改正により補られた

## （初任者研修に係る非常勤講師の派遣）

第四七条の四 市（地方自治法第二百五十條の十九第一項の指定都市）以下（指定都市）という。を除く。以下この条において同じ。一町村の教育委員会は、都道府県委員会が教育公務員特別法第二十三條第一項の初任者研修を実施する場合において、市町村の設置する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校（後期課程）定時制の課程、学校教育法等第二條第一項に規定する定時制の課程を、以下同じ。を置くこととする。又は特別支援学校に非常勤の講師（高等学校において、定時制の課程の授業を担当する非常勤の講師に限る。）を勤務させる必要があるときは、都道府県委員会に対し、当該都道府県委員会の事務局の非常勤の職員を派遣を求めることができる。

## （前項の規定にかかわらず）

② 前項の規定にかかわらず、派遣を受けた市町村の職員（第四項において派遣職員という。）は、派遣を受けた市町村の職員としての身分を併せ有することとなるものとし、その報酬及び職務を行うために要する費用の弁償は、当該職員員の派遣をした都道府県が負担とする。

④（略）

⑤（略）

第四七条の五、第四七条の六（略、改正後第四七条の四、第四七条の五）

## （改正後第四七条の三）

（改正後第四七条の三）

## （改正後第四七条の六）

（改正後第四七条の六）

## （改正後第四七条の四）

（改正後第四七条の四）

## （改正後第四七条の五）

（改正後第四七条の五）

## （改正後第四七条の六）

（改正後第四七条の六）



# ○不動産登記令

令和二年一月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧  
・民法の一部を改正する法律及び民法の一部を改正する法律の施行に際し関係法の整備等に関する政令（平成三〇・六・六政令一八三）本則二条（令和二・四一施行）  
・情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の効率化及び効率化を図るための法律等に関する情報通信技術の利用に関する法律（令和二・二・九法律一）  
・民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成一九・六・法四五）本則一九条（令和二・四一施行）

別表 第三条 第七条関係	項	登記	申請情報	添付情報
（中略） 六十四 買戻しの特約 の登記	買主が支払った代金及び契約の費用並びに買戻しの期間の定めがあるときはその	登記原因を証する情報		
	（後略）	定め		

# ○動産及び債権の譲渡の對抗要件に関する民法の特例等に関する法律

令和二年一月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧  
・民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成一九・六・法四五）本則一九条（令和二・四一施行）  
・情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の効率化及び効率化を図るための法律等に関する情報通信技術の利用に関する法律（令和二・二・九法律一）  
・民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成一九・六・法四五）本則一九条（令和二・四一施行）

## （債権の譲渡の對抗要件等）

④ 前項の規定は、当該債権の譲渡に係る第十条第一項第二号に掲げる事由に基づいてされた債権譲渡登記の抹消登記について準用する。この場合において、前項「譲渡人」とあるのは「譲受人」と、「譲受人」とあるのは「譲渡人」と読み替えるものとする。

③ 前項の場合においては、民法第四百六十八条第一項の規定合において、当該債権が債権譲渡人により譲渡されたこと、当該債権が譲渡人に対して生じた事由を譲受人に對抗することができる。

② 略

## （債権への準用）

④ 前条第一項第四号及び第八号の規定並びに第五号、第六号及び第九号から前条までの規定中債権の譲渡に係る部分は、法人が債権を目的として債権を設定した場合において、当該債権の設定につき債権譲渡登記ファイルに記録された債権の設定の登記（以下「債権設定登記」という。）について準用する。この場合において、第四号の見出し並びに同条第一項第二号及び第四号並びに第十号第一項第一号及び第二号中「債権の譲渡」とあるのは「債権の設定」と、第四号第一項中「債権の譲渡」とある

るものは「債権の設定の登記」と、同項から同条第三項までの規定中「債権の債務者」とあるのは「債権の目的とされた債権の債務者」と、同条第一項及び第六十八条第四項中「民法第四百六十七条」とあるのは「民法第三百六十四条の規定により前項に從つた」とされる同法第四百六十七条」と、第四号第一項及び第四項、第五号第一項及び第五項、第六号第一項の見出し並びに同条第四項及び第五項、第九号第一項、第十号第一項及び第三項並びに第十二号第一項中「債権譲渡登記」とあるのは「債権設定登記」と、第四号第二項中「その譲渡」とあるのは「その債権の設定」と、同項から同条第四項まで、第五号第二項、第八号第二項、第九号第一項、第十号第一項、第十号第二項、第十号第一号及び第四号並びに第十号第三項中「譲渡人」とあるのは「債権設定者」と、第四号第三項から第十号第一項及び第十号第二項、第七号第一号、第八号第一号、第九号第一号及び第十号第一項、第十号第一号中「次条から第十号第一号及び第十号第二号第一項」とあるのは「第十四条において準用する第八号から第十号第一項」と及び第十号第二項の規定と、第五号第二項及び第六号第二号中「第十号第一項及び第三項並びに第十三号第一項」とあるのは「第十四条第一項及び第二項並びに第十三号第一項及び第三項並びに第十三号第二項の規定」と、第八号第一項中「債権譲渡登記」とあるのは「債権設定登記」と、同項第二号及び第五号並びに第九号第二号中「債権譲渡登記」とあるのは「債権設定登記」と、第八号第二号中「登記原因及びその日付」とあるのは「登記原因及びその日付並びに被担保債権の額又は価格」と、同項第三号及び第四号、同条第一号、第四号及び第五号、第十号第一項第一号及び第三項並びに第十号第二号第一号、第二号及び第四号中「譲渡に係る債権」とあるのは「債権の目的とされた債権」と、第八号第二号第二号中「譲渡する」とあるのは「目的として債権を設定する」と、同条第四項及び第五号第一項中「譲渡」とあるのは「債権を設定」と、同条同法第四百六十七条」とあるのは「同法第三百六十四条の規定によりその規定に從つたとされる同法第四百六十七条」と、第九号第二項及び第十号第二項中「債権譲渡登記」とあるのは「債権設定登記」と、同項第一号中「債権譲渡登記」とあるのは「債権設定登記」と、同項第一号中「債権譲渡登記」とあるのは「債権設定登記」と、第十号第一号中「債権の譲渡」とあるのは「債権の設定」と読み替えるものとする。

② 第八号第四項の規定は、債権譲渡登記がされた譲渡に係る債権を目的として譲受人が債権を設定し、当該債権譲渡登記の存続期間の満了前に債権譲渡登記がされた場合における当該債権譲渡登記の抹消期間の満了前に債権譲渡登記がされた場合における当該債権譲渡登記がされた譲渡に係る債権の目的として譲受人が債権を設定し、当該債権譲渡登記の存続期間の満了前に同法第三百六十七号の規定によりその規定に從つたとされる同法第四百六十七号の規定による通知又は承諾がされた場合（前項において準用する第四号第一項の規定により同法第四百六十七号の規定による

通知があったものとみなされる場合を除く）における当該債権譲渡登記の存続期間について準用する。

## （手数料の納付）

② 前項の手料の納付は、収入印紙をもつてしなければならない。ただし、行政手続における情報通信技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第三十三条の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して前項の請求をするときは、法務省令で定めるところにより、現金をもつてすることができる。

有効な改正前規定（不動産登記令）

不動産及び債権の譲渡の對抗要件に関する民法の特例等に関する法律

# 有効な改正前規定（マンションの建替え等の円滑化に関する法律）

令和二年一月一日以降有効な旧規定

## 改正法令一覧

- 民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成一九・六・二法四五）本則三四五条、令相二・四一・一施行
- 民法及び民事事件手続法の一部を改正する法律（平成二〇・七・二法七二）附則二四条、令相二・四一・一施行

## （定義等）

第一一七条（略）

（基本方針）

第四〇条（略）

（住居略）

# 工場抵当法

改正により追加

## 改正後の四

- 二 施行者が過失なく補償金を受けるべき者を確知することができないとき（改正後の三）
- 三 略（改正後の三）
- 四 略（改正後の三）

## （債権者の協議及び裁定）

第八三条（略）

（債権者の協議及び裁定）

# 工場抵当法

令和二年一月一日以降有効な旧規定

## 改正法令一覧

- 民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成一九・六・二法四五）本則五五条、令相二・四一・一施行

## （第一財団を組織しない工場等の土地・建物の抵当権）

第一〇一条（略）

（第一財団を組織しない工場等の土地・建物の抵当権）

# ○電子記録債権法

令和二年一月一日以降有効な旧規定

改正法令一覽  
民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二九・六・二法四五）本則九五条（令和二・四・一施行）

## 意思表示の無効又は取消の特則

第二条（電子記録の請求における相手方に対する意思表示による無効又は取消）  
第三十二条ただし書若しくは第三十五条の規定による取消は、善意でかつ重大な過失がない第三者（同条第二項及び第三項の規定による取消にあつては、取消後の第三者に限る。）に対抗することができない。

## （註略）

二 前項の意思表示の無効又は取消しを對抗しようとする者が個人（当該電子記録において個人事業者（消費者契約法平成十一年法律第六十一号）第二条第一項に規定する事業者である個人をいう。以下同じ。）である旨の記録がされている者を除く。である場合

## （無権代理の責任特則）

第三条（電子記録の請求における相手に対する意思表示について）  
第三十二条ただし書若しくは第三十五条の規定による取消は、善意でかつ重大な過失がない第三者（同条第二項及び第三項の規定による取消にあつては、取消後の第三者に限る。）に対抗することができない。

## （発生記録）

第六条（註略）  
四 債権者が二人以上ある場合において、その債権が不可分債権であるときはその旨、可分債権であるときは債権者ごとの債権の金額（五十八（略））（一五（略））

## （消滅時効）

第三条（電子記録債権は、三年間行使しないときは、時効によつて消滅する。）

## （民法等の適用除外）

② 前項の規定にかかわらず、電子記録保証人が個人（個人事業者）

## （有効な改正前規定）

電子記録債権法（電子記録債権法）

者である旨の記録がされている者を除く。である場合には、当該電子記録保証人は、主たる債権者の債権による相殺をもつて債権者に対抗することができる。（改正により追加）

## （特別求償権）

第三十五条（発生記録によつて生じた債務を主たる債務とする電子記録保証人が出えん（弁済その他自己の財産をもつて主たる債務として記録された債務を消滅させるべき行為をいう。以下この条において同じ。）をした場合において、その旨の支払等記録がされたときは、民法第四百五十九条、第四百六十二条、第四百六十三条及び第四百五十五条の規定にかかわらず、当該電子記録保証人は、次に掲げる者に対し、出えんにより共同の免責を得た額、出えんをした日以後の遅延損害金の額及び償還することができなかった費用の額の合計額について電子記録債権を取得する。ただし、第四号に掲げる者に対しては、自己の負担部分を超えて出えんをした額のうち同号に掲げる者の負担部分の額に限る。）（一三（略））

## （債権記録の失効）

第七條（略）  
① 電子記録債権及びこれを目的とする債権は、前項の規定により債権記録がその効力を失つた日（以下この条において「効力失効日」とい。）以後は、当該債権記録に記録された電子記録債権の内容をその権利の内容とする指名債権及びこれを目的とする債権として存続するものとする。  
② 効力失効日電子記録保証人であった者が前項の指名債権についての弁済その他自己の財産をもつて主たる債務として記録されていた債務を消滅させるべき行為をしたときは、その者は、特別求償権と同い内容の求償権を取得する。  
③ ④ ⑤（略）

# ○電子消費者契約に関する民法の特例に関する法律

令和二年一月一日以降有効な旧規定

改正法令一覽  
民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二九・六・二法四五）本則九八条（令和二・四・一施行）

## 電子消費者契約及び電子承諾通知に関する民法の特例に関する法律

## （題旨）

第一条 この法律は、消費者が行う電子消費者契約の要素に特定の錯誤があつた場合及び締結者間の契約において電子承諾通知を発する場合に関し民法（明治二十九年法律第八十九号）の特例を定めるものとする。

## （定義）

第二条（略）  
④ この法律において「電子承諾通知」とは、契約の申込みに対する承諾を示しよとする者が使用する電子計算機等（電子計算機、フロッピーディスク装置、タブレット又は電話機をいう。以下同じ）と当該契約の申込みをした者が使用する電子計算機等とを接続する電気通信回線を通じて送信する方法により行つたものをいう。（改正により附された）

## （電子消費者契約に関する民法の特例）

第三条（民法第九十五条ただし書の規定は、消費者が行う電子消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示について、その電子消費者契約の要素に錯誤があつた場合であつて、当該錯誤が次のいずれかの場合に該当するときは、適用しない。ただし、当該電子消費者契約の相手方である事業者（その委託を受けた者を含む。以下同じ）が、当該申込み又はその承諾の意思表示に際して、電磁的方法によりその映像面を介して、その消費者の申込み若しくはその承諾の意思表示を行う意思の有無について確認を求める措置を講じた場合又はその消費者が当該事業者に対して当該措置を講じた場合又はその消費者の表明があつた場合は、この限りでない。）

（電子承諾通知に関する民法の特例）  
第四条（民法第五百二十六条第一項及び第五百二十七条の規定は、隔地者間の契約において電子承諾通知を発する場合については、適用しない。（改正により附された）

### ○借地借家法

令和二年一月一日以降有効な旧規定

#### 改正法令 覽

・民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成一九・六・二法四五）本則二五条（令和二・四・一施行）

#### （借地権の対抗力等）

- ③ 第一〇条①（略）
- ④ 第二〇条①（略）

#### （建物賃借借の期間）

② 第九条①（略）

#### （建物賃借借の対抗力等）

- ② 民法第五百六十六條第一項及び第三項の規定は、前項の規定による効力を有する賃借借の目的である建物賃借借の目的物である場合に準用する。改正により附された。
- ③ 民法第五百七十条の規定は、前項の場合に準用する。改正により附された。

### ○信託法

令和二年一月一日以降有効な旧規定

#### 改正法令 覽

・民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成一九・六・二法四五）本則五二条（令和二・四・一施行）

#### （詐害信託の取消し等）

① 委託者がその債権者を害することを知って信託をした場合又は、委託者が債権者を害すべき事実を知っていたにもかかわらず、債権者は、委託者を被告として、民法（明治二十九年法律第八十九號）第四百二十四條第一項の規定による取消しを裁判所に請求することができる。ただし、受益者が現に存する場合において、その受益者の全部又は一部が、受益者としての指定（信託行為の定めにより又は第八十九條第一項に規定する受益者指定権等の行使により受益者又は要後の受益者として指定されることを含む。以下同じ）を受けたことを知った時又は受益権を譲り受け、この限りにあつて債権者を害すべき事実を知らなかつたときは、この限りでない。

② 前項の規定による請求を認容する判決が確定した場合において、信託財産に負担債務に係る債権を有する債権者（委託者であるものを除く）が当該債権を取得した時において債権者を害すべき事実を知らなかつたときは、委託者は、当該債権を有する債権者に対し、当該信託財産に負担債務について弁済の責任を負う。ただし、同項の規定による取消しにより受益者から委託者に移転する財産の価額を限度とする。

- ③ 委託者がその債権者を害することを知って信託をした場合において、受益者が委託者から信託財産に属する財産の給付を受けたときは、債権者は、債権者を被告として、民法第四百二十四條第一項の規定による取消しを裁判所に請求することができる。ただし、当該受益者が、受益者としての指定を受けたことを知つた時又は受益権を譲り受け、この限りにあつて債権者を害すべき事実を知らなかつたときは、この限りでない。

- ⑤ 受益者の指定又は受益権の譲渡に当たっては、第一項本文第四項本文又は第五項前段の規定を不当に用いる目的で、債権者を害すべき事実を知らず、以下この項において「善意者」として、無償、無償と同視すべき旨を含む。以下この項において同じ。受益者として指定し、又は善意者に対し無償で受益権を譲り渡してはならない。

#### （詐害信託の否認等）

① 破産者が委託者としてした信託における破産法（平成十六年法律第七十五號）第二百十條第一項の規定の適用については、同項各号「これによつて利益を受けた者」とあるのは、「これによつて利益を受けた受益者の全部又は一部」とする。

② 再生債務者が委託者としてした信託における民事再生法（平成十一年法律第二百二十五號）第二百七條第一項の規定の適用については、同項各号中「これによつて利益を受けた者」とあるのは、「これによつて利益を受けた受益者の全部又は一部」とする。

#### （信託財産に属する財産に対する強制執行等の制限等）

① 第三條第三号に掲げる方法によつて信託がされた場合において、委託者がその債権者を害することを知つた時又は、委託者が現に存する場合において、その受益者の全部又は一部が、受益者としての指定を受けたことを知つた時又はは受益権を譲り受け、この限りにあつたときは、この限りでない。

② 債権者に対する債権の行使は、債権者が委託者、信託財産に属する財産に対し、強制執行、仮差押え、仮処分若しくは担保権の実行者若しくは競売又は国税滞納処分をすることができ、委託者が現に存する場合において、その受益者の全部又は一部が、受益者としての指定を受けたことを知つた時又はは受益権を譲り受け、この限りにあつたときは、この限りでない。

- ③ 損失でん補責任等に係る債権の期間の制限
- ④ 第四十一条の規定による責任は、十年間行使しないときは、時効によつて消滅する。

#### （受託者の信託報酬）

- ④ 第四十八條第四項及び第五項、第四十九條（第六項及び第七項を除く）、第五十一条並びに第五十二条並びに民法第四百四十八條第一項及び第二項の規定は、受託者の信託報酬について準用する。

#### （受益権の購入）

① 前項の規定は、信託行為に別段の定めがあるときは、適用しない。ただし、その定めは、善意の第三者に対抗することができない。

#### （受益権の譲渡性）

② 前項の規定は、信託行為に別段の定めがあるときは、適用しない。ただし、その定めは、善意の第三者に対抗することができない。

- ⑤ 受益者の指定又は受益権の譲渡に当たっては、第一項本文第四項本文又は第五項前段の規定を不当に用いる目的で、債権者を害すべき事実を知らず、以下この項において「善意者」として、無償、無償と同視すべき旨を含む。以下この項において同じ。受益者として指定し、又は善意者に対し無償で受益権を譲り渡してはならない。

- ⑥ 受益者の指定又は受益権の譲渡に当たっては、第一項本文第四項本文又は第五項前段の規定を不当に用いる目的で、債権者を害すべき事実を知らず、以下この項において「善意者」として、無償、無償と同視すべき旨を含む。以下この項において同じ。受益者として指定し、又は善意者に対し無償で受益権を譲り渡してはならない。

# ○製造物責任法

令和二年一月一日以降有効な旧規定

## 改正法令一覽

・民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二九・六・二法四五)本則九六条(令和二・四・施行)

## 期間の制限

第五條(第三條に規定する損害賠償の請求権は、被害者又はその法定代理人が損害及び賠償義務者を知った時から三年間行わないときは、時効によつて消滅する。その製造業者等が当該製造物を引き渡した時から十年を経過したときも、同様とする。)  
②前項後の期間は、身体に著しい損害を受けた場合に人の健康を害することとなる物質による損害又は一定の潜伏期間を経過した後に症状が現れる損害については、その損害が生じた時から起算する。

# ○自動車損害賠償保障法

令和二年一月一日以降有効な旧規定

## 改正法令一覽

・民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二九・六・二法四五)本則三三三条(令和二・二・四・施行)

## 時効

第一九條 第十六條第一項及び第十七條第一項の規定による請求権は、三年を経過したときは、時効によつて消滅する。  
第七五條 第十六條第四項若しくは第十七條第四項(これらの規定を第三三三條の三第項において準用する場合を含む。)又は第七十二條第一項の規定による請求権は、三年を経過したときは、時効によつて消滅する。

# ○戸籍法

令和二年一月一日以降有効な旧規定

## 改正法令一覽

・情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の円滑化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律(令和一・五・三法二六)附則一五條(令和二・二・二九までに施行)

## 戸籍法の一部を改正する法律(令和一・五・三法二七)本則(令和二・一・五・三〇までに施行)

第二四條(職権による戸籍の訂正)①戸籍の記載が法律上許されないものであること又はその記載が錯誤若しくは遺漏があることを発見した場合には、市町村長は、遅滞なく届出人又は届出事件の本人にその旨を通知しなければならない。但し、その錯誤又は遺漏が市町村長の過誤によるものであるときは、この限りでない。  
②前項の通知をすることができないとき、又は通知をしても戸籍訂正の申請をする者がいないときは、市町村長は、管轄法務局又は地方法務局の長の許可を得て、戸籍の訂正をすることができ、前項ただし書の場合も、同様である。  
③(改正により追加)  
④(改正により追加)

## 第四四條(届出の催告)①②(略)

第三四條第二項の規定は、前二項の催告をすることができない場合及び催告をしても届出しない場合に、同条第三項の規定は、裁判所その他の官庁、検察官又は更級がその職務上届出を怠った者があることを知った場合にこれを準用する。(改正後の④)  
第八七條(届出義務者)①(略)  
②死亡の届出は、同居の親族以外の親族、後见人、保佐人、補助人及び任意後見人も、これをするができる。

第一三〇條(電子情報処理組織による届出等の特例等)①行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第五十一号)以下この条において「情報通信技術利用法」という。第三條第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用してする届出の届出地及び同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用してする申請の申請地については、第四章及び第五章の規定にかかわらず、法務省令

で定めるところによる。  
②第四十七條の規定は、情報通信技術利用法第三條第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用してした届出及び申請について準用する。  
③第四十條又は民法第七百四十一條若しくは第八百二條の規定による届出及び第四十條の規定による證書の謄本の提出については、情報通信技術利用法第三條の規定は、適用しない。(改正により附られた)  
④戸籍及び除かれた戸籍については、情報通信技術利用法第六條の規定は、適用しない。(改正により附られた)

### ○後見登記等に関する法律

令和二年一月一日以降有効な旧規定

#### 改正法令 第六

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行き渡りの確保及び効率化を図るための政令の施行に必要と認められる情報の提供その他の行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和一年・五・三十一法）六附則五六条、令和二・二・一九までに施行

#### （手数料）

##### 第一（手数料）

② 前項の手数料の納付は、取引紙をもってしなければならない。行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百十一号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用し、前項各号の嘱託、申請は請求をするときは、法務省で定めるところにより、現金をもってすることができる。

### ○商法

令和二年一月一日以降有効な旧規定

#### 改正法令 第一

本法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成一九・六・一法四五）本則三条（令和二年・四一施行）

#### （許す営業譲渡に係る譲渡人に対する債務の履行の請求）

第一（条の二） 譲渡人が譲受人に承継されない債務の債権者（以下この条において「残存債権者」という。）を害することを知らず、営業を譲渡した場合は、残存債権者は、その譲受人に対して、承継た財産の価額を限度として、当該債務の履行を請求することができる。ただし、その譲受人が営業の譲渡の効力が生じた時において残存債権者を害すこと、事実を知らなかったときは、この限りでない。

② 譲受人が前項の規定より同項の債務を履行する責任を負う場合とは、当該責任は、譲渡人が残存債権者を害することを知らず、営業を譲渡したときを知った時から一年以内請求又は請求の予告をしない残存債権者に対しては、その間を経過した時に消滅する。営業の譲渡の効が生じた日から二十年を経過したときは、同様とする。

#### ③ 略

#### （対話者間における契約の申込み）

第五〇七条 商人である対話者の間において契約の申込みを受け、その者が直ちに承諾をしなかつたときは、その申込みは、その効力を失う。

#### （隔地者間における契約の申込み）

第五〇八条 略

#### （利息請求権）

第五〇九条 商人間において金銭の消費貸借をしたときは、貸主は、法定利息、欠条の法定利率による利息をいう。以下同じを請求することができる。

#### （簡率法定利率）

第五一〇条 商人が、商行為によって生じた債務に関しては、法定利率は、年六分とする。

#### （債務の履行の場所）

第五一六条 略（改正後の本条）  
② 指図債権及び無記名債権の弁済は、債務者の現在の営業所（営業所がない場合にあっては、その住所）においてしなければならない。改正により削られた

#### （指図債権等の証券の提示と履行遅滞）

第五一七条 指図債権又は無記名債権の債務者は、その債務の履行についての期限の定めがあるときは、その期限到来する時（営業所がない場合にあっては、その住所）において、その時から遅滞の責任を負う。

#### （有価証券喪失の権利行使方法）

第五一八条 金銭その他の物又は有価証券の給付を目的とする有価証券の所持人がその有価証券を喪失した場合において、非訟事件手続法（平成十三年法律第五十一号）第百十四条に規定する目的物を催告し、又は相当の担保を供し、その有価証券の趣旨に従い履行をさせることができる。

#### （有価証券の譲渡方法及び善意取得）

第五一九条 金銭その他の物又は有価証券の給付を目的とする有価証券の譲渡については、当該有価証券の性質に応じ、手形法（昭和七年法律第二十号）第十一條、第十條及び第十四條、第二項又は小切手法（昭和八年法律第五十七号）第五條第一項及び第十九條の規定を準用する。

#### （取引時間）

第五二〇条 法令又は慣習により商人の取引時間の定めがあるときは、その取引時間内に限り、債務の履行をし、又はその履行の請求をすることができる。

#### （商事消滅時効）

第五二二条 商人が、商行為によって生じた債権は、この法律に別段の定めがある場合を除き、五年間行使しないときは、時効によって消滅する。ただし、他の法令に五年間より短い時効期間の定めがあるときは、その定めるところによる。

#### 第五二三条 削除

#### （買主による目的物の検査及び通知）

第五二六条 略  
② 前項に規定する場合において、買主は、同項の規定による検査により売買の目的物に瑕疵があること又はその数量に不足があることを発見したときは、直ちに売主に対しその旨の通知を発しなければならない。その瑕疵又は数量の不足を理由として、契約の

解除又は代金減額若しくは損害賠償の請求をすることができない。売買の目的物に直ちに発見することのできな瑕疵がある場合において、買主が六月以内にその瑕疵を発見したときも同様とする。

#### （運送貨）

第五七三条 略  
① 運送品が不可抗力によつて滅失し、又は損傷したときは、運送人は、その運送貨を請求することができない。この場合において、運送人が既にその運送貨を受け取つたときは、これを返還しなければならない。改正により削られた

③ 運送品がその性質若しくは瑕疵又は荷送人の過失によつて滅失し、又は損傷したときは、運送人は、運送貨の金額を請求することができる。改正後の②





# ○商業登記法

令和二年一月一日以降有効な旧規定

## 改正法令一覽

・情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政情報の開示及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和一・五・三―法一六―附則四二―令和二・二・一九まで）に施行

## 第二二条の二①④（略）

④ 前項に規定する証及び証明の請求については、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第一百五十一号。以下「情報通信技術利用法」という。）第二条及び第四条の規定は、適用しない。改正により削られた。

## （手数料）

### 第三十一条（略）

② 第十条から前条までの手数料の納付は、収入用紙をもつてしななければならない。ただし、法務省令で定める方法で登記事項証明書又は印鑑の証明書の交付を請求するときは、法務省令で定めるところにより、現金をもつてすることができる。

## （交付）

### 第二十一条（略）

② 情報通信技術利用法第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用しする登記の申請については、前項の規定中申請書への記載に関する部分は、適用しない。

# ○保険法

令和二年一月一日以降有効な旧規定

## 改正法令一覽

・民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二九・六・二―法四五―本則五五―令和二・四―一―施行）

## （消滅時効）

第九十五条① 保険給付を請求する権利、保険料の返還を請求する権利及び第六十二条又は第九十二条に規定する保険料積立金の払戻しを請求する権利は、三年間変わらないときは、時効によって消滅する。権利は、一年間変わらないときは、時効によって消滅する。

# ○船舶の所有者等の責任の制限に関する法律

令和二年一月一日以降有効な旧規定

## 改正法令一覽

・民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二九・六・二―法四五―本則二―令和二・四―一―施行）

## （供託命令）

第九十六条① 裁判所は、責任制限手続開始の申立てを相与と認めるときは、その申立てをした者（以下「申立人」という。）に対して、一月を超えない一定の期間内（以下「期間」という。）に、度額に相当する金銭及びこれに対する事故発生の日から供託の日（次条第一項の規定により供託委託契約を締結する場合にあっては、同項の規定による届出の日。次項において同じ。）まで年六パーセントの割合により算定した金銭を裁判所の指定する供託所に供託し、かつ、その旨を届け出るべきことを命じなければならない。

## （略）

## （受託者が供託しなかつた場合の義務等）

第三十一条① 前条第一項の規定による供託をしなかつた場合においては、受託者は、供託に代えて、指定日において供託すべき金銭及びこれに対する指定日の翌日から支払の日まで年六パーセントの割合により算定した金銭を管理人に支払う義務を負う。

## （略）

## （略）

第三〇条① 責任制限手続開始の決定に対し前条第一項の即時抗告があつた場合において、第十九条第一項の規定による決定において定められた責任限度額又は事故発生の日を不当と認めるときは、裁判所は、申立人に対して、二週間を超えない一定の期間内に、増加すべき責任限度額に相当する金銭及びこれに対する事故発生の日から供託の日（次項において準用する第二十条第一項の規定により供託委託契約を締結する場合にあつては、同項の規定による届出の日）まで年六パーセントの割合により算定した金銭又は増加すべき第十九条第一項に規定する年六パーセントの割合により算定した金銭を供託し、かつ、その旨を責任制限裁判所に届け出るべきことを命じなければならない。

## （略）

時効の中断  
第五十四条 責任制限手続の参加は、時効中断の効力を生ずる。ただし、その届出が取り下げられ、又は却下されたときは、この限りでない。

有効な改正前規定（手形法

○手形法

令和二年一月一日以降有効な旧規定

改正法令一覽
改正法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二九・六・二法四五）本則九条（令和一・四・一施行）

第一条（法律上当然の指図証券性）①（略）
② 振出人が為替手形ニ指図禁止ノ文字又ハ之ト同一ノ意義ヲ有スル文言ヲ記載シタルトキ、其ノ証券ハ指名債權ノ讓渡ニ関スル方式ニ従ヒ且其ノ効力ヲ以テミテ讓渡スコトヲ得

第四〇条（期限後裏書）① 満期後 裏書ハ 満期前ノ 裏書ト同一ノ効力ヲ有ス但シ支払拒絶證書作成後ノ 裏書又ハ支払拒絶證書作成間経過後後ノ 裏書ハ 指名債權ノ讓渡ノ効力ヲ有ス

第四八条（額求金額）① 柱書略
一（略）
二 二年六分ノ率ニ依ル満期以後ノ利息

第四九条（再額求金額）（柱書略）
一（略）
二 前号ノ金額ニ対シ年六分ノ率ニ依リ計算シタル支払ノ日以後ノ利息

第七二条（時効の中断）時効ノ中断ハ其ノ事由方生ジタル者対シテミ其ノ効力ヲ生ズ

第八六条（消滅時効の中断）① 裏書人ノ他ノ裏書人及振出人ニ対スル為替手形上及約束手形上ノ請求權ノ消滅時効ハ其ノ者方訴ヲ受ケタル場合ニ在リテハ前号ニ対シ訴訟告知ヲ為スニ因リテ中断ス

② 前項ノ規定ニ因リテ中断シタル時効ハ裁判ノ確定シタル時ヨリ更ニ其ノ進行ヲ始ム

小切手法 民事訴訟法 民事訴訟費用等

○小切手法

令和二年一月一日以降有効な旧規定

改正法令一覽
改正法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二九・六・二法四五）本則二条（令和一・四・一施行）

第四条（法律上当然の指図証券性）①（略）
② 記名小切手ニシテ指図禁止ノ文字又ハ之ト同一ノ意義ヲ有スル文言ヲ記載シタルモノハ指名債權ノ讓渡ニ関スル方式ニ従ヒ且其ノ効力ヲ以テミテ讓渡スコトヲ得

第四条（期限後裏書）① 拒絶證書若ハ之ト同一ノ効力ヲ有スル宣言ノ作成後ノ 裏書又ハ呈示期間経過後ノ 裏書ハ 指名債權ノ讓渡ノ効力ヲ有ス

第三条（振出人の死亡又は無能力）振出ノ後振出人ガ死亡シ又ハ行為能力ヲ失フモ小切手ノ効力ノ影響ヲ及ボスコトナシ

第四五条（額求金額）（柱書略）
一（略）
二 二年六分ノ率ニ依リ呈示ノ日以後ノ利息

第五二条（時効の中断）時効ノ中断ハ其ノ事由方生ジタル者ニ対シテミ其ノ効力ヲ生ズ

第七二条（消滅時効の中断）① 裏書人ノ他ノ裏書人及振出人ニ対スル小切手ノ請求權ノ消滅時効ハ其ノ者方訴ヲ受ケタル場合ニ在リテハ前号ニ対シ訴訟告知ヲ為スニ因リテ中断ス

② 前項ノ規定ニ因リテ中断シタル時効ハ裁判ノ確定シタル時ヨリ更ニ其ノ進行ヲ始ム

民事訴訟法

○民事訴訟法

令和二年一月一日以降有効な旧規定

改正法令一覽
改正法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二九・六・二法四五）本則二七条（令和一・四・一施行）

（権利承継人の訴訟参加の場合における時効の中断等）
第四九条 訴訟の係属中その訴訟の目的である権利の全部又は一部を譲り受けたことを主張して、第四七条第一項の規定による訴訟参加をしたときは、その参加は、訴訟の係属の初めにさかのぼって時効の中断又は法律上の期間の遵守の効力を生ずる（改正により追加）

（時効中断等の効力発生の特則）
第四七条 時効の中断又は法律上の期間の遵守のために必要な裁判上の請求は、請求を提起した時又は第四十三条第二項（第四百四十四条第三項及び第四百四十五条第四項において準用する場合を含む）の書面を裁判所に提出した時に、その効力を生ずる。

民事訴訟費用等に関する法律

令和二年一月一日以降有効な旧規定

改正法令一覽
民事執行法及び国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律の一部を改正する法律（令和一・一七法二）附則二条（令和一・一六までに施行）

別表第一（第二条、第四条関係）
第八二条の二（改正により追加）

Table with 2 columns: 上欄 (Upper Section) and 下欄 (Lower Section). Row 1-1 (略) lists items 1-1 through 1-15 with a value of 2,000 yen. Row 1-15 (略) lists item 1-15 with a value of 1,000 yen.

Table with 2 columns: 上欄 (Upper Section) and 下欄 (Lower Section). Row 1-15 (略) lists items 1-1 through 1-15 with a value of 1,000 yen.

一六の二	略	五百四
一七	略	

ロイ(略) 執行裁判所の執行処分に対する執行異議の申立て、民事執行法第十三条第一項の代理人の選任の許可を求める申立て、執行文の付与の申立て、執行文の選任の異議の申立て、同法第三十六條第一項若しくは第二項の規定による強制執行の停止若しくは執行を命じ、若しくは執行処分の取消しを命ずる裁判を求める申立て、同法第四十一条第一項の規定による特別代理人の選任の申立て、同法第四十七条第四項若しくは第四十九條第五項の規定による裁判所書記官の処分に対する異議の申立て、執行裁判所に対する配当請求、同法第五十五条第一項の規定による売却のための保全処分若しくは同条第五項の規定によるその取消若しくは変更の申立て、同法第五十六条第一項の規定による地代等の代払の許可を求める申立て、同法第六十二条第三項若しくは第六十四条第六項の規定による裁判所書記官の処分に対する異議の申立て、同法第六十八条第一項の規定による買受けの申立て、同法第七十七條第一項の規定による最高価買受申出人若しくは買受人のための保全処分の中立て、同法第七十八條第六項の規定による裁判所書記官の処分に対する異議の申立て、同法第八十三條第一項の規定による不動産の引渡命令の申立て、同法第九十五条第一項の規定による船舶国籍證書等の引渡命令の中立て、同法第九十七條第一項の規定による強制競売の手続の取消しの中立て、同法第九十八條第一項の規定による船舶の航行の許可を求める申立て、同法第一百二十七條第一項の規定による差押物の引渡命令の中立て、少額訴訟債権執行の手続における裁判所書記官の執行処分に対する執行異議の申立て、少額訴訟債権執行の手続における裁判所書記官に対する配当請求、同法第一百六十七條の十五第三項の規定による申立

て、同法第七十二條第二項の規定による申立て、同法第八十七條第一項の規定による担保不動産競売の開始決定前の保全処分若しくは同法第四項の規定によるその取消しの中立て又は同法第九十九條第二項の動産競売の開始の許可の中立て

ハト(略)

### ○非訟事件手続法

令和二年一月一日以降有効な旧規定

改正法令一覽  
民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律 平成二九・六・二四四五 本則五六八条(令和二・四・一施行)

#### 第二編

##### 第一章 裁判上の代位に関する事件

###### 第一節 裁判上の代位の許可(申立て)

第八五条 債権者は、自己の債権の期前に債務者の権利を行使しなげば、その債権を保全することができなるときは、民法(明治三十九年法律第八十九号)第四百二十三條第一項の規定による裁判上の代位の許可を申し立てることができる。

(管轄裁判所)  
第八六条 前条の規定による申立てに係る事件は、債務者の普通裁判所(民事訴訟法第四條第二項から第六項までに規定する普通裁判所をいう。以下同じ)の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

###### 第二節 申立書の記載事項

第八七条 ① 第八五条の許可の申立書には、第四十三條第二項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。  
一 債務者及び裁判上の代位により行使しようとする権利の義務者  
二 申立人が保全しようとする債権及び裁判上の代位により行使しようとする権利の表示  
② 第四十三條第四項前段、第五項及び第六項の規定は、前項の申立書に同項各号に掲げる事項が記載されていない場合について準用する。

###### 第三節 (代位の許可等)

第八八条 ① 裁判所は、第八五条の規定による申立てを理由があると認めるときは、担保を立てて、又は立てさせないが、裁判上の代位を許可することができる。  
② 前項の規定による許可の裁判は、債務者に告知しなければならない。  
③ 前項の規定による告知を受けた債務者は、その代位に係る権利の処分をすることができない。

④ 第七十二条第二項及び第三項の規定は、第一項の規定により担保を立てる場合における供託及び担保について準用する。

###### (即時抗告)

第八九条 前第一項の規定による許可の裁判に対しては、債務者限り、即時抗告をすることができ。

###### (手続費用の負担の特則)

第九〇条 第八十六条の事件の手続費用については、申立人及び債務者を当事者とみなして、民事訴訟法第六十一条の規定を準用する。

###### (手続の公開等)

第九一条 第三十條及び第四十條の規定は、第八十六条の事件の手続には、適用しない。

###### (共有物の指定の証書の保存等の指定)

第九二条 ① 民法第六百六十二条第三項の規定による証書の保存者の指定の事件は、共有物の分割がされ地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

###### (略)

###### (供託所の指定及び供託物の保管者の選任等)

第九三条 ① (略)  
② 民法第六百五十八條第一項、第六百五十九條から第六百六十一条まで及び第六百六十四條の規定は、第一項の規定により選任し、又は第三項の規定により改任された保管者について準用する。



④ 執行官は、第一項又は第二項の規定による子の監護を解くために必要な行為をするに際し、抵抗を受けるときは、その抵抗を排除するために、威力を用い、又は警察上の援助を求めることができる。改正後の④

⑤ 略、改正後の⑤  
⑥ 執行官は、第一項又は第二項の規定による子の監護を解くために必要な行為をするに際し、返還実施者に対し、必要な指示をすることができる。改正により削られた

（返還実施者の権限）  
第四十一条⑤（略）  
③ 改正により追加

○配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

令和二年一月一日以降有効な旧規定

改正法令一覽

一 児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律（令和一・六・二六法四六）本則四九条（令和一・四一施行）

（関与者暴力相談支援センター）  
第三十二条②（略）  
③ 被害者略

一、二 略  
三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあつては、被害者及びその同伴する家族、次号、第六号、第五号及び第八号の三において同じ）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。  
四一六（略）  
⑤ 略

第九条（被害者の保護のための関係機関の連携協力）

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たつては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

○仲裁法

令和二年一月一日以降有効な旧規定

改正法令一覽

一 民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二九・六・二四四五）本則三九条（令和一・四一施行）

（仲裁手続の開始及び時効の中断）  
第九条①（略）  
② 仲裁手続における請求は、時効中断の効力を生ずる。ただし、当該仲裁手続が仲裁判断によらずに終了したときは、この限りでない。

第九条①（略）  
② 仲裁手続における請求は、時効中断の効力を生ずる。ただし、当該仲裁手続が仲裁判断によらずに終了したときは、この限りでない。

○裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律

令和二年一月一日以降有効な旧規定

改正法令一覽

一 民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二九・六・二四四五）本則四四四条（令和一・四一施行）

（目的）  
第一条 この法律は、内外の社会経済情勢の変化に伴い、裁判外紛争解決手続（訴訟手続によらずに民事上の紛争の解決をしようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続をいう。以下同じ）が、第三者の専門的な知見を反映して紛争の実情に即した迅速な解決を図る手続として重要なものとなつていくことにかんがみ、裁判外紛争解決手続についての基本理念及び国等の責務を定めるとともに、民間紛争解決手続の業務に関し、認証の制度を設け、併せて時効の中断等に係る特を定めてその利便の向上を図ることにより、紛争の当事者がその解決を図るにふさわしい手続を選択することを容易にし、もつて国民の権利利益の適切な実現に資することを目的とする。

（時効の中断）  
第二十五条① 認証紛争解決手続によつては紛争の当事者間に相解が成立する見込みがないことを理由に手続実施者が当該認証紛争解決手続を終了した場合において、当該認証紛争解決手続の実施の依頼をした当該紛争の当事者がその旨の通知を受けた日から一月以内に当該認証紛争解決手続の目的となつた請求について訴えを提起したときは、時効の中断に関しては当該認証紛争解決手続における請求の時に、訴えの提起があつたものとみなす。

② 略  
③ 略



（目的物第三者が占有する場合の引渡しの強制執行）

第七〇条（略）  
第七〇四条（略）  
第七〇五条第一項及び第二項並びに第七〇六条の規定は、前項の強制執行について準用する。

（代替執行）

第七一条（民法第四百四十二条本文又は第三項に規定する請求に係る強制執行は、執行裁判所の民法の規定に従って決定する方法により行）  
②（略）  
③（略）  
④（略）  
⑤（略）  
⑥第六条第一項の規定は、第一項の決定を執行する場合について準用する。

新第一七四条（改正により追加）

第七四条（略）改正後の第七七条  
第七五条から第一七九条まで（削除）改正により削られた  
第七八条及び第一七九条（削除）改正により追加

第四章 財産開示手続

第一節（改正により追加）

（管轄）  
九六条 この章の規定による債務者の財産の開示に関する手続以下「財産開示手続」というについては、債務者の普通裁判所の所在地を管轄する地方裁判所が、執行裁判所として管轄する。

（実施決定）

第九七条（一）執行裁判所は、次のいずれかに該当するときは、執行力のある債務名義の正本（債務名義が第二二条第二号、第三号の二から第四号まで若しくは第五号に掲げるもの又は確定判決と同一の効力を有する私督促であるものを除く）を有する金銭債権の債権者の申立てにより、債務者について、財産開示手続を実施する旨の決定をしなければならない。ただし、当該執行力のある債務名義の正本に基づく強制執行を開始することができないときは、この限りでない。

（一・二（略））

②（略）  
③（略）  
④（略）  
⑤（略）  
⑥（略）

（略）

①（略）  
②（略）  
③（略）  
④（略）  
⑤（略）  
⑥（略）

（財産開示事件の記録の閲覧等の制限）

第一〇一条（略）  
第一〇二条（略）  
第一〇三条（略）  
第一〇四条（略）  
第一〇五条（略）  
第一〇六条（略）  
第一〇七条（略）  
第一〇八条（略）  
第一〇九条（略）  
第一一〇条（略）  
第一一一条（略）  
第一一二条（略）  
第一一三条（略）

（陳述等拒絶の罪）

（略）

①（略）  
②（略）  
③（略）  
④（略）  
⑤（略）  
⑥（略）

（略）

①（略）  
②（略）  
③（略）  
④（略）  
⑤（略）  
⑥（略）

（略）

①（略）  
②（略）  
③（略）  
④（略）  
⑤（略）  
⑥（略）

（管轄等）

第七〇七条（略）  
第七〇八条（略）  
第七〇九条（略）  
第七一〇条（略）  
第七一一条（略）  
第七一二条（略）  
第七一三条（略）  
第七一四条（略）  
第七一五条（略）  
第七一六条（略）  
第七一七条（略）  
第七一八条（略）  
第七一九条（略）  
第七二〇条（略）  
第七二一条（略）  
第七二二条（略）  
第七二三条（略）  
第七二四条（略）  
第七二五条（略）  
第七二六条（略）  
第七二七条（略）  
第七二八条（略）  
第七二九条（略）  
第七三〇条（略）  
第七三一一条（略）  
第七三二条（略）  
第七三三条（略）  
第七三四条（略）  
第七三五条（略）  
第七三六条（略）  
第七三七条（略）  
第七三八条（略）  
第七三九条（略）  
第七四〇条（略）  
第七四一条（略）  
第七四二条（略）  
第七四三条（略）  
第七四四条（略）  
第七四五条（略）  
第七四六条（略）  
第七四七条（略）  
第七四八条（略）  
第七四九条（略）  
第七五〇条（略）  
第七五一一条（略）  
第七五二条（略）  
第七五三条（略）  
第七五四条（略）  
第七五五条（略）  
第七五六条（略）  
第七五七条（略）  
第七五八条（略）  
第七五九条（略）  
第七六〇条（略）  
第七六一一条（略）  
第七六二条（略）  
第七六三条（略）  
第七六四条（略）  
第七六五条（略）  
第七六六条（略）  
第七六七条（略）  
第七六八条（略）  
第七六九条（略）  
第七七〇条（略）  
第七七一一条（略）  
第七七二条（略）  
第七七三条（略）  
第七七四条（略）  
第七七五条（略）  
第七七六条（略）  
第七七七条（略）  
第七七八条（略）  
第七七九条（略）  
第七八〇条（略）  
第七八一一条（略）  
第七八二条（略）  
第七八三条（略）  
第七八四条（略）  
第七八五条（略）  
第七八六条（略）  
第七八七条（略）  
第七八八条（略）  
第七八九条（略）  
第七九〇条（略）  
第七九一条（略）  
第七九二条（略）  
第七九三条（略）  
第七九四条（略）  
第七九五条（略）  
第七九六条（略）  
第七九七条（略）  
第七九八条（略）  
第七九九条（略）  
第八〇〇条（略）  
第八〇一条（略）  
第八〇二条（略）  
第八〇三条（略）  
第八〇四条（略）  
第八〇五条（略）  
第八〇六条（略）  
第八〇七条（略）  
第八〇八条（略）  
第八〇九条（略）  
第八一〇条（略）  
第八一一一条（略）  
第八一二条（略）  
第八一三条（略）  
第八一四条（略）  
第八一五条（略）  
第八一六条（略）  
第八一七条（略）  
第八一八条（略）  
第八一九条（略）  
第八二〇条（略）  
第八二一条（略）  
第八二二条（略）  
第八二三条（略）  
第八二四条（略）  
第八二五条（略）  
第八二六条（略）  
第八二七条（略）  
第八二八条（略）  
第八二九条（略）  
第八三〇条（略）  
第八三一一条（略）  
第八三二条（略）  
第八三三条（略）  
第八三四条（略）  
第八三五条（略）  
第八三六条（略）  
第八三七条（略）  
第八三八条（略）  
第八三九条（略）  
第八四〇条（略）  
第八四一条（略）  
第八四二条（略）  
第八四三条（略）  
第八四四条（略）  
第八四五条（略）  
第八四六条（略）  
第八四七条（略）  
第八四八条（略）  
第八四九条（略）  
第八五〇条（略）  
第八五一一条（略）  
第八五二条（略）  
第八五三条（略）  
第八五四条（略）  
第八五五条（略）  
第八五六条（略）  
第八五七条（略）  
第八五八条（略）  
第八五九条（略）  
第八六〇条（略）  
第八六一一条（略）  
第八六二条（略）  
第八六三条（略）  
第八六四条（略）  
第八六五条（略）  
第八六六条（略）  
第八六七条（略）  
第八六八条（略）  
第八六九条（略）  
第八七〇条（略）  
第八七一一条（略）  
第八七二条（略）  
第八七三条（略）  
第八七四条（略）  
第八七五条（略）  
第八七六条（略）  
第八七七条（略）  
第八七八条（略）  
第八七九条（略）  
第八八〇条（略）  
第八八一条（略）  
第八八二条（略）  
第八八三条（略）  
第八八四条（略）  
第八八五条（略）  
第八八六条（略）  
第八八七条（略）  
第八八八条（略）  
第八八九条（略）  
第八九〇条（略）  
第八九一条（略）  
第八九二条（略）  
第八九三条（略）  
第八九四条（略）  
第八九五条（略）  
第八九六条（略）  
第八九七条（略）  
第八九八条（略）  
第八九九条（略）  
第九〇〇条（略）  
第九〇一条（略）  
第九〇二条（略）  
第九〇三条（略）  
第九〇四条（略）  
第九〇五条（略）  
第九〇六条（略）  
第九〇七条（略）  
第九〇八条（略）  
第九〇九条（略）  
第九一〇条（略）  
第九一一一条（略）  
第九一二条（略）  
第九一三条（略）  
第九一四条（略）  
第九一五条（略）  
第九一六条（略）  
第九一七条（略）  
第九一八条（略）  
第九一九条（略）  
第九二〇条（略）  
第九二一条（略）  
第九二二条（略）  
第九二三条（略）  
第九二四条（略）  
第九二五条（略）  
第九二六条（略）  
第九二七条（略）  
第九二八条（略）  
第九二九条（略）  
第九三〇条（略）  
第九三一一条（略）  
第九三二条（略）  
第九三三条（略）  
第九三四条（略）  
第九三五条（略）  
第九三六条（略）  
第九三七条（略）  
第九三八条（略）  
第九三九条（略）  
第九四〇条（略）  
第九四一条（略）  
第九四二条（略）  
第九四三条（略）  
第九四四条（略）  
第九四五条（略）  
第九四六条（略）  
第九四七条（略）  
第九四八条（略）  
第九四九条（略）  
第九五〇条（略）  
第九五一一条（略）  
第九五二条（略）  
第九五三条（略）  
第九五四条（略）  
第九五五条（略）  
第九五六条（略）  
第九五七条（略）  
第九五八条（略）  
第九五九条（略）  
第九六〇条（略）  
第九六一一条（略）  
第九六二条（略）  
第九六三条（略）  
第九六四条（略）  
第九六五条（略）  
第九六六条（略）  
第九六七条（略）  
第九六八条（略）  
第九六九条（略）  
第九七〇条（略）  
第九七一一条（略）  
第九七二条（略）  
第九七三条（略）  
第九七四条（略）  
第九七五条（略）  
第九七六条（略）  
第九七七条（略）  
第九七八条（略）  
第九七九条（略）  
第九八〇条（略）  
第九八一条（略）  
第九八二条（略）  
第九八三条（略）  
第九八四条（略）  
第九八五条（略）  
第九八六条（略）  
第九八七条（略）  
第九八八条（略）  
第九八九条（略）  
第九九〇条（略）  
第九九一条（略）  
第九九二条（略）  
第九九三条（略）  
第九九四条（略）  
第九九五条（略）  
第九九六条（略）  
第九九七条（略）  
第九九八条（略）  
第九九九条（略）  
一〇〇〇条（略）

○民事保全法

令和二年一月一日以降有効な旧規定  
改正法令 覽  
民事執行法及び国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律の一部を改正する法律（令和・一・一七法）（附則）四條（令和・一・一六までに施行）  
債権及びその他の財産権に対する仮差押えの執行  
第五〇条（一）（略）  
民事執行法第四十五條第二項から第五項まで、第四四十六條から第四五十三條まで、第四五十六條、第四六四條第五項及び第六項並びに第四十七條の規定は、第一項の債権及びその他の財産権に対する仮差押えの執行について準用する。

（略）

①（略）  
②（略）  
③（略）  
④（略）  
⑤（略）  
⑥（略）

（略）

①（略）  
②（略）  
③（略）  
④（略）  
⑤（略）  
⑥（略）

（略）

（略）

①（略）  
②（略）  
③（略）  
④（略）  
⑤（略）  
⑥（略）

# ○破産法

令和 年 月 日以降有効な旧規定

## 改正法令一覧

- 破産法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二九・六・二）法四一・四二条（令相一・四）一（施行）
- 民事執行法及び国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施（附則）の一部を改正する法律（令相一・五・一七）法二（附則）八条（令相一・五・一六）で施行
- 国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する法律（令相一・六・二）法三三（附則）八条（令相一・四）一（施行）

## （他の手続の失効等）

- ④ 破産手続開始の決定があったときは、破産債権又は財団債権に基づく財団開示手続（民事執行法第九十六条に規定する財団開示手続をいう。以下この項並びに第二百四十九条第一項及び第二項において同じ。）の申立てはすることができず、破産債権又は財団債権に基づく財団開示手続はその効力を失う。

## （債権者代位訴訟及び詐害行為取消訴訟の取扱い）

- ⑤ 民法（明治四十九年法律第十九号）第四百三十三条又は第四百二十四条の規定により破産債権又は財団債権の提起した訴訟が破産手続開始のときは、その訴訟手続は、中断する。

## （破産管財人の権限）

- ⑥ 第八十一条（略）
- ⑦ 第八十二条（略）
- ⑧ 第八十三条（略）
- ⑨ 第八十四条（略）
- ⑩ 第八十五条（略）
- ⑪ 第八十六条（略）
- ⑫ 第八十七条（略）
- ⑬ 第八十八条（略）
- ⑭ 第八十九条（略）
- ⑮ 第九十条（略）
- ⑯ 第九十一条（略）
- ⑰ 第九十二条（略）
- ⑱ 第九十三条（略）
- ⑲ 第九十四条（略）
- ⑳ 第九十五条（略）
- ㉑ 第九十六条（略）
- ㉒ 第九十七条（略）
- ㉓ 第九十八条（略）
- ㉔ 第九十九条（略）
- ㉕ 第一百条（略）
- ㉖ 第一百零一条（略）
- ㉗ 第一百零二条（略）
- ㉘ 第一百零三条（略）
- ㉙ 第一百零四条（略）
- ㉚ 第一百零五条（略）
- ㉛ 第一百零六条（略）
- ㉜ 第一百零七条（略）
- ㉝ 第一百零八条（略）
- ㉞ 第一百零九条（略）
- ㉟ 第一百一十条（略）
- ㊱ 第一百一十一条（略）
- ㊲ 第一百一十二条（略）
- ㊳ 第一百一十三条（略）
- ㊴ 第一百一十四条（略）
- ㊵ 第一百一十五条（略）
- ㊶ 第一百一十六条（略）
- ㊷ 第一百一十七条（略）
- ㊸ 第一百一十八条（略）
- ㊹ 第一百一十九条（略）
- ㊺ 第一百二十条（略）
- ㊻ 第一百二十一条（略）
- ㊼ 第一百二十二条（略）
- ㊽ 第一百二十三条（略）
- ㊾ 第一百二十四条（略）
- ㊿ 第一百二十五条（略）

## （実後的破産債権等）

- ① 第九十九条（住居略）
- ② 破産手続開始後、期限が到来すべき確定期限付債権で無利息のものうち、破産手続開始の時に至るまでの期間の年数、その期間に一年に満たない端数があるときは、この

れを切り捨てたものとする。）に応じた債権に対する法定利息の額に相当する部分

## 三

- ③ 金銭及び存続期間が確定している定期金債権のうち、各定期金につき第一号の規定に準じて算定される額の計額（その額を各定期金の合計額から控除した額が法定利率）その定期金に相当する利息を生ずべき元本額を超えるときは、その超過額を加算した額）に相当する部分

## （破産債権者に対する行為の否認）

- ④ 第六〇条（種類略）
- 一 破産者が破産債権者に対することを知っていた行為、ただし、これによって利益を受けた者が、その行為の当時、破産債権者に対する事実を知らなかったときは、この限りでない。

## （破産者が支払の停止又は破産手続開始の申立て、以下この節において、支払の停止等）という）があった後にした破産債権者に対する行為の取扱い、これによって利益を受けた者が、その行為の当時、支払の停止等があったこと及び破産債権者を害する事実を知らなかったときは、この限りでない。

## ⑤

- ⑤ 破産者が支払の停止又は破産手続開始の申立て、以下この節において、支払の停止等という）があった後にした破産債権者に対する行為の取扱い、これによって利益を受けた者が、その行為の当時、支払の停止等があったこと及び破産債権者を害する事実を知らなかったときは、この限りでない。

## （相当の対価を得てした財産の処分行為の否認）

- ⑥ 第六一条（住居略）
- 一 当該行為が、不動産の金銭への換価その他の当該処分による財産の種類の変更により、破産者において無償、無償の供与その他の破産債権者に対する処分（以下この条並びに第六十八條第一項及び第二項において、隠匿等の処分）といふ。）をするおそれを生じさせるものであること。

## （特定の債権者に対する担保の供与等の否認）

- ⑦ 第六六条（種類略）
- 一 破産者の義務に属せず、又はその時期が破産者の義務に属しない行為として、支払不能なる前三十日以内にされたもの。ただし、債権者がその行為の当時他の破産債権者を害する事実を知らなかったときは、この限りでない。

## （否認権行使の効果）

- ⑧ 第六七条（略）
- ⑨ 第六十八条（略）
- ⑩ 第六十九條（略）
- ⑪ 第七〇条（略）
- ⑫ 第七一条（略）
- ⑬ 第七二条（略）
- ⑭ 第七三条（略）
- ⑮ 第七四條（略）
- ⑯ 第七五條（略）
- ⑰ 第七六條（略）
- ⑱ 第七七條（略）
- ⑲ 第七八條（略）
- ⑳ 第七九條（略）
- ㉑ 第八〇條（略）
- ㉒ 第八一条（略）
- ㉓ 第八二條（略）
- ㉔ 第八三條（略）
- ㉕ 第八四條（略）
- ㉖ 第八五條（略）
- ㉗ 第八六條（略）
- ㉘ 第八七條（略）
- ㉙ 第八八條（略）
- ㉚ 第八九條（略）
- ㉛ 第九〇條（略）
- ㉜ 第九一条（略）
- ㉝ 第九二條（略）
- ㉞ 第九三條（略）
- ㉟ 第九四條（略）
- ㊱ 第九五條（略）
- ㊲ 第九六條（略）
- ㊳ 第九七條（略）
- ㊴ 第九八條（略）
- ㊵ 第九九條（略）
- ㊶ 第一百条（略）
- ㊷ 第一百零一条（略）
- ㊸ 第一百零二條（略）
- ㊹ 第一百零三條（略）
- ㊺ 第一百零四條（略）
- ㊻ 第一百零五條（略）
- ㊼ 第一百零六條（略）
- ㊽ 第一百零七條（略）
- ㊾ 第一百零八條（略）
- ㊿ 第一百零九條（略）
- ㊻㉑ 第一百十條（略）
- ㊻㉒ 第一百十一條（略）
- ㊻㉓ 第一百十二條（略）
- ㊻㉔ 第一百十三條（略）
- ㊻㉕ 第一百十四條（略）
- ㊻㉖ 第一百十五條（略）
- ㊻㉗ 第一百十六條（略）
- ㊻㉘ 第一百十七條（略）
- ㊻㉙ 第一百十八條（略）
- ㊻㉚ 第一百十九條（略）
- ㊻㉛ 第一百二十條（略）
- ㊻㉜ 第一百二十一條（略）
- ㊻㉝ 第一百二十二條（略）
- ㊻㉞ 第一百二十三條（略）
- ㊻㉟ 第一百二十四條（略）
- ㊻㊱ 第一百二十五條（略）
- ㊻㊲ 第一百二十六條（略）
- ㊻㊳ 第一百二十七條（略）
- ㊻㊴ 第一百二十八條（略）
- ㊻㊵ 第一百二十九條（略）
- ㊻㊶ 第一百三十條（略）
- ㊻㊷ 第一百三十一條（略）
- ㊻㊸ 第一百三二條（略）
- ㊻㊹ 第一百三三條（略）
- ㊻㊺ 第一百三四條（略）
- ㊻㊻ 第一百三五條（略）
- ㊻㊼ 第一百三六條（略）
- ㊻㊽ 第一百三七條（略）
- ㊻㊾ 第一百三八條（略）
- ㊻㊿ 第一百三九條（略）
- ㊼㉑ 第一百四十條（略）
- ㊼㉒ 第一百四一条（略）
- ㊼㉓ 第一百四二條（略）
- ㊼㉔ 第一百四三條（略）
- ㊼㉕ 第一百四四條（略）
- ㊼㉖ 第一百四五條（略）
- ㊼㉗ 第一百四六條（略）
- ㊼㉘ 第一百四七條（略）
- ㊼㉙ 第一百四八條（略）
- ㊼㉚ 第一百四九條（略）
- ㊼㉛ 第一百五十條（略）
- ㊼㉜ 第一百五一条（略）
- ㊼㉝ 第一百五二條（略）
- ㊼㉞ 第一百五三條（略）
- ㊼㉟ 第一百五四條（略）
- ㊼㊱ 第一百五五條（略）
- ㊼㊲ 第一百五六條（略）
- ㊼㊳ 第一百五七條（略）
- ㊼㊴ 第一百五八條（略）
- ㊼㊵ 第一百五九條（略）
- ㊼㊶ 第一百六十條（略）
- ㊼㊷ 第一百六一條（略）
- ㊼㊸ 第一百六二條（略）
- ㊼㊹ 第一百六三條（略）
- ㊼㊺ 第一百六四條（略）
- ㊼㊻ 第一百六五條（略）
- ㊼㊼ 第一百六六條（略）
- ㊼㊽ 第一百六七條（略）
- ㊼㊾ 第一百六八條（略）
- ㊼㊿ 第一百六九條（略）
- ㊽㉑ 第一百七〇條（略）
- ㊽㉒ 第一百七一条（略）
- ㊽㉓ 第一百七二條（略）
- ㊽㉔ 第一百七三條（略）
- ㊽㉕ 第一百七四條（略）
- ㊽㉖ 第一百七五條（略）
- ㊽㉗ 第一百七六條（略）
- ㊽㉘ 第一百七七條（略）
- ㊽㉙ 第一百七八條（略）
- ㊽㉚ 第一百七九條（略）
- ㊽㉛ 第一百八〇條（略）
- ㊽㉜ 第一百八一条（略）
- ㊽㉝ 第一百八二條（略）
- ㊽㉞ 第一百八三條（略）
- ㊽㉟ 第一百八四條（略）
- ㊽㊱ 第一百八五條（略）
- ㊽㊲ 第一百八六條（略）
- ㊽㊳ 第一百八七條（略）
- ㊽㊴ 第一百八八條（略）
- ㊽㊵ 第一百八九條（略）
- ㊽㊶ 第一百九〇條（略）
- ㊽㊷ 第一百九一条（略）
- ㊽㊸ 第一百九二條（略）
- ㊽㊹ 第一百九三條（略）
- ㊽㊺ 第一百九四條（略）
- ㊽㊻ 第一百九五條（略）
- ㊽㊼ 第一百九六條（略）
- ㊽㊽ 第一百九七條（略）
- ㊽㊾ 第一百九八條（略）
- ㊽㊿ 第一百九九條（略）
- ㊾㉑ 第二百条（略）
- ㊾㉒ 第二百一条（略）
- ㊾㉓ 第二百二條（略）
- ㊾㉔ 第二百三條（略）
- ㊾㉕ 第二百四條（略）
- ㊾㉖ 第二百五條（略）
- ㊾㉗ 第二百六條（略）
- ㊾㉘ 第二百七條（略）
- ㊾㉙ 第二百八條（略）
- ㊾㉚ 第二百九條（略）
- ㊾㉛ 第二百十條（略）
- ㊾㉜ 第二百十一條（略）
- ㊾㉝ 第二百十二條（略）
- ㊾㉞ 第二百十三條（略）
- ㊾㉟ 第二百十四條（略）
- ㊾㊱ 第二百十五條（略）
- ㊾㊲ 第二百十六條（略）
- ㊾㊳ 第二百十七條（略）
- ㊾㊴ 第二百十八條（略）
- ㊾㊵ 第二百十九條（略）
- ㊾㊶ 第二百二十條（略）
- ㊾㊷ 第二百二十一條（略）
- ㊾㊸ 第二百二十二條（略）
- ㊾㊹ 第二百二十三條（略）
- ㊾㊺ 第二百二十四條（略）
- ㊾㊻ 第二百二十五條（略）
- ㊾㊼ 第二百二十六條（略）
- ㊾㊽ 第二百二十七條（略）
- ㊾㊾ 第二百二十八條（略）
- ㊾㊿ 第二百二十九條（略）
- ㊿㉑ 第二百三十條（略）
- ㊿㉒ 第二百三十一條（略）
- ㊿㉓ 第二百三二條（略）
- ㊿㉔ 第二百三三條（略）
- ㊿㉕ 第二百三四條（略）
- ㊿㉖ 第二百三五條（略）
- ㊿㉗ 第二百三六條（略）
- ㊿㉘ 第二百三七條（略）
- ㊿㉙ 第二百三八條（略）
- ㊿㉚ 第二百三九條（略）
- ㊿㉛ 第二百四十條（略）
- ㊿㉜ 第二百四一条（略）
- ㊿㉝ 第二百四二條（略）
- ㊿㉞ 第二百四三條（略）
- ㊿㉟ 第二百四四條（略）
- ㊿㊱ 第二百四五條（略）
- ㊿㊲ 第二百四六條（略）
- ㊿㊳ 第二百四七條（略）
- ㊿㊴ 第二百四八條（略）
- ㊿㊵ 第二百四九條（略）
- ㊿㊶ 第二百五〇條（略）
- ㊿㊷ 第二百五一条（略）
- ㊿㊸ 第二百五二條（略）
- ㊿㊹ 第二百五三條（略）
- ㊿㊺ 第二百五四條（略）
- ㊿㊻ 第二百五五條（略）
- ㊿㊼ 第二百五六條（略）
- ㊿㊽ 第二百五七條（略）
- ㊿㊾ 第二百五八條（略）
- ㊿㊿ 第二百五九條（略）
- ㊿㊻㉑ 第二百六十條（略）
- ㊿㊻㉒ 第二百六一条（略）
- ㊿㊻㉓ 第二百六二條（略）
- ㊿㊻㉔ 第二百六三條（略）
- ㊿㊻㉕ 第二百六四條（略）
- ㊿㊻㉖ 第二百六五條（略）
- ㊿㊻㉗ 第二百六六條（略）
- ㊿㊻㉘ 第二百六七條（略）
- ㊿㊻㉙ 第二百六八條（略）
- ㊿㊻㉚ 第二百六九條（略）
- ㊿㊻㉛ 第二百七十條（略）
- ㊿㊻㉜ 第二百七一条（略）
- ㊿㊻㉝ 第二百七二條（略）
- ㊿㊻㉞ 第二百七三條（略）
- ㊿㊻㉟ 第二百七四條（略）
- ㊿㊻㊱ 第二百七五條（略）
- ㊿㊻㊲ 第二百七六條（略）
- ㊿㊻㊳ 第二百七七條（略）
- ㊿㊻㊴ 第二百七八條（略）
- ㊿㊻㊵ 第二百七九條（略）
- ㊿㊻㊶ 第二百八十條（略）
- ㊿㊻㊷ 第二百八一条（略）
- ㊿㊻㊸ 第二百八二條（略）
- ㊿㊻㊹ 第二百八三條（略）
- ㊿㊻㊺ 第二百八四條（略）
- ㊿㊻㊻ 第二百八五條（略）
- ㊿㊻㊼ 第二百八六條（略）
- ㊿㊻㊽ 第二百八七條（略）
- ㊿㊻㊾ 第二百八八條（略）
- ㊿㊻㊿ 第二百八九條（略）
- ㊿㊼㉑ 第二百九十條（略）
- ㊿㊼㉒ 第二百九一条（略）
- ㊿㊼㉓ 第二百九二條（略）
- ㊿㊼㉔ 第二百九三條（略）
- ㊿㊼㉕ 第二百九四條（略）
- ㊿㊼㉖ 第二百九五條（略）
- ㊿㊼㉗ 第二百九六條（略）
- ㊿㊼㉘ 第二百九七條（略）
- ㊿㊼㉙ 第二百九八條（略）
- ㊿㊼㉚ 第二百九九條（略）
- ㊿㊼㉛ 第三百条（略）
- ㊿㊼㉜ 第三百一条（略）
- ㊿㊼㉝ 第三百二條（略）
- ㊿㊼㉞ 第三百三條（略）
- ㊿㊼㉟ 第三百四條（略）
- ㊿㊼㊱ 第三百五條（略）
- ㊿㊼㊲ 第三百六條（略）
- ㊿㊼㊳ 第三百七條（略）
- ㊿㊼㊴ 第三百八條（略）
- ㊿㊼㊵ 第三百九條（略）
- ㊿㊼㊶ 第三百十條（略）
- ㊿㊼㊷ 第三百十一條（略）
- ㊿㊼㊸ 第三百十二條（略）
- ㊿㊼㊹ 第三百十三條（略）
- ㊿㊼㊺ 第三百十四條（略）
- ㊿㊼㊻ 第三百十五條（略）
- ㊿㊼㊼ 第三百十六條（略）
- ㊿㊼㊽ 第三百十七條（略）
- ㊿㊼㊾ 第三百十八條（略）
- ㊿㊼㊿ 第三百十九條（略）
- ㊿㊽㉑ 第三百二十條（略）
- ㊿㊽㉒ 第三百二一条（略）
- ㊿㊽㉓ 第三百二二條（略）
- ㊿㊽㉔ 第三百二三條（略）
- ㊿㊽㉕ 第三百二四條（略）
- ㊿㊽㉖ 第三百二五條（略）
- ㊿㊽㉗ 第三百二六條（略）
- ㊿㊽㉘ 第三百二七條（略）
- ㊿㊽㉙ 第三百二八條（略）
- ㊿㊽㉚ 第三百二九條（略）
- ㊿㊽㉛ 第三百三十條（略）
- ㊿㊽㉜ 第三百三一条（略）
- ㊿㊽㉝ 第三百三二條（略）
- ㊿㊽㉞ 第三百三三條（略）
- ㊿㊽㉟ 第三百三四條（略）
- ㊿㊽㊱ 第三百三五條（略）
- ㊿㊽㊲ 第三百三六條（略）
- ㊿㊽㊳ 第三百三七條（略）
- ㊿㊽㊴ 第三百三八條（略）
- ㊿㊽㊵ 第三百三九條（略）
- ㊿㊽㊶ 第三百四十條（略）
- ㊿㊽㊷ 第三百四一条（略）
- ㊿㊽㊸ 第三百四二條（略）
- ㊿㊽㊹ 第三百四三條（略）
- ㊿㊽㊺ 第三百四四條（略）
- ㊿㊽㊻ 第三百四五條（略）
- ㊿㊽㊼ 第三百四六條（略）
- ㊿㊽㊽ 第三百四七條（略）
- ㊿㊽㊾ 第三百四八條（略）
- ㊿㊽㊿ 第三百四九條（略）
- ㊿㊾㉑ 第三百五十條（略）
- ㊿㊾㉒ 第三百五一条（略）
- ㊿㊾㉓ 第三百五二條（略）
- ㊿㊾㉔ 第三百五三條（略）
- ㊿㊾㉕ 第三百五四條（略）
- ㊿㊾㉖ 第三百五五條（略）
- ㊿㊾㉗ 第三百五六條（略）
- ㊿㊾㉘ 第三百五七條（略）
- ㊿㊾㉙ 第三百五八條（略）
- ㊿㊾㉚ 第三百五九條（略）
- ㊿㊾㉛ 第三百六十條（略）
- ㊿㊾㉜ 第三百六一条（略）
- ㊿㊾㉝ 第三百六二條（略）
- ㊿㊾㉞ 第三百六三條（略）
- ㊿㊾㉟ 第三百六四條（略）
- ㊿㊾㊱ 第三百六五條（略）
- ㊿㊾㊲ 第三百六六條（略）
- ㊿㊾㊳ 第三百六七條（略）
- ㊿㊾㊴ 第三百六八條（略）
- ㊿㊾㊵ 第三百六九條（略）
- ㊿㊾㊶ 第三百七十條（略）
- ㊿㊾㊷ 第三百七一条（略）
- ㊿㊾㊸ 第三百七二條（略）
- ㊿㊾㊹ 第三百七三條（略）
- ㊿㊾㊺ 第三百七四條（略）
- ㊿㊾㊻ 第三百七五條（略）
- ㊿㊾㊼ 第三百七六條（略）
- ㊿㊾㊽ 第三百七七條（略）
- ㊿㊾㊾ 第三百七八條（略）
- ㊿㊾㊿ 第三百七九條（略）
- ㊿㊿㉑ 第三百八十條（略）
- ㊿㊿㉒ 第三百八一条（略）
- ㊿㊿㉓ 第三百八二條（略）
- ㊿㊿㉔ 第三百八三條（略）
- ㊿㊿㉕ 第三百八四條（略）
- ㊿㊿㉖ 第三百八五條（略）
- ㊿㊿㉗ 第三百八六條（略）
- ㊿㊿㉘ 第三百八七條（略）
- ㊿㊿㉙ 第三百八八條（略）
- ㊿㊿㉚ 第三百八九條（略）
- ㊿㊿㉛ 第三百九十條（略）
- ㊿㊿㉜ 第三百九一条（略）
- ㊿㊿㉝ 第三百九二條（略）
- ㊿㊿㉞ 第三百九三條（略）
- ㊿㊿㉟ 第三百九四條（略）
- ㊿㊿㊱ 第三百九五條（略）
- ㊿㊿㊲ 第三百九六條（略）
- ㊿㊿㊳ 第三百九七條（略）
- ㊿㊿㊴ 第三百九八條（略）
- ㊿㊿㊵ 第三百九九條（略）
- ㊿㊿㊶ 第四百条（略）
- ㊿㊿㊷ 第四百一条（略）
- ㊿㊿㊸ 第四百二條（略）
- ㊿㊿㊹ 第四百三條（略）
- ㊿㊿㊺ 第四百四條（略）
- ㊿㊿㊻ 第四百五條（略）
- ㊿㊿㊼ 第四百六條（略）
- ㊿㊿㊽ 第四百七條（略）
- ㊿㊿㊾ 第四百八條（略）
- ㊿㊿㊿ 第四百九條（略）
- ㊿㊿㊻㉑ 第四百十條（略）
- ㊿㊿㊻㉒ 第四百十一條（略）
- ㊿㊿㊻㉓ 第四百十二條（略）
- ㊿㊿㊻㉔ 第四百十三條（略）
- ㊿㊿㊻㉕ 第四百十四條（略）
- ㊿㊿㊻㉖ 第四百十五條（略）
- ㊿㊿㊻㉗ 第四百十六條（略）
- ㊿㊿㊻㉘ 第四百十七條（略）
- ㊿㊿㊻㉙ 第四百十八條（略）
- ㊿㊿㊻㉚ 第四百十九條（略）
- ㊿㊿㊻㉛ 第四百二十條（略）
- ㊿㊿㊻㉜ 第四百二一条（略）
- ㊿㊿㊻㉝ 第四百二二條（略）
- ㊿㊿㊻㉞ 第四百二三條（略）
- ㊿㊿㊻㉟ 第四百二四條（略）
- ㊿㊿㊻㊱ 第四百二五條（略）
- ㊿㊿㊻㊲ 第四百二六條（略）
- ㊿㊿㊻㊳ 第四百二七條（略）
- ㊿㊿㊻㊴ 第四百二八條（略）
- ㊿㊿㊻㊵ 第四百二九條（略）
- ㊿㊿㊻㊶ 第四百三十條（略）
- ㊿㊿㊻㊷ 第四百三一条（略）
- ㊿㊿㊻㊸ 第四百三二條（略）
- ㊿㊿㊻㊹ 第四百三三條（略）
- ㊿㊿㊻㊺ 第四百三四條（略）
- ㊿㊿㊻㊻ 第四百三五條（略）
- ㊿㊿㊻㊼ 第四百三六條（略）
- ㊿㊿㊻㊽ 第四百三七條（略）
- ㊿㊿㊻㊾ 第四百三八條（略）
- ㊿㊿㊻㊿ 第四百三九條（略）
- ㊿㊿㊼㉑ 第四百四十條（略）
- ㊿㊿㊼㉒ 第四百四一条（略）
- ㊿㊿㊼㉓ 第四百四二條（略）
- ㊿㊿㊼㉔ 第四百四三條（略）
- ㊿㊿㊼㉕ 第四百四四條（略）
- ㊿㊿㊼㉖ 第四百四五條（略）
- ㊿㊿㊼㉗ 第四百四六條（略）
- ㊿㊿㊼㉘ 第四百四七條（略）
- ㊿㊿㊼㉙ 第四百四八條（略）
- ㊿㊿㊼㉚ 第四百四九條（略）
- ㊿㊿㊼㉛ 第四百五十條（略）
- ㊿㊿㊼㉜ 第四百五一条（略）
- ㊿㊿㊼㉝ 第四百五二條（略）
- ㊿㊿㊼㉞ 第四百五三條（略）
- ㊿㊿㊼㉟ 第四百五四條（略）
- ㊿㊿㊼㊱ 第四百五五條（略）
- ㊿㊿㊼㊲ 第四百五六條（略）
- ㊿㊿㊼㊳ 第四百五七條（略）
- ㊿㊿㊼㊴ 第四百五八條（略）
- ㊿㊿㊼㊵ 第四百五九條（略）
- ㊿㊿㊼㊶ 第四百六十條（略）
- ㊿㊿㊼㊷ 第四百六一条（略）
- ㊿㊿㊼㊸ 第四百六二條（略）
- ㊿㊿㊼㊹ 第四百六三條（略）
- ㊿㊿㊼㊺ 第四百六四條（略）
- ㊿㊿㊼㊻ 第四百六五條（略）
- ㊿㊿㊼㊼ 第四百六六條（略）
- ㊿㊿㊼㊽ 第四百六七條（略）
- ㊿㊿㊼㊾ 第四百六八條（略）
- ㊿㊿㊼㊿ 第四百六九條（略）
- ㊿㊿㊽㉑ 第四百七十條（略）
- ㊿㊿㊽㉒ 第四百七一条（略）
- ㊿㊿㊽㉓ 第四百七二條（略）
- ㊿㊿㊽㉔ 第四百七三條（略）
- ㊿㊿㊽㉕ 第四百七四條（略）
- ㊿㊿㊽㉖ 第四百七五條（略）
- ㊿㊿㊽㉗ 第四百七六條（略）
- ㊿㊿㊽㉘ 第四百七七條（略）
- ㊿㊿㊽㉙ 第四百七八條（略）
- ㊿㊿㊽㉚ 第四百七九條（略）
- ㊿㊿㊽㉛ 第四百八十條（略）
- ㊿㊿㊽㉜ 第四百八一条（略）
- ㊿㊿㊽㉝ 第四百八二條（略）
- ㊿㊿㊽㉞ 第四百八三條（略）
- ㊿㊿㊽㉟ 第四百八四條（略）
- ㊿㊿㊽㊱ 第四百八五條（略）
- ㊿㊿㊽㊲ 第四百八六條（略）
- ㊿㊿㊽㊳ 第四百八七條（略）
- ㊿㊿㊽㊴ 第四百八八條（略）
- ㊿㊿㊽㊵ 第四百八九條（略）
- ㊿㊿㊽㊶ 第四百九十條（略）
- ㊿㊿㊽㊷ 第四百九一条（略）
- ㊿㊿㊽㊸ 第四百九二條（略）
- ㊿㊿㊽㊹ 第四百九三條（略）
- ㊿㊿㊽㊺ 第四百九四條（略）
- ㊿㊿㊽㊻ 第四百九五條（略）
- ㊿㊿㊽㊼ 第四百九六條（略）
- ㊿㊿㊽㊽ 第四百九七條（略）
- ㊿㊿㊽㊾ 第四百九八條（略）
- ㊿㊿㊽㊿ 第四百九九條（略）
- ㊿㊿㊾㉑ 第五百条（略）
- ㊿㊿㊾㉒ 第五百一条（略）
- ㊿㊿㊾㉓ 第五百二條（略）
- ㊿㊿㊾㉔ 第五百三條（略）
- ㊿㊿㊾㉕ 第五百四條（略）
- ㊿㊿㊾㉖ 第五百五條（略）
- ㊿㊿㊾㉗ 第五百六條（略）
- ㊿㊿㊾㉘ 第五百七條（略）
- ㊿㊿㊾㉙ 第五百八條（略）
- ㊿㊿㊾㉚ 第五百九條（略）
- ㊿㊿㊾㉛ 第五百十條（略）
- ㊿㊿㊾㉜ 第五百一一条（略）
- ㊿㊿㊾㉝ 第五百一二條（略）
- ㊿㊿㊾㉞ 第五百一三條（略）
- ㊿㊿㊾㉟ 第五百一四條（略）

# ○民事再生法

令和一年一月一日以降効な旧規定  
 改正法令一覧  
 ・民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成一九六・二法四五）本則三条（令相一・四一）施行  
 ・民事執行法及び国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律の一部を改正する法律（令相一・五一・一七法）附則六条（令相一・四一、令相一・五一・一六まで）施行

（登記の受権利に於いての登記等の配託）  
 第二一条（一）（債権略）  
 一 登記の受権利に關し（第四百二十四条の二第二項（同条第四項）において準用する場合を含む。）又は第四百二十二条第二項において準用する場合があつたとき。  
 二 しくは第二項の規定による保全処分があつたとき。  
 ② 略  
 ③ 略  
 ④ 略  
 ⑤ 略

（事件に關する文書の閲覧等）  
 第六一条（一）（債権略）  
 ④（一）再生債務者以外の利害關係人（第二十六条第一項の規定による中止の命令、第二十七条第一項の規定による禁止命令、第三十条第一項の規定による保全処分、第三十一条第一項の規定による中止の命令、第五十四条第一項若しくは第五十九条第一項の規定による処分、第五十四条第二項の規定による保全処分又は第五十九条第一項の規定による中止の命令）の命令又は再生手続開始の申立てについての裁判  
 二 略

再生手続開始の申立ての取下げの制限  
 第三二条（一）再生手続開始の申立てをした者は、再生手続開始の決定前に限り、当該決定を取り下げることができる。この場合において、第二十六条第一項の規定による中止の命令、包括的禁止命令、第三十条第一項の規定による保全処分、前条第一項の規定による中止の命令、第五十四条第一項若しくは第五十九条第一項の規定による処分、第五十四条第二項の規定による保全処分又は第五十九条第一項の規定による中止の命令がされた後は、裁判所の許可を得なければならぬ。  
 第九一条（一）再生手続開始の決定があつたときは、破産手続開始（他の手続の中止等）  
 第二九一条（一）再生手続開始の決定があつたときは、破産手続開始

債権者代表訴訟等の取扱い  
 第四〇条の二（一）民法（明治二十九年法律第八十九号）第四百二十一条若しくは第四百二十四条の規定により再生債権者の提起した訴訟若しくは破産法の規定による異議の訴訟が再生手続開始の請求を容許する決定に対する異議の訴訟が再生手続開始の請求をするときは、その訴訟手続は、中断する。  
 ② 再生債権者等は、前項の規定により中断した訴訟手続のうち、民法第四百二十一条の規定により再生債権者の提起した訴訟に係るものを受け継ぐことができる。この場合においては、受継の申立ては、相手方も行うことができる。  
 ③ 略  
 ④ 略  
 ⑤ 略

再生債権者の議決権  
 第八一条（一）（債権略）  
 一 再生手続開始後に到来すべき確定期付債権で無利息のもの、その再生手続開始の時から期限に至るまでの期間の年数、その期間に一年に満たない端数があるときは、これを切り捨てたものとす。これに應じたる債権に対する法定利息を債権額から控除した額）に應じたる債権に対する法定利息を債権額及び存続期間が確定している定期金債権、各定期金に對し前号の再生手続開始の時に算定する額の合計額、その額が法定利率によりその定期金に相当する利息を計算し、その額を超過するときは、その本額（第三二条、第三四、略）  
 ③ 略  
 ④ 略  
 ⑤ 略

債権者代表訴訟等の取扱い  
 第四〇条の二（一）民法（明治二十九年法律第八十九号）第四百二十一条若しくは第四百二十四条の規定により再生債権者の提起した訴訟若しくは破産法の規定による異議の訴訟が再生手続開始の請求を容許する決定に対する異議の訴訟が再生手続開始の請求をするときは、その訴訟手続は、中断する。  
 ② 再生債権者等は、前項の規定により中断した訴訟手続のうち、民法第四百二十一条の規定により再生債権者の提起した訴訟に係るものを受け継ぐことができる。この場合においては、受継の申立ては、相手方も行うことができる。  
 ③ 略  
 ④ 略  
 ⑤ 略

再生債権者の議決権  
 第八一条（一）（債権略）  
 一 再生手続開始後に到来すべき確定期付債権で無利息のもの、その再生手続開始の時から期限に至るまでの期間の年数、その期間に一年に満たない端数があるときは、これを切り捨てたものとす。これに應じたる債権に対する法定利息を債権額から控除した額）に應じたる債権に対する法定利息を債権額及び存続期間が確定している定期金債権、各定期金に對し前号の再生手続開始の時に算定する額の合計額、その額が法定利率によりその定期金に相当する利息を計算し、その額を超過するときは、その本額（第三二条、第三四、略）  
 ③ 略  
 ④ 略  
 ⑤ 略

開始後債権  
 第二二条（一）（債権略）  
 ③ 開始後債権に基づく再生債権者の財産に対する強制執行、仮差押え及び仮処分並びに財産開示手続の申立ては、前項に規定する期間は、そのことを行わない。開始後債権に対する共同対象外国国税の請求権に基づく再生債権者の財産に対する国税滞納処分の例によるものについても、同様とする。  
 ④ 略  
 ⑤ 略

再生債権者を害する行為の否認  
 第二七条（一）（債権略）  
 一 再生債権者が再生債権を害する者を知つてその行為をたゞし、これにより利益を知らなかつたときは、この限りで再生債権者を害する事実を知らなかつたときは、この限りで

再生債権者を害する行為の否認  
 第二七条（一）（債権略）  
 一 再生債権者が再生債権を害する者を知つてその行為をたゞし、これにより利益を知らなかつたときは、この限りで再生債権者を害する事実を知らなかつたときは、この限りで

再生債権者を害する行為の否認  
 第二七条（一）（債権略）  
 一 再生債権者が再生債権を害する者を知つてその行為をたゞし、これにより利益を知らなかつたときは、この限りで再生債権者を害する事実を知らなかつたときは、この限りで

再生債権者が支払の停止又は再生手続開始、破産手続開始の停止（特別清算開始の申立て）以下この節において、支払の停止とは、特別清算開始の申立て、以下この節において、支払の停止とは、これにより利益を受けた者が、その行為の当時、支払の停止等があつたこと及び再生債権者を害する事実を知らなかつたときは、この限りでない。  
 ② 略  
 ③ 略

相当の価を得てした財産の処分行為の否認  
 第二七条の二（一）（債権略）  
 一 当該行為が、不動産の金銭への換価その他の当該処分による財産の種類の変更により、再生債権者において隠匿、無償の供与その他の再生債権者を害する処分（以下この条並びに第二十二條の二第二項及び第三項において「隠匿等の処分」という。）を容れおそれ現に生じさせるものであること、  
 二、三、（略）  
 ② 略  
 ③ 略

再生債権者に対する担保の供与の否認  
 第二七条の三（一）（債権略）  
 一 再生債権者の義務に属せず、又はその時期が再生債権者の義務に属しない行為であつて、支払不能になる前三十日以内にされたもの、ただし、債権者がその行為の当時の再生債権者を害する事実を知らなかつたときは、この限りでない。  
 ② 略  
 ③ 略

否認権行使の効果  
 第三二条（一）（債権略）  
 ② 第三十七條第一項に規定する行為が否認された場合において、相手方は、当該行為の當時、支払の停止等があつたこと及び再生債権者を害する事実を知らなかつたときは、その計に受けていた利益を償還すべきに足りる。  
 ③ 略  
 ④ 略

転付者に対する否認権  
 第三四條（一）次に掲げる場合には、否認権は、転付者に対して行使することができる。  
 一 転付者が転付の当時、それぞれその前者に対する否認の原因のあることを知つておつたとき、  
 二 転付者が第三十七條の二第二項各号に掲げる者のいずれかであるとき、ただし、転付の時、それぞれその前者に対する否認の原因のあることを知らなかつたときは、この限りでない。  
 ② 略  
 ③ 略

転付者に対する否認権  
 第三四條（一）次に掲げる場合には、否認権は、転付者に対して行使することができる。  
 一 転付者が転付の当時、それぞれその前者に対する否認の原因のあることを知つておつたとき、  
 二 転付者が第三十七條の二第二項各号に掲げる者のいずれかであるとき、ただし、転付の時、それぞれその前者に対する否認の原因のあることを知らなかつたときは、この限りでない。  
 ② 略  
 ③ 略

② 略  
 ③ 略  
 ④ 略  
 ⑤ 略  
 ⑥ 略

詐害行為取消訴訟等の取扱い  
 第四〇条（一）否認権限を有する監督委員又は管財人は、第四百二十四条第一項の規定により再生債権者の提起した訴訟のうち、破産法の規定による否認の訴訟若しくは否認の請求を認容する決定に対する異議の訴訟に係るものを受け継ぐことができる。この場合においては、受継の申立ては、相手方も行うことができる。  
 ② 略  
 ③ 略

損害賠償請求権の査定申立等  
 第四三条（一）（債権略）  
 ⑤ 第一項の申立てがあつたとき、又は職権による再生手続開始決定があつたときは、時効の中断に關しては、裁判上の請求があつたものとみなす。  
 ⑥ 略

住宅貸金特別事項を定めることができる場合等  
 第九八条（一）住宅貸金付債権（民法第二百零九条により住宅貸金貸付債権を有する者が代した再生債権者当該地位に限り有するものを除く。）については、再生計画において、住宅貸金特別事項を定めることができる。ただし、住居の上記第五十三條第二項に規定する担保権（第一百九十六条第二号に規定する抵当権を除く。）が存在するとき、又は住宅以外の不動産に同号に規定する抵当権が定められている場において当該不動産の上に第五十三條第一項に規定する担保権で当該債権に後れるものが存在するとき、この限りでない。  
 ② 略  
 ③ 略

通常の再生手続に関する規定の適用除外  
 第三八条（一）小規模個人再生においては、第十四條第二項、第三十五條、第九十七條本文（約束手続後再生債権に係る部分に限る。）及びたゞし再生債権者（約束手続後再生債権に係る部分に限る。）の規定により再生債権者の提起した訴訟に係る部分を除く。、第四十一条第二項（約定劣後再生債権に係る部分に限る。）  
 ② 略  
 ③ 略

通常の再生手続に関する規定の適用除外  
 第三八条（一）小規模個人再生においては、第十四條第二項、第三十五條、第九十七條本文（約束手続後再生債権に係る部分に限る。）及びたゞし再生債権者（約束手続後再生債権に係る部分に限る。）の規定により再生債権者の提起した訴訟に係る部分を除く。、第四十一条第二項（約定劣後再生債権に係る部分に限る。）  
 ② 略  
 ③ 略

有効な改正前規定（会社更生法）

る。第三章第一節及び第一節、第八十五条第六項、第八十七
条第三項、第八十九條第二項及び第九十四條第一項（これの
規定中約定後再生債権に係る部分に限る。）及び第四章第一節
（第八十二條第二項から第四項までを除く。）及び第四節、第百
二十六條、第六節第一項、第九十五條第一項から第三項まで、
第九十五條第二項（約定後再生債権に係る部分に限る。）、第百五
十七條から第百五十九條まで、第百六十二條第二項、第百七十
四條第一項、第百七十四條第一項、第百七十五條第一項、第百七
十五條第二項、第百七十七條から第百八十一條まで、第百八
十一條第一項及び第二項、第百八十五條（第百八十九條第八項、
第百九十一條第二項及び第百九十五條第五項において準用する場
合を含む。）、第百八十六條第二項及び第四項、第百八十七條、
第百八十八條、第百八十九條第一項及び第四項、第百九十一條第一
項、第百九十五條第二項並びに第二章の規定は、適用しない。

○会社更生法

令和一年一月一日以降有効な旧規定

改正法令
第一章 第一節 改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等
に關する法律 平成一九・六・法四五 本則三七条（令和二
一・一・施行）
四 一 施行
民 事 執 行 法 び 國 際 的 子 子 の 奪 取 の 民 事 的 側 面 に 關 する 条
約 実 施 關 する 法 律 一 部 を 改 正 する 法 律（令和一・五・
一七）法二附則一七条（令和一・五・一六まで）に施行
第百二十五條第二項並びに第二章の規定は、適用しない。

他の手続の中止等

第五〇条① 更生手続開始の決定があつたときは、破産手続開
始、更生手続開始、更生手続開始若しくは特別清算開始の申立
て、更生手続の財産に対する第二十四條第一項第二号に規定す
る強制執行等、企業担保権の実行者若しくは同項第六号に規定す
る外国租税納税処分又は更生債権等に基づく財産開示手続の中
立てはする事ができず、破産手続、再生手続、更生会社の財
産に對して既にされている同項第二号に規定する強制執行等、
企業担保権の実行者若しくは同項第六号に規定する外国租
税納税処分並びに更生債権等に基づく財産開示手続は中止し、
特別清算手続はその効力を失ふ。

債権者代位訴訟、詐害行為取消訴訟等の取扱い

第五二条① 民法（明治二十九年法律第八十九号）第四百二
十三條若しくは第四百二十四條の規定により更生債権者の提起
した訴訟又は破産法若しくは民事再生法の規定による訴訟の訴
訟若しくは否認の請求を認容する決定に対する異議の否認が更
生手続開始当時係属するときは、その訴訟手続は、中断する。

更生債権者を害する行為の否認

第八六条①（註請略）
一 更生会社が更生債権者を害する者を知つてした行為
ただし、これによつて利益を受けた者が、その行為の当時
更生債権者を害する事実を知らなかつたときは、この限り
でない。
二 更生会社が支払の停止又は更生手続開始、破産手続開始
再生手続開始若しくは特別清算開始の申立て（以下この節に
おいて「支払の停止等」という。）があつた後にした更生債権
者を害する行為（ただし、これによつて利益を受けた者が、
その行為の当時、支払の停止等があつたこと及び更生債権者
等を害する事実を知らなかつたときは、この限りでない。）

相当の対価を得てした財産の処分行為の否認

第八六条②（註請略）
一 当該種類が、不動産の金銭への換価その他の当該処分によ
る財産の種類の変更により、更生会社において隠匿し無償の
供与その他の更生債権者を害する処分（以下この条並びに
第九十九條第二項及び第三項において「隠匿等の処分」と
いう。）をするおそれを生じさせるものであること。
二、三（略）
（特定の債権者に對する担保の供与等の否認）
第八六条③（註請略）
一 更生会社の義務に属せず、又はその時期が更生会社の義務
に属しない行為であつて、支払不能なる前三十日以内にさ
れたものただし債権者がその行為の當時他の更生債権者
等を害する事実を知らなかつたときは、この限りでない。

否認権行使の効果

第九一条①（略）
② 第八十六條第二項に規定する行為が否認された場合におい
て相手方は、当該行為の當時、支払の停止等があつたこと及
び更生債権者を害する事実を知らなかつたときは、その現に
受けている利益を償還すれば足りる。

転得者に対する否認権

第九三条① 次に掲げる場合には、否認権は、転得者に対しても
行使することができる。
一 転得者が転得の當時、それぞれその前者に対する否認の原
因のあることを知つていないとき。
二 転得者が第八十六條の第二項第二号に掲げる者以外の者であ
るとき。ただし、転得の當時、それぞれその前者に対する
否認の原因のを知らなかつたときは、この限りでない。
三 転得者が無償行為又はこれと同視すべき有償行為によつて
転得した場合において、それぞれその前者に対して否認の原
因があるとき。

改正により追加

第九三条の二（第九三条の三）
（否認権行使の期間）
第九八條 否認権は、更生手続開始の日、更生手続開始の日より
前に破産手続又は再生手続が開始されている場合には、破
産手続開始又は再生手続開始の日から二年を経過したとき

役員等の責任の査査の申立て等

第四〇条① 一 第一項の申立て又は前項の決定があつたときは、時効の中断
に關しては、裁判上の請求があつたものみなす。
⑤（略）
第三四條②（略）
③ 開始後債権に基づく更生会社の財産に対する強制執行（仮差
押、仮処分、担保権の実行者及び企業担保権の実行者並びに開始
後債権に基づく強制執行）手続の申立ては、前項に規定する期間
は、することができない。開始後債権である共助対象外国租税
の請求権に對する更生会社の財産に對する國稅納税処分の例に
よつてする処分についても、同様とする。

更生債権等との競合

第三六条①（註請略）
一 更生手続開始に期限が到来すべき確定期限付債権（無利
息のもの、更生手続開始の時から期限に至るまでの期間を年
数（その期間に一年に満たない端数があるときは、これを切
り捨てるものとする。）に応じた債権に対する法定利息を債権
額から控除した額）
二 金額及び存続期間が確定している定期金債権（各定期金に
つき前号の規定に準じて算定される額の合計額）その額が法
定利率よりその定期金に相當する利息を生ずべき元本額を
超えるときは、その元本額）
三、四（略）
中止した手続等の効力
第八〇八條 更生計画承認の決定があつたときは、第五十條第
一項の規定により中止した破産手続、再生手続（当該再生手続に
おいて、民事再生法第九十九條第一項の規定により中止した破
産手続並びに同法第九十六條第一項第二号に規定する再生債権
に基づく強制執行の手続及び同項第五号に規定する再生債権
に基づく外国租税納税処分を含む。）、第二十四條第一項第二
号に規定する強制執行の手続、企業担保権の実行者手続、同項第
二項に規定する外国租税納税処分及び財産開示手続は、その効
力は失ふ。ただし、第五十條第五項の規定により続行された手
続又は処分については、この限りでない。

# ○刑法

令和一年一月一日以降有効な旧規定

## 改正法令一覧

民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律（平成三〇・七・二二法七）（附則二条（令和二・四・一施行））

### （差押えに係る自己の物に関する特例）

第二五条 第九条第一項及び第十條第一項に規定する物が自己の所有に係るものであつても、差押えを受け、物権を担し、賃貸し、又は保険に付したものである場合において、これを焼損したときは、他人の物を焼損した者の例による。

### （非現住建物等遷居）

第二〇条 第一項（非現住建物等）  
② 浸害した物が自己の所有に係るときは、その物差押えを受け、物権を負担し、賃貸し、又は保険に付したものである場合に限る。前項の例による。

### （自己の物の損壊等）

第六二条 自己の物であつても、差押えを受け、物権を負担し、又は賃貸したものを損壊し、又は傷害したときは、前三条の例による。

# ○組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律

令和一年一月一日以降有効な旧規定

## 改正法令一覧

民事執行法及び国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律の一部を改正する法律（令和・五・一七法二）（附則一五条（令和・五・一六までに施行））

### （第二債務者の供託）

第三二条 第一項（第二債務者）  
⑤ 第三項（前項において準用する場合を含む。）の規定による供託がされた場合における民事執行法第六十五條（同法第六十七條の十四において同法第六十五條 第三号及び第四号を除く。）の規定を準用する場合を含む。以下この項において同じ。の規定の適用については、同条第一項（第六十六條第一項又は第二項）とあるのは、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第三十六條第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）とする。

# ○犯罪による収益の移転防止に関する法律

令和二年一月一日以降有効な旧規定

## 改正法令一覧

古物営業法の一部を改正する法律（平成三〇・四・二五法二）（附則九条（令和二・四・一施行））  
情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律（令和・六・七法八）（附則二四條（令和二・六・六までに施行））

### （定義）

第一條 第一項（略）  
② 住書略  
③ 住書略  
④ 住書略  
⑤ 住書略  
⑥ 住書略  
⑦ 住書略  
⑧ 住書略  
⑨ 住書略  
⑩ 住書略

### （行政庁等）

第二條 第一項（略）  
③ 略  
④ 第一項の規定にかかわらず、第二條第四十一号に掲げる特定事業者のうち古物営業法（昭和二十四年法律第百八号）第三條第一項の許可を受けた者が同法第二條第一項の古物である貴金属等の売買の業務を行う場合及び同号に掲げる特定事業者のうち賃貸屋営業法（昭和二十五年法律第百五十八号）第二條第一項の許可を受けた者が同法第十八條第一項の流賃物である貴金属等の売却の業務を行う場合は、これらの業務に係る事項に関する行政庁は、都道府県公安委員会とする。この場合において、道公安委員会の権限に属する事務は、政令で定めることにより、方面公安委員会に行わせることができる。

### （略）

### （略）

第三〇条 他人になりすまして第二條第三十一号に掲げる特定事業者（以下この項において「仮想通貨交換業者」という。）との間における仮想通貨交換契約（資金決済に関する法律第二條第七項各号に掲げる行為を行うことと内容とする約をいう。以下この項において同じ。）に係る役務の提供を受けること又はこれを第三者にさせることを目的として、仮想通貨交換業者において仮想通貨交換契約に係る役務の提供を受ける者を他の者と区別して識別することができるように付される符号その他の当該役務の提供を受けるために必要な情報（以下この条

において「仮想通貨交換用情報」という。）提供を受けた者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。通常の商取引として行われるものであることその他の正当な理由がないのに、有償で「仮想通貨交換用情報の提供を受けた者も、同様とする。」  
② 相手方に前項前段の目的があることを知つて、その者に「仮想通貨交換用情報を提供した者も、同様とする。通常の商取引として行われるものであることその他の正当な理由がないのに、有償で「仮想通貨交換用情報を提供した者も、同様とする。」

### （略）

### （略）

### （略）

### （略）

### （略）

### （略）

有効な改正前規定（刑法 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律 犯罪による収益の移転防止に関する法律）





有効な改正前規定（刑事補償法

犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律

少年法）

### ○刑事補償法

令和二年一月一日以降有効な旧規定

改正法令一覽  
・民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に  
関する法律（平成二九・六・二法四五）本則三条（令和二・  
四・施行）

#### 補償の内容

第四條①―④（略）

⑤ 罰金又は料料の額による補償においては、すでに徴収した  
罰金又は料料の額に、これに対する徴収の日の翌日から補償の  
決定の日までの期間に應じ年五分の割合による額を加算した  
額に等しい補償金を交付する。劣後場留置の執行をしたとき  
は、第一項の規定を準用する。

⑥ 没収の執行による補償においては、没収物がまだ処分されて  
いないときは、その物を返付し、すでに処分されているときは、  
その物の時価に等しい額の補償金を交付し、又、徴収した追徴  
金についてはその額にこれに対する徴収の日の翌日から補償の  
決定の日までの期間に應じ年五分の割合による額を加算した  
額に等しい補償金を交付する。

### ○犯罪被害者等給付金の支給等による 犯罪被害者等の支援に関する法 律

令和二年一月一日以降有効な旧規定

#### 改正法令一覽

・民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に  
関する法律（平成二九・六・二法四五）本則六八条二号（令  
和二・四・施行）

第一六条（時効）  
犯罪被害者等給付金の支給を受ける権利は、二年間行  
わないときは、時効により消滅する。

### ○少年法

令和二年一月一日以降有効な旧規定

改正法令一覽  
・児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を  
改正する法律（令和一・六・二法四六）附則九条（令和二・  
四・施行）

#### （援助、協力）

第一六条① 家庭裁判所は、調査及び顧察のため、警察官、保護  
観察官、保護司、児童福祉司、児童福祉法第十二條の三第二項  
第四号に規定する児童福祉司をいう。第二十六條第一項におい  
て同じ。又は児童委員に対して、必要な援助をさせることがで  
きる。

②（略）

# ○労働契約法

令和二年一月一日以降有効な旧規定

## 改正法令一覽

・働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律  
(平成〇〇・七・六法七) 本則八条(令和二・四・一施行)

## 期間の定めがあることによる不合理な労働条件の禁止

第〇条 有期労働契約を締結している労働者の労働契約の内容である労働条件が、期間の定めがあることにより同一の使用者と期間の定めのない労働契約を締結している労働者の労働契約の内容である労働条件と相違する場合においては、当該労働条件の内容である労働条件及び当該業務に伴う責任の程度(以下この条において「職務の内容」という。)当該職務の内容及び配置の変更の範囲その他の事情を考慮して、不合理と認められるものであってはならない。(改正により削られた)

第二条 第三条 (略) 改正後の第二条 第二条

# ○労働基準法

令和二年一月一日以降有効な旧規定

## 改正法令一覽

・民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二九・六・二法四五) 本則一六四条(令和二・四・一施行)

## 審査及び仲裁

第〇条 第一項の規定による審査又は仲裁の申立て及び第二項の規定による審査又は仲裁の開始は、時効の中断に関しては、これを裁判上の請求とみなす。

第二条 第三条 (略) 改正後の第二条 第二条

# ○雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律

令和二年一月一日以降有効な旧規定

## 改正法令一覽

・民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二九・六・二法四五) 本則〇九条(令和二・四・一施行)  
・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律(令和一・六・五法二四) 本則四四条(令和二・四・四までに施行)

## 第一章

### 第二節 事業主の講ずべき措置

第〇条 職場における性的な言動に起因する問題に関する雇用上の措置  
第一條(一) (略)  
第二條(一) (略)  
第三條(一) (略)

### 新第二條の一 (改正により追加)

① 厚生労働大臣は、前項の規定に基づき事業主が講ずべき措置に関し、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針(次項において「指針」という。)を定めるものとする。(改正後の④)  
② 略、改正後の⑤

### 新第二條の二 (改正により追加)

③ 略、改正後の④  
④ 略、改正後の④  
第一條の四 (改正により追加)

### 第一條の四 (改正により追加)

第三條の二 (改正により追加)  
第三章  
第一節 紛争の解決の援助

## 紛争の解決の援助

### 紛争の解決の促進に関する特例

第六條 第五條から第七條まで、第九條、第十條第一項、第十一條第二項、第十二條及び第十三條第一項に定める事項についての労働者と事業主との間の紛争については、個別労働紛争の解決の促進に関する法律(平成十三年法律第百十二号)第四條、第五條及び第十二條から第九條までの規定は適用せず。次条から第十七條までに定めるところによる。

### 紛争の解決の援助

第七條(一) (略)  
② 事業主は、労働者が前項の援助を求めたことを理由として、当該労働者に対して解雇その他の利益を損及しをしてはならない。  
第八條(一) (略)  
第九條(一) (略)

### 調停の委任

第十條(一) (略)  
② 前条第一項の規定は、労働者が前項の申請をした場合について準用する。  
第十一條(一) (略)  
② 委員会は、調停のため必要があると認めるときは、関係当事者の出頭を求め、その意見を聴くことができる。改正後の本条  
第十二條(一) (略)  
② 委員会は、第十一條第一項及び第十一條第二項に定める事項についての労働者と事業主との間の紛争の調停のために必要があると認め、かつ、関係当事者の双方の同意があるときは、関係当事者のほか、当該当事者に係る職場において性的な言動又は同項に規定する言動を行ったとされる者の出頭を求め、その意見を聴くことができる。(改正により削られた)

### 一時の中断

第十四條 前条第一項の規定により調停が打ち切られた場合において、当該調停の申請をした者が同条第二項の通知を受けた日から三十日以内に調停の目的を達したと認めて訴えを提起したときは、一時の中断に因しては、調停の申請の時に、訴えの提起があつたものとみなす。

### 公表

第十五條 厚生労働大臣は、第五條から第七條まで、第九條第一項から第三項まで、第十一條第一項、第十二條の第二項、第十三條及び第十三條第一項の規定に違反している事業主に対し、前条第一項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた者がこれに従わなかつたときは、その旨を公表する。

有効な改正前規定 (労働契約法 労働基準法 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律)





有効な改正前規定（短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律）

第三章 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する措置等

（労働条件に関する文書の交付等）  
第 84 条 事業主は、短時間労働者を雇入れたときは、速やかに、当該短時間労働者に対し、労働条件に関する事項のうち、労働基準法（昭和十二年法律第四十号）第五十五条第一項に規定する厚生労働省令で定める事項以外の事項を厚生労働省令で定めるもの（次項及び第十四条第一項において、特定事項」という。）を文書の交付その他の厚生労働省令で定める方法（次項において、文書の交付等」とい。）により明示し、なければならぬ。

（就業規則の作成の手續）  
第 85 条 略（改正後の①）  
②（改正により追加）

（短時間労働者の待遇の原則）  
第 86 条 事業主が、その雇用する短時間労働者の待遇を、当該事業所に雇用される通常の労働者の待遇と相違するものとする場合には、当該待遇の相違は、当該短時間労働者及び通常の労働者の業務の内容及び当該業務に伴う責任の程度（以下「職務の内容」とい。）を当該業務の内容及び配置の変更の阻害その他の事情を考慮して、不合理と認められるものであってはならない。

（通常の労働者と同様すべき短時間労働者に対する差別的取扱いの禁止）  
第 87 条 事業主は、職務の内容を当該事業所に雇用される通常の労働者と同じ短時間労働者（第十四条第一項において、職務の内容を同一とする短時間労働者」とい。）であつて、当該事業所に於ける其の他の事情をみて、当該事業主との雇用関係が通常の労働者の職務の内容及び配置が当該事業主の通常の労働者の職務の内容及び配置の範囲に同一の範囲で変更されたと見込まれるもの（次条及び同項において、「通常の労働者」と同視すべき短時間労働者」とい。）については、短時間労働者であることと理由として、賃金の決定、教育訓練の実施、福利厚生施設の利用その他の待遇において、差別的取扱いをしてはならない。

（賃金）  
第 88 条 事業主は、通常の労働者との均衡を考慮しつつ、その雇用する短時間労働者（通常の労働者と同視すべき短時間労働者を除く。次条第二項及び第一条において、同じ。）の職務の内容、業務の成果、意欲、能力及ば経験等を勘案し、その賃金の内動手当と退職手当その他の厚生労働省令で定めるものを除き、を決定しようとするに努めなければならない。

（教育訓練）  
第 89 条 事業主は、通常の労働者に対して実施する教育訓練であつて、当該通常の労働者が従事する職務の遂行に必要な能力を付与するものについては、職務内容、短時間労働者、通常の労働者と同視すべき短時間労働者を除く。以下この項において、同じ。）が既に当該職務に必要な能力を有している場合（他の通常の労働者も当該場合を除く。）職務内容同一短時間労働者に対しては、これを施さなければならない。  
② 事業主は、前項に定めるもののほか、通常の労働者との均衡を考慮し、意欲、能力及ば経験等に応じて、当該短時間労働者に対して教育訓練を実施するよう努めなければならない。

（福利厚生施設）  
第 90 条 事業主は、通常の労働者に対して利用の機会を与える福利厚生施設であつて、健康の保持及び業務の円滑な遂行に資するものとして厚生労働省令で定めるものについては、その雇用する短時間労働者に対しても、利用の機会を与えようとするに努めなければならない。

（通常の労働者への転換）  
第 91 条 事業主は、通常の労働者の転換を推進するため、その雇用する短時間労働者について、次の各号のいずれかかの措置を講ずなければならない。  
一 通常の労働者の募集を行う場合において、当該募集に係る事業所に掲げる条件等に、その者が従事すべき業務の内容、賃金、労働時間その他の当該募集に係る事項を当該事業所に於いて雇用する短時間労働者に同じとする。  
二 通常の労働者の配置新たに同一場合において、当該配置の希望を申し出る機会を当該募集に係る事業所において雇用する短時間労働者に対して与へること。  
三 一定の資力を有する短時間労働者に対してした通常の労働者の転換のための試験制度（設けること）その他の通常の労働者への転換を推進するための措置を講ずること。

（賃金）

第 92 条 事業主は、通常の労働者から求められたときは、速やかに、第十四条第一項の規定により措置を講ずべきこととされた事項及び特定事項を除く。次に同じ）に同じ）を講ずるに努めなければならない。

（就業規則の内容等の説明）  
第 93 条 事業主は、短時間労働者を雇入れたときは、速やかに、第十四条第一項の規定により措置を講ずべきこととされた事項及び特定事項を除く。次に同じ）に同じ）を講ずるに努めなければならない。

（職業訓練の実施等）  
第 94 条 国は、短時間労働者の雇用管理の改善その他の福祉の増進を図るため、短時間労働者を雇する事業主の団体その他の関係者に対して、短時間労働者の雇用管理の改善等に関する事項についての相談及び助言その他の必要な援助を行うことができる。

（職業訓練の実施等）  
第 95 条 国は、短時間労働者の雇用管理の改善その他の福祉の増進を図るため、短時間労働者を雇する事業主の団体その他の関係者に対して、短時間労働者の雇用管理の改善等に関する事項についての相談及び助言その他の必要な援助を行うことができる。

（職業訓練の実施等）  
第 96 条 国は、短時間労働者の雇用管理の改善その他の福祉の増進を図るため、短時間労働者を雇する事業主の団体その他の関係者に対して、短時間労働者の雇用管理の改善等に関する事項についての相談及び助言その他の必要な援助を行うことができる。

（職業訓練の実施等）  
第 97 条 国は、短時間労働者の雇用管理の改善その他の福祉の増進を図るため、短時間労働者を雇する事業主の団体その他の関係者に対して、短時間労働者の雇用管理の改善等に関する事項についての相談及び助言その他の必要な援助を行うことができる。

（職業訓練の実施等）  
第 98 条 国は、短時間労働者の雇用管理の改善その他の福祉の増進を図るため、短時間労働者を雇する事業主の団体その他の関係者に対して、短時間労働者の雇用管理の改善等に関する事項についての相談及び助言その他の必要な援助を行うことができる。

（賃金）

第 99 条 事業主は、通常の労働者から求められたときは、速やかに、第十四条第一項の規定により措置を講ずべきこととされた事項及び特定事項を除く。次に同じ）に同じ）を講ずるに努めなければならない。

（就業規則の内容等の説明）  
第 100 条 事業主は、短時間労働者を雇入れたときは、速やかに、第十四条第一項の規定により措置を講ずべきこととされた事項及び特定事項を除く。次に同じ）に同じ）を講ずるに努めなければならない。

（職業訓練の実施等）  
第 101 条 国は、短時間労働者の雇用管理の改善その他の福祉の増進を図るため、短時間労働者を雇する事業主の団体その他の関係者に対して、短時間労働者の雇用管理の改善等に関する事項についての相談及び助言その他の必要な援助を行うことができる。

（職業訓練の実施等）  
第 102 条 国は、短時間労働者の雇用管理の改善その他の福祉の増進を図るため、短時間労働者を雇する事業主の団体その他の関係者に対して、短時間労働者の雇用管理の改善等に関する事項についての相談及び助言その他の必要な援助を行うことができる。

（職業訓練の実施等）  
第 103 条 国は、短時間労働者の雇用管理の改善その他の福祉の増進を図るため、短時間労働者を雇する事業主の団体その他の関係者に対して、短時間労働者の雇用管理の改善等に関する事項についての相談及び助言その他の必要な援助を行うことができる。

（職業訓練の実施等）  
第 104 条 国は、短時間労働者の雇用管理の改善その他の福祉の増進を図るため、短時間労働者を雇する事業主の団体その他の関係者に対して、短時間労働者の雇用管理の改善等に関する事項についての相談及び助言その他の必要な援助を行うことができる。

（職業訓練の実施等）  
第 105 条 国は、短時間労働者の雇用管理の改善その他の福祉の増進を図るため、短時間労働者を雇する事業主の団体その他の関係者に対して、短時間労働者の雇用管理の改善等に関する事項についての相談及び助言その他の必要な援助を行うことができる。

〔雇用の改善等の研究等〕  
 第八八条 厚生労働大臣は、短時間労働者その他の有する能力を有効に發揮することができるようにするため、短時間労働者その他の職域の拡大に応じた雇用の改善等に関する措置その他短時間労働者の雇用の改善等に関し必要な事項について、調査、研究及び資料の整備に努めるものとする。

### ○賃金の支払の確保等に関する法律

令和二年一月一日以降有効な旧規定

#### 改正法令一覽

民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二九・六・二法四五）本則二二三条（令和二・四・一施行）

#### （未払賃金の立替払）

第七七条 政府は、労働者災害補償保険の適用事業に該当する事業（労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）第八十二条の適用を受ける事業にあつては、同条の規定の適用がないものとした場合における事業をいう。以下この条において同じ。）の事業主（厚生労働省令で定める期間以上の期間にわたつて当該事業を行つていたものに限る。）が破産手続開始の決定を受け、その他政令で定める事由に該当することとなつた場合において、当該事業に従事する労働者が政令で定める期間内に当該事業を退職したものに係る未払賃金（支払期日の経過後まだ支払われていない賃金をいう。以下この条及び次条において同じ。）があるときは、民法（明治二十九年法律第八十九号）第四百七十四条第一項ただし書及び第二項の規定にかかわらず、当該労働者（厚生労働省令で定める者）については、厚生労働省令で定めるところにより、未払賃金の額その他の事項について、労働基準監督局長の確認を受けた者（に限る。）の請求に基づき、当該未払賃金に係る債務のうち政令で定める範囲内のものを当該事業主に代わつて弁済するものとする。

### ○労働安全衛生法

令和二年一月一日以降有効な旧規定

#### 改正法令一覽

健康増進法の一部を改正する法律（平成三〇・七・二五法七八）附則二二条（令和二・四・一施行）

#### （受動喫煙の防止）

第六八条の二 事業者は、室内又はこれに準ずる環境における労働者の受動喫煙（健康増進法（平成十四年法律第百三十三号）第二十五条の四第三号に規定する受動喫煙をいう。第七十一条第二項において同じ。）を防止するため、当該事業者及び事業場の実情に応じ適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

### ○労働者災害補償保険法

令和二年一月一日以降有効な旧規定

#### 改正法令一覽

民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二九・六・二法四五）本則二六六条（令和二・四・一施行）

#### （第二項の審査申立て）①②（略）

第三八条の二 第三項の審査請求及び再審査請求は、時効の中断に関しては、これを裁判上の請求とみなす。

#### 第四〇条（時効）療養費給付、休業補償給付、葬祭料、介護補償給付、療養給付、休業給付、葬祭給付、介護給付及び一次健康診断等給付を受ける権利は、二年を経過したとき、障害補償給付、遺族補償給付、障害給付及び遺族給付を受ける権利は、五年を経過したときは、時効によつて消滅する。

#### 附則

#### 第五八条（障害補償年金差額一時金、受給権者）①②（略）

第三〇条（障害補償年金差額一時金の支給を受ける権利は、五年を経過したときは、時効によつて消滅する。）

#### ④⑤（略）

第五九条（障害補償年金前払一時金、受給権者）①③（略）

#### ④⑤（略）

第六〇条（遺族補償年金前払一時金）①④（略）

#### ⑤⑥（略）

第六四条（年金給付と損害賠償との関係）① 労働者又はその遺族が障害補償年金若しくは遺族補償年金又は障害若しくは遺族年金（以下この条において「年金給付」という。）を受けるべき場合、当該年金給付を受ける権利を有することとなつた時に、当該年金給付に係る障害補償年金前払一時金若しくは遺族補償年金前払一時金又は障害年金前払一時金若しくは遺族年金前払一時金（以下この条において「前払一時金給付」という。）を請求することができる場合に限る。であつて、同一の事由について、当該労働者を使用している事業主又は使用している事業主から民法その他の法律による損害賠償（以下単に「損害賠償」という。）を受ける権利を有するものとする。

債」といい、当該年金給付によって入補される損害をてし補する部分に限る。）を受けることができるときは、当該損害賠償については、当分の間次に定めるところによるものとする。

一 事業主は、当該労働者又はその遺族の年金給付を受ける権利が消滅するまでの間、その損害の発生時から当該年金給付に係る前払一時金給付を受けるときは、当該年金給付により計算される額を合算した場合における当該合算した額が当該前払一時金給付の最高限度に相当する額となるべき額（次号の規定により損害賠償の責めを免れたときは、その免れた額を控除した額）の限度で、その損害賠償の履行をしないことができる。

○個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律  
令和二年一月一日以降有効な旧規定  
改正法令一覽  
民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成一九・六・二法四五）本則二二条（令和二・四・一施行）  
時効の中断  
第六條 前條の規定によりあつせんが打切られた場合において、当該あつせん申請をした者が、その旨の通知を受けた日から三十日以内にあつせん申請を目的とする請求について訴えを提起したときは、時効の中断に関しては、あつせん申請の時に訴えの提起があつたものとみなす。

○労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律  
令和二年一月一日以降有効な旧規定  
改正法令一覽  
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律（令和一・六・五法二四）本則三条（令和二・六・四までに施行）  
新第八章第三〇条の二（第三〇条の八）改正により追加  
第八章第一九章名（改正後の第十九章名・第十章名）  
（助言、指導及び助告）  
第三〇条（略、改正後の①）  
②改正により追加  
（資料の提出の要求等）  
第二五条 厚生労働大臣は、この法律（第二十七条第一項及び第二十八条第一項を除く。）を施行するために必要があると認めるときは、事業主に対して、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。

四一三（略）  
第三十條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者  
②（略）  
第四〇条（改正により追加）

（報告の請求）  
第二六条新①（改正により追加）  
都道府県知事又は公共職業安定所長は、職業転換給付金の支給を受けて、又は受けた者から当該給付金の支給に関し必要な事項について報告を求めることができる。（改正後の②）  
（適用除外）  
第二八条第一項 この法律は、船員職業安定法（昭和二十三年法律百三十号）第六條第一項に規定する船員については、適用しない。  
②第六條から第九條まで及び第六章（第二十七條を除く。）の規定は、国家公務員及び地方公務員については、適用しない。  
③改正により追加  
第二八条の二（改正により追加）  
第四〇条①（註書略）

②  
（略）

○職業安定法

令和二年一月一日以降有効な旧規定  
改正法令一覽  
雇用法等の一部を改正する法律（平成二九・三・三法  
一四・本則五五（令和二・三・三〇施行）

求人者の申込み

第九案の五 公共職業安定所 特定地方公共団体及び職業紹介事業者は、求人者の申込みは全て受理しなればならない。ただし、その申込みの内容が法令に違反するとき、その申込み内容で、ある賃金、労働時間その他の労働条件が通常の労働条件に比べて著しく不適当であると認めるとき、又は求人者が第五条の三第一項の規定による明示をしないときは、その申込みを受理しないことができる。

（学校による公共職業安定所業務の分担）

第七案①②③  
③ 第一項の規定により公共職業安定所の業務の一部を分担する学校の長（以下「業務分担学校長」という）は、第五条の五本文及び第五の六第一項本文の規定にかかわらず、学校の教育課程に適切でない職業に関する求人又は求職の申込みを受理しないことができる。

（地方公共団体の行う職業紹介）

第九案①③④  
④ 特定地方公共団体が、前項の規定により取扱職種の範囲を定めた場合において、は第五条の五及び第五条の六第一項の規定は、その範囲内に限り適用するものとする。

（許可の義務事由）

第三案 雇用法等  
一 禁罰以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定その他の労働に関する法律の規定（次号に規定する規定を除く）であつて政令で定めるもの若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）の規定（同法第五十条第一款に係る部分に限る）第五十一条の規定（同法を除く）により、若しくは刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四十一条、第二百六条、第二百八条、第二百八十一条、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪、暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪若しくは出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第二百十九号）第八十七条の罪の規定を犯したることにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わし、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者  
（第十五条）  
第三十一条の九第一項（第三十三条第四項において準用する場合を含む）の規定により職業紹介事業の許可を取り消された者が法人である場合（第三十二条の九第一項第一号に限る）（第三十三条第四項において準用する場合を含む）の規定により許可を取り消された場合については、当該法人が規定により許可を再行し得る場合については、当該法人が規定により許可を再行し得る場合が該当することとなつたことによる場合に限る。又は第三十一条の九第二項において準用する第三十二条の九第一項の規定により無料の職業紹介事業の廃止を命じられた者が法人である場合（第三十二条の九第二項において準用する第三十一条の九第一項第一号に限る）の規定により廃止を命じられた場合については、当該法人が第一号又は第二号に規定する者に該当することとなつたことによる場合に限る。において、当該取消し又は命令の処分を受ける原因となつた事項が発生した当該時に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問はず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するもの）と認められる者を含む。以下この号において同じ）であつた者で、当該取消し又は命令の日から起して五年を経過しないもの。  
七 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（第二十条第六号）に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という）又は暴力団員でなくなつた日から五年を経過しない者（以下この条において「暴力団員等」という）  
第十三（略）

せられ、その執行を終わし、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者  
（第十五条）  
第三十一条の九第一項（第三十三条第四項において準用する場合を含む）の規定により職業紹介事業の許可を取り消された者が法人である場合（第三十二条の九第一項第一号に限る）（第三十三条第四項において準用する場合を含む）の規定により許可を取り消された場合については、当該法人が規定により許可を再行し得る場合が該当することとなつたことによる場合に限る。又は第三十一条の九第二項において準用する第三十二条の九第一項の規定により無料の職業紹介事業の廃止を命じられた者が法人である場合（第三十二条の九第二項において準用する第三十一条の九第一項第一号に限る）の規定により廃止を命じられた場合については、当該法人が第一号又は第二号に規定する者に該当することとなつたことによる場合に限る。において、当該取消し又は命令の処分を受ける原因となつた事項が発生した当該時に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問はず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するもの）と認められる者を含む。以下この号において同じ）であつた者で、当該取消し又は命令の日から起して五年を経過しないもの。  
七 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（第二十条第六号）に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という）又は暴力団員でなくなつた日から五年を経過しない者（以下この条において「暴力団員等」という）  
第十三（略）

取扱職種の範囲

第三案の二①②③  
② 第五条の五及び第五の六第一項の規定は、有料職業紹介事業者に係る前項に規定する職業に係る求人者の申込み及び求職の申込みについては、適用しない。  
取扱職種の範囲等の届出等  
第三案の二④⑤  
④ 有料の職業紹介事業を行う者又は有料職業紹介事業者が、前項の規定により、取扱職種の範囲等を届け出た場合には、第五条の五及び第五の六第一項の規定は、その範囲内に限り適用するものとする。

（学校等の行う無料職業紹介事業）

第三案の二⑥⑦  
⑥ 前項の規定により、第一号各号に掲げる施設の長が職業紹介

の範囲を定めて届出した場合においては、第五条の五及び第五の六第一項の規定は、その範囲内に限り適用するものとする  
（七）（略）  
（八）（略）  
（九）（略）  
（十）（略）  
（十一）（略）  
（十二）（略）  
（十三）（略）  
（十四）（略）  
（十五）（略）  
（十六）（略）  
（十七）（略）  
（十八）（略）  
（十九）（略）  
（二十）（略）  
（二十一）（略）  
（二十二）（略）  
（二十三）（略）  
（二十四）（略）  
（二十五）（略）  
（二十六）（略）  
（二十七）（略）  
（二十八）（略）  
（二十九）（略）  
（三十）（略）  
（三十一）（略）  
（三十二）（略）  
（三十三）（略）  
（三十四）（略）  
（三十五）（略）  
（三十六）（略）  
（三十七）（略）  
（三十八）（略）  
（三十九）（略）  
（四十）（略）  
（四十一）（略）  
（四十二）（略）  
（四十三）（略）  
（四十四）（略）  
（四十五）（略）  
（四十六）（略）  
（四十七）（略）  
（四十八）（略）  
（四十九）（略）  
（五十）（略）  
（五十一）（略）  
（五十二）（略）  
（五十三）（略）  
（五十四）（略）  
（五十五）（略）  
（五十六）（略）  
（五十七）（略）  
（五十八）（略）  
（五十九）（略）  
（六十）（略）  
（六十一）（略）  
（六十二）（略）  
（六十三）（略）  
（六十四）（略）  
（六十五）（略）  
（六十六）（略）  
（六十七）（略）  
（六十八）（略）  
（六十九）（略）  
（七十）（略）  
（七十一）（略）  
（七十二）（略）  
（七十三）（略）  
（七十四）（略）  
（七十五）（略）  
（七十六）（略）  
（七十七）（略）  
（七十八）（略）  
（七十九）（略）  
（八十）（略）  
（八十一）（略）  
（八十二）（略）  
（八十三）（略）  
（八十四）（略）  
（八十五）（略）  
（八十六）（略）  
（八十七）（略）  
（八十八）（略）  
（八十九）（略）  
（九十）（略）  
（九十一）（略）  
（九十二）（略）  
（九十三）（略）  
（九十四）（略）  
（九十五）（略）  
（九十六）（略）  
（九十七）（略）  
（九十八）（略）  
（九十九）（略）  
（百）（略）

（改善命令等）

第四八条の三①②③  
② 厚生労働大臣は、求人者又は労働者供給しようとする者及び労働者供給しようとする者からこれらの規定に違反し、又は助言を受けたにもかかわらずこれらの規定に違反し、若しくは、それがあって認めるときは、当該求人者又は労働者供給しようとする者に対し、第五の三第二項又は第五の六第一項の規定の違反を是正するために必要な措置又はその違反を防止するために必要な措置を執るべきことを勧告することができる。

改正法令一覽

令和二年一月一日以降有効な旧規定  
改正法令一覽  
雇用法等の一部を改正する法律（平成二九・三・三法  
一四・本則五五（令和二・三・三〇施行）

（契約の内容等）

第九案①②③④  
④ 派遣元事業主から新たな労働者派遣契約に基づく労働者派遣第四十条の二第二項各号のいずれかに該当するものを除く、次項において同じ）の役務の提供を受けようとする者は、第一項の規定により当該労働者派遣契約を締結するに当たり、あらかじめ、当該派遣元事業主に対し、当該労働者派遣の役務の提供が開始される日以後当該労働者派遣の役務の提供を受けようとする者の事業所その他派遣就業の場所の業務について同条第一項の規定に抵触することとなる最初の旨を通知しなければならない。  
（七）（略）  
（八）（略）  
（九）（略）  
（十）（略）  
（十一）（略）  
（十二）（略）  
（十三）（略）  
（十四）（略）  
（十五）（略）  
（十六）（略）  
（十七）（略）  
（十八）（略）  
（十九）（略）  
（二十）（略）  
（二十一）（略）  
（二十二）（略）  
（二十三）（略）  
（二十四）（略）  
（二十五）（略）  
（二十六）（略）  
（二十七）（略）  
（二十八）（略）  
（二十九）（略）  
（三十）（略）  
（三十一）（略）  
（三十二）（略）  
（三十三）（略）  
（三十四）（略）  
（三十五）（略）  
（三十六）（略）  
（三十七）（略）  
（三十八）（略）  
（三十九）（略）  
（四十）（略）  
（四十一）（略）  
（四十二）（略）  
（四十三）（略）  
（四十四）（略）  
（四十五）（略）  
（四十六）（略）  
（四十七）（略）  
（四十八）（略）  
（四十九）（略）  
（五十）（略）  
（五十一）（略）  
（五十二）（略）  
（五十三）（略）  
（五十四）（略）  
（五十五）（略）  
（五十六）（略）  
（五十七）（略）  
（五十八）（略）  
（五十九）（略）  
（六十）（略）  
（六十一）（略）  
（六十二）（略）  
（六十三）（略）  
（六十四）（略）  
（六十五）（略）  
（六十六）（略）  
（六十七）（略）  
（六十八）（略）  
（六十九）（略）  
（七十）（略）  
（七十一）（略）  
（七十二）（略）  
（七十三）（略）  
（七十四）（略）  
（七十五）（略）  
（七十六）（略）  
（七十七）（略）  
（七十八）（略）  
（七十九）（略）  
（八十）（略）  
（八十一）（略）  
（八十二）（略）  
（八十三）（略）  
（八十四）（略）  
（八十五）（略）  
（八十六）（略）  
（八十七）（略）  
（八十八）（略）  
（八十九）（略）  
（九十）（略）  
（九十一）（略）  
（九十二）（略）  
（九十三）（略）  
（九十四）（略）  
（九十五）（略）  
（九十六）（略）  
（九十七）（略）  
（九十八）（略）  
（九十九）（略）  
（百）（略）

（均衡を考慮した待遇の確保）

第九案の三①②③④  
③ 派遣元事業主は、その雇用する派遣労働者の従事する業務と同種の業務に従事する派遣に雇用される労働者の賃金水準との均衡を考慮し、派遣労働者の従事する業務と同種の業務に従事する一般の労働者の賃金水準又は当該派遣労働者の職務の内容、職務の成果、意欲、能力若しくは経験等を勘案、当該派遣労働者の賃金を決定するように配慮しなければならない。  
④ 派遣元事業主は、その雇用する派遣労働者の従事する業務と同種の業務に従事する派遣先に雇用される労働者と同種の業務に従事する派遣先に雇用される労働者及び福利厚生を考慮しつつ、当該派遣労働者に、教育訓練及び福利厚生を要する他当該派遣労働者の同様な派遣就業の確保のために必要な措置を講ずるように配慮しなければならない。

（改正により追加）

（一）改正により追加  
（二）改正により追加  
（三）改正により追加  
（四）改正により追加  
（五）改正により追加  
（六）改正により追加  
（七）改正により追加  
（八）改正により追加  
（九）改正により追加  
（十）改正により追加  
（十一）改正により追加  
（十二）改正により追加  
（十三）改正により追加  
（十四）改正により追加  
（十五）改正により追加  
（十六）改正により追加  
（十七）改正により追加  
（十八）改正により追加  
（十九）改正により追加  
（二十）改正により追加  
（二十一）改正により追加  
（二十二）改正により追加  
（二十三）改正により追加  
（二十四）改正により追加  
（二十五）改正により追加  
（二十六）改正により追加  
（二十七）改正により追加  
（二十八）改正により追加  
（二十九）改正により追加  
（三十）改正により追加  
（三十一）改正により追加  
（三十二）改正により追加  
（三十三）改正により追加  
（三十四）改正により追加  
（三十五）改正により追加  
（三十六）改正により追加  
（三十七）改正により追加  
（三十八）改正により追加  
（三十九）改正により追加  
（四十）改正により追加  
（四十一）改正により追加  
（四十二）改正により追加  
（四十三）改正により追加  
（四十四）改正により追加  
（四十五）改正により追加  
（四十六）改正により追加  
（四十七）改正により追加  
（四十八）改正により追加  
（四十九）改正により追加  
（五十）改正により追加  
（五十一）改正により追加  
（五十二）改正により追加  
（五十三）改正により追加  
（五十四）改正により追加  
（五十五）改正により追加  
（五十六）改正により追加  
（五十七）改正により追加  
（五十八）改正により追加  
（五十九）改正により追加  
（六十）改正により追加  
（六十一）改正により追加  
（六十二）改正により追加  
（六十三）改正により追加  
（六十四）改正により追加  
（六十五）改正により追加  
（六十六）改正により追加  
（六十七）改正により追加  
（六十八）改正により追加  
（六十九）改正により追加  
（七十）改正により追加  
（七十一）改正により追加  
（七十二）改正により追加  
（七十三）改正により追加  
（七十四）改正により追加  
（七十五）改正により追加  
（七十六）改正により追加  
（七十七）改正により追加  
（七十八）改正により追加  
（七十九）改正により追加  
（八十）改正により追加  
（八十一）改正により追加  
（八十二）改正により追加  
（八十三）改正により追加  
（八十四）改正により追加  
（八十五）改正により追加  
（八十六）改正により追加  
（八十七）改正により追加  
（八十八）改正により追加  
（八十九）改正により追加  
（九十）改正により追加  
（九十一）改正により追加  
（九十二）改正により追加  
（九十三）改正により追加  
（九十四）改正により追加  
（九十五）改正により追加  
（九十六）改正により追加  
（九十七）改正により追加  
（九十八）改正により追加  
（九十九）改正により追加  
（百）改正により追加

○労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律

令和二年一月一日以降有効な旧規定  
改正法令一覽  
雇用法等の一部を改正する法律（平成二九・三・三法  
一四・本則五五（令和二・三・三〇施行）

第九案の五 公共職業安定所 特定地方公共団体及び職業紹介事業者は、求人者の申込みは全て受理しなればならない。ただし、その申込みの内容が法令に違反するとき、その申込み内容で、ある賃金、労働時間その他の労働条件が通常の労働条件に比べて著しく不適当であると認めるとき、又は求人者が第五条の三第一項の規定による明示をしないときは、その申込みを受理しないことができる。

（学校による公共職業安定所業務の分担）

第七案①②③  
③ 第一項の規定により公共職業安定所の業務の一部を分担する学校の長（以下「業務分担学校長」という）は、第五条の五本文及び第五の六第一項本文の規定にかかわらず、学校の教育課程に適切でない職業に関する求人又は求職の申込みを受理しないことができる。

（地方公共団体の行う職業紹介）

第九案①③④  
④ 特定地方公共団体が、前項の規定により取扱職種の範囲を定めた場合において、は第五条の五及び第五条の六第一項の規定は、その範囲内に限り適用するものとする。

（許可の義務事由）

第三案 雇用法等  
一 禁罰以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定その他の労働に関する法律の規定（次号に規定する規定を除く）であつて政令で定めるもの若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）の規定（同法第五十条第一款に係る部分に限る）第五十一条の規定（同法を除く）により、若しくは刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四十一条、第二百六条、第二百八条、第二百八十一条、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪、暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪若しくは出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第二百十九号）第八十七条の罪の規定を犯したることにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わし、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者  
（第十五条）  
第三十一条の九第一項（第三十三条第四項において準用する場合を含む）の規定により職業紹介事業の許可を取り消された者が法人である場合（第三十二条の九第一項第一号に限る）（第三十三条第四項において準用する場合を含む）の規定により許可を取り消された場合については、当該法人が規定により許可を再行し得る場合については、当該法人が規定により許可を再行し得る場合が該当することとなつたことによる場合に限る。又は第三十一条の九第二項において準用する第三十二条の九第一項の規定により無料の職業紹介事業の廃止を命じられた者が法人である場合（第三十二条の九第二項において準用する第三十一条の九第一項第一号に限る）の規定により廃止を命じられた場合については、当該法人が第一号又は第二号に規定する者に該当することとなつたことによる場合に限る。において、当該取消し又は命令の処分を受ける原因となつた事項が発生した当該時に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問はず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するもの）と認められる者を含む。以下この号において同じ）であつた者で、当該取消し又は命令の日から起して五年を経過しないもの。  
七 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（第二十条第六号）に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という）又は暴力団員でなくなつた日から五年を経過しない者（以下この条において「暴力団員等」という）  
第十三（略）

（改正により追加）

（一）改正により追加  
（二）改正により追加  
（三）改正により追加  
（四）改正により追加  
（五）改正により追加  
（六）改正により追加  
（七）改正により追加  
（八）改正により追加  
（九）改正により追加  
（十）改正により追加  
（十一）改正により追加  
（十二）改正により追加  
（十三）改正により追加  
（十四）改正により追加  
（十五）改正により追加  
（十六）改正により追加  
（十七）改正により追加  
（十八）改正により追加  
（十九）改正により追加  
（二十）改正により追加  
（二十一）改正により追加  
（二十二）改正により追加  
（二十三）改正により追加  
（二十四）改正により追加  
（二十五）改正により追加  
（二十六）改正により追加  
（二十七）改正により追加  
（二十八）改正により追加  
（二十九）改正により追加  
（三十）改正により追加  
（三十一）改正により追加  
（三十二）改正により追加  
（三十三）改正により追加  
（三十四）改正により追加  
（三十五）改正により追加  
（三十六）改正により追加  
（三十七）改正により追加  
（三十八）改正により追加  
（三十九）改正により追加  
（四十）改正により追加  
（四十一）改正により追加  
（四十二）改正により追加  
（四十三）改正により追加  
（四十四）改正により追加  
（四十五）改正により追加  
（四十六）改正により追加  
（四十七）改正により追加  
（四十八）改正により追加  
（四十九）改正により追加  
（五十）改正により追加  
（五十一）改正により追加  
（五十二）改正により追加  
（五十三）改正により追加  
（五十四）改正により追加  
（五十五）改正により追加  
（五十六）改正により追加  
（五十七）改正により追加  
（五十八）改正により追加  
（五十九）改正により追加  
（六十）改正により追加  
（六十一）改正により追加  
（六十二）改正により追加  
（六十三）改正により追加  
（六十四）改正により追加  
（六十五）改正により追加  
（六十六）改正により追加  
（六十七）改正により追加  
（六十八）改正により追加  
（六十九）改正により追加  
（七十）改正により追加  
（七十一）改正により追加  
（七十二）改正により追加  
（七十三）改正により追加  
（七十四）改正により追加  
（七十五）改正により追加  
（七十六）改正により追加  
（七十七）改正により追加  
（七十八）改正により追加  
（七十九）改正により追加  
（八十）改正により追加  
（八十一）改正により追加  
（八十二）改正により追加  
（八十三）改正により追加  
（八十四）改正により追加  
（八十五）改正により追加  
（八十六）改正により追加  
（八十七）改正により追加  
（八十八）改正により追加  
（八十九）改正により追加  
（九十）改正により追加  
（九十一）改正により追加  
（九十二）改正により追加  
（九十三）改正により追加  
（九十四）改正により追加  
（九十五）改正により追加  
（九十六）改正により追加  
（九十七）改正により追加  
（九十八）改正により追加  
（九十九）改正により追加  
（百）改正により追加

有効な改正前規定（職業安定法）

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律





④ 保険給付を受ける権利については、會計法（昭和二十一年法律第三十五号）第三十一条の規定を適用しない。

（期間の計算）

第九十一条 この法律又はこの法律に基づく命令に規定する期間の計算については、この法律に別段の規定がある場合を除くほか、民法の期間に関する規定を準用する。

○健康保険法

令和二年一月一日以降有効な旧規定

改正法令一覽

- ・民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二九・六・二法四五）本則一・六〇条（令和二年四月一日施行）
- ・働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成三〇・七・六法七二）附則三（令和二二年四月一日施行）
- ・医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律（令和二二年四月一日施行）

第三条（定義）

第一八（略）

九 事業所に使用される者であつて、その一週間の所定労働時間（同一の事業所に使用される短時間労働者の雇管理の改善等に関する法律（平成五年法律第七十号）第一条に規定する通常の労働者（以下この号において「通常の労働者」という。）の一週間の所定労働時間の四分の三未満である同条に規定する短時間労働者（以下この号において「短時間労働者」という。）又はその一月間の所定労働日数が同一の事業所に使用される通常の労働者の一月間の所定労働日数の四分の三未満である短時間労働者に該当し、かつ、イからエまでのいずれかの要件に該当するもの

- ⑦ この法律において「被扶養者」とは、次に掲げる者をいう。ただし、後期高齢者医療の被保険者等である者は、この限りでない。
- ⑧（略）
- ⑩（略）

薬価調査等についての厚生労働大臣の権限

第七七条（略）改正後の①

- ② 保険者は、前項の事業を行うに当たっては、高齢者の医療の確保に関する法律第十六条第四項の情報を活用し、適切かつ有効に行うものとする。
- ③（略）

第一五〇条の二 第一五〇条の一〇（改正により追加）

（時効）

- 第九三条（略） 保険料等を徴収し、又はその還付を受ける権利及び保険給付を受ける権利は、二年を経過したときは、時効によつて消滅する。
- ② 保険料等の納入の告知又は督促は、民法（明治二十九年法律第八十九号）第五百十三條の規定にかかわらず、時効中断の効力を有する。

（期間の計算）

第一九四条 この法律又はこの法律に基づく命令に規定する期間の計算については、民法の期間に関する規定を準用する。

第二〇七条の三（改正により追加）

第二二二条の二（注書略）

第二二二条の三（改正により追加）

第二四二条（略） 法人、法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるもの（以下この条において「人格のない社団等」という。）を含む。以下この項において同じ。代表者、人格のない社団等の管理人を含む。又は法外若しくは他の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して、第二百八条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

○国民健康保険法

令和二年一月一日以降有効な旧規定

改正法令一覽

- ・民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二九・六・二法四五）本則一・七九条（令和二年四月一日施行）
- ・医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律（令和二二年四月一日施行）
- ・働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成三〇・七・六法七二）附則三（令和二二年四月一日施行）

第八二条（略）

- ② 市町村及び組合は、前項の事業を行うに当たっては、高齢者の医療の確保に関する法律第十六条第四項の情報を活用し、適切かつ有効に行うものとする。
- ③（略）
- ④（略）
- ⑤（略）
- ⑥（略）
- ⑦（略）
- ⑧（略）
- ⑨（略）
- ⑩（略）
- ⑪（略）
- ⑫（略）

審査請求

第九一条（略）

② 前項の審査請求は、時効の中断に関しては、裁判上の請求とみなす。

（時効）

- 第一〇一条（略） 保険料その他この法律の規定による徴収金を徴収し、又はその還付を受ける権利及び保険給付を受ける権利は、二年を経過したときは、時効によつて消滅する。
- ② 保険料その他この法律の規定による徴収金の徴収の告知又は督促は、民法（明治二十九年法律第八十九号）第五百十三條の規定にかかわらず、時効中断の効力を生ずる。



有効な改正前規定（児童虐待の防止等に関する法律）

第二十一条の二（乳児家庭全戸訪問事業 養育支援訪問事業）
(一) 市町村は、児童の健全な育成を図るため、乳児家庭全戸訪問事業及び養育支援訪問事業を行うよう努めるとともに、乳児家庭全戸訪問事業により要支援児童等、特定妊婦を除く）を把握したときは当該市町村の長が第二十六条第四項第三号の規定による送致若しくは同項第八号の規定による通告若しくは児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第十八号）第八十条第二項第一号の規定による送致若しくは同項第四号の規定による通知を受けたときは、養育支援訪問事業の実施その他の必要な支援を行うものとする。

(4)(5) 略

第二十五条（三同居）（改正後の①）
(2) 改正により追加
第三十一条の二（一時保護中の児童の親権等）①（略）
(2) 児童相談所長は、一時保護が行われた児童で親権を行う者又は未成年後見人のあるものについても、保護、教育及び懲戒に関し、その児童の福祉のために必要な措置を講ずることができる。

第三十二条の六（第三十条の六）三（改正により追加）
第三十三条の二（被措置児童虐待に係る通告義務等）①（略）
(2) 被措置児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者、当該被措置児童虐待を受けたと思われる児童が、児童虐待の防止等に関する法律第一条に規定する児童虐待を受けたと思われる児童にも該当する場合において、前項の規定による通告をしたときは、同法第六条第一項の規定による通告をすることを要しない。

第四十条の八（二）放課後児童健全育成事業の基準①（略）
(2) 市町村が前項の条例を定めるに当たっては、放課後児童健全育成事業に従事する者及びその自費については、厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については、厚生労働省令で定める基準を参照するものとする。

第四十一条（養育親等の欠格事由）①（註書略）
一、児童虐待の防止等に関する法律第二条に規定する児童虐待又は被措置児童虐待を行った者その他児童の福祉に顯著しく不適当な行為をした者。

第四十七条（施設長の親権代行）①②（略）
(3) 児童福祉施設の長、その住居において養育を行う第六条の三

第七項に規定する厚生労働省令で定める者又は里親は、入所中又は受託中の児童等で親権を行う者又は未成年後見人のあるものについても、保護、教育及び懲戒に関し、その児童等の福祉のために必要な措置を講ずることができる。

○児童虐待の防止等に関する法律

令和二年一月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧
児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律（令和一年六月二十六日法律第六十二号）
（四）施行
（国及び地方公共団体の責務等）
第四十条① 国及び地方公共団体は、児童虐待の予防及び早期発見、迅速かつ適切な児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援を含む）第三項及び次条第一項において同じ）並びに児童虐待を行った保護者に対する親子の再統合の促進への配慮その他の児童虐待を受けた児童が家庭における養育環境と同様の養育環境及び良好な家庭環境を含む）で生活するために必要な配慮をした適切な指導及び支援を行うため、関係省庁相互間その他関係機関及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援、医療提供体制の整備に努めなければならない。

新⑥（改正により追加）
②⑤（略）
⑦（略）改正後の⑧

（児童虐待の早期発見等）
第五条① 学校、児童福祉施設、病院その他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、歯科医師、看護師、助産師、看護士その他児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見し、その立派あることを目撃し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。

②（略）
③④（改正により追加）
⑤（略）改正後の⑥

（児童虐待に係る通告）
第六条①（略）
(2) 前項の規定による通告は、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第五十五条第一項の規定による通とみなして、同法の規定を適用する。

③（略）
（児童虐待を行った保護者に対する指導等）
第一条新④（改正により追加）
④（略）改正後の②⑤

⑤ 児童相談所長は、第三項の規定による通告を受けた保護者が当該通告に促わらず、その監護する児童に対し親権を行わせること若しくは児童福祉法を害する場合には、必要に応じて適切に、児童福祉法第三十三条の規定による請求を行うものとする。（改正後の⑥）
⑦（改正により追加）

（施設入所等の措置の解除等）
第三十一条（都道府県知事は、児童虐待を受けた児童について施設入所等の措置が採られ、及び当該児童の保護者について児童福祉法第二十七条第一項第二号の措置が採られた場合において、当該児童について採られた施設入所等の措置を解除しようとするときは、当該児童の保護者について同号の措置を行うこととされた児童福祉法第二十七条第一項第二号の規定による保護者に対し採られた当該措置の効果、当該児童に対する児童虐待が行われることを予防するために採られる措置について見込まれる効果その他厚生労働省令で定め事項を聴取しなければならない。）
②（略）

（親権の行使に関する配慮等）
第四十条① 児童の親権を行う者は、児童のしつけに際して、民法明治十九年法律第八十九号（第八百二十条の規定による監護及び教育に必要な範囲を超えて当該児童を懲戒してはならず）当該児童の親権の適切な行使に配慮しなければならない。

②（略）
（延長者等の特別）
第六十一条① 児童福祉法第三十一条第四項に規定する延長者以下この条において「延長者」という。延長者の親権を行う者未成年後見人その他の者で、延長者を現に監護する者（以下この項において「延長者の監護者」という。）及び延長者の監護者の項において「延長者について行う次に掲げる行為（以下この項において「延長者を保護する」という。）については、延長者を次条第二項第二号から第四項までの規定による措置と同法第三十七條第一項第一号から第三号まで及び第二項の規定による措置とみなして、第一号第一項から第三号まで及び第五項第一四（略）

② 延長者は児童福祉法第三十一条第四項に規定する保護延長者権を行う者、未成年後見人その他の者で、延長者等を現に監護する者（以下この項において「延長者等の監護者」という。）及び延長者等の監護者がその監護する延長者等について行う次に掲げる行為（以下この項において「延長者等虐待」という。）については、延長者等虐待と同法第三十一条第四項の規定による措置と同法第三十七條第一項から第四項までの規定による措置とみなして、第一号第一項から第三号まで及び第五項第一四（略）

③ 延長者等虐待を受けた児童について施設入所等の措置が採られ、及び当該児童の保護者について児童福祉法第二十七条第一項第二号の措置が採られた場合において、当該児童について採られた施設入所等の措置を解除しようとするときは、当該児童の保護者について同号の措置を行うこととされた児童福祉法第二十七条第一項第二号の規定による保護者に対し採られた当該措置の効果、当該児童に対する児童虐待が行われることを予防するために採られる措置について見込まれる効果その他厚生労働省令で定め事項を聴取しなければならない。）
②（略）

（親権の行使に関する配慮等）
第四十条① 児童の親権を行う者は、児童のしつけに際して、民法明治十九年法律第八十九号（第八百二十条の規定による監護及び教育に必要な範囲を超えて当該児童を懲戒してはならず）当該児童の親権の適切な行使に配慮しなければならない。

②（略）
（延長者等の特別）
第六十一条① 児童福祉法第三十一条第四項に規定する延長者以下この条において「延長者」という。延長者の親権を行う者未成年後見人その他の者で、延長者を現に監護する者（以下この項において「延長者の監護者」という。）及び延長者の監護者の項において「延長者について行う次に掲げる行為（以下この項において「延長者を保護する」という。）については、延長者を次条第二項第二号から第四項までの規定による措置と同法第三十七條第一項第一号から第三号まで及び第二項の規定による措置とみなして、第一号第一項から第三号まで及び第五項第一四（略）

② 延長者は児童福祉法第三十一条第四項に規定する保護延長者権を行う者、未成年後見人その他の者で、延長者等を現に監護する者（以下この項において「延長者等の監護者」という。）及び延長者等の監護者がその監護する延長者等について行う次に掲げる行為（以下この項において「延長者等虐待」という。）については、延長者等虐待と同法第三十一条第四項の規定による措置と同法第三十七條第一項から第四項までの規定による措置とみなして、第一号第一項から第三号まで及び第五項第一四（略）

③ 延長者等虐待を受けた児童について施設入所等の措置が採られ、及び当該児童の保護者について児童福祉法第二十七条第一項第二号の措置が採られた場合において、当該児童について採られた施設入所等の措置を解除しようとするときは、当該児童の保護者について同号の措置を行うこととされた児童福祉法第二十七条第一項第二号の規定による保護者に対し採られた当該措置の効果、当該児童に対する児童虐待が行われることを予防するために採られる措置について見込まれる効果その他厚生労働省令で定め事項を聴取しなければならない。）
②（略）

（親権の行使に関する配慮等）
第四十条① 児童の親権を行う者は、児童のしつけに際して、民法明治十九年法律第八十九号（第八百二十条の規定による監護及び教育に必要な範囲を超えて当該児童を懲戒してはならず）当該児童の親権の適切な行使に配慮しなければならない。

②（略）
（延長者等の特別）
第六十一条① 児童福祉法第三十一条第四項に規定する延長者以下この条において「延長者」という。延長者の親権を行う者未成年後見人その他の者で、延長者を現に監護する者（以下この項において「延長者の監護者」という。）及び延長者の監護者の項において「延長者について行う次に掲げる行為（以下この項において「延長者を保護する」という。）については、延長者を次条第二項第二号から第四項までの規定による措置と同法第三十七條第一項第一号から第三号まで及び第二項の規定による措置とみなして、第一号第一項から第三号まで及び第五項第一四（略）

② 延長者は児童福祉法第三十一条第四項に規定する保護延長者権を行う者、未成年後見人その他の者で、延長者等を現に監護する者（以下この項において「延長者等の監護者」という。）及び延長者等の監護者がその監護する延長者等について行う次に掲げる行為（以下この項において「延長者等虐待」という。）については、延長者等虐待と同法第三十一条第四項の規定による措置と同法第三十七條第一項から第四項までの規定による措置とみなして、第一号第一項から第三号まで及び第五項第一四（略）

までの規定による措置を同法第二十七條第一項第一号から第三号まで又は第二項の規定による措置と、同法第三十三條第三項から第十一項までの規定による一時保護を同条第一項又は第二項の規定による一時保護とみなして、第十一條第四項、第十二條から第十四條の三まで、第十三條第二項から第四項まで、第十三條の二、第十三條の四及び第十三條の五の規定を適用する。一四（略）

### ○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

令和一年一月二日以降有効な旧規定

#### 改正法令一覽

・民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成一九・六・二法四五）本則二三条（令和二・四・一施行）  
 ・生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（平成二〇・六・八法四四）附則二〇条（令和一・四・一施行）

#### （介護給付費等の支給決定）

③ 第一九条第一項の規定にかかわらず、第二十九條第一項若しくは第三十條第一項の規定により介護給付費等の支給を受けて又は身体障害者福祉法第十八條第一項若しくは知的障害者福祉法第十六條第一項の規定により入所措置が採られて障害者支援施設、定みみの園又は第五條第一項若しくは第六項の厚生労働省で定める施設に入所している障害者及び生活保護法（昭和二十五法律第百四十四号）第三十條第一項ただし書の規定により入所している障害者（以下この項において「特定施設入所障害者」と総称する）については、その者が障害者支援施設、若しくは第五條第一項若しくは第六項の厚生労働省で定める施設又は同法第三十條第一項ただし書に規定する施設（以下「特定施設」という。）へ入所前に有した居住地（継続して二以上の特定施設に入所している特定施設入所障害者（以下この項において「継続入所障害者」という。）については、最初に入所した特定施設へ入所前に有した居住地）の市町村が、支給決定を行うものとする。ただし、特定施設へ入所前に居住地を有しないか、又は明らかでなかった特定施設入所障害者については、入所前におけるその所在地（継続入所障害者については、最初に入所した特定施設の入所前に有した所在地）の市町村が、支給決定を行うものとする。

#### ④ ⑤（審査請求）

第九七条第一（略）  
 ② 前項の審査請求は、時効の中断に関しては、裁判上の請求とみなす。

### ○介護保険法

令和二年一月二日以降有効な旧規定

#### 改正法令一覽

・民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成一九・六・二法四五）本則二七条（令和二・四・一施行）

#### （審査請求）

第八三条（略）  
 ② 前項の審査請求は、時効の中断に関しては、裁判上の請求とみなす。

#### （時効）

第二〇〇条① 保険料、納付金その他この法律の規定による徴収金を徴収し、又はその還付を受ける権利及び保険給付を受ける権利は、二年を経過したときは、時効によつて消滅する。  
 ② 保険料その他この法律の規定による徴収金の督促は、民法第百五十三條の規定にかかわらず、時効中断の効力を生ずる。

### ○医療法

令和三年一月二日以降有効な旧規定

#### 改正法令一覽

・医療法及び医師法の一部を改正する法律（平成三〇・七・二五法七九）本則三三條（令和一・四・一施行）

#### 第五條の二（改正より追加）

#### 第六條の五（医業・歯科医業の広告）①②（略）

#### ③（住居略）

#### 新六（改正より追加）

#### 第六十四（略）改正後の七十五

#### 第七條（病院等の開設の許可）①

① 病院を開設しようとするとき、医師法（昭和三十三年法律第百一十号）第十六條第四項の規定による登録を受けた者に限る。以下、同法第七條の二項の規定による登録を受けた者（以下「臨床研修修了医師」という。）及び歯科医師法（昭和三十三年法律第百一十号）第十六條第四項の規定による登録を受けた者（同法第七條の二項の規定による厚生労働大臣の命令を受けた者）にあつては、同条第二項の規定による登録を受けた者に限る。以下、臨床研修修了歯科医師（以下「臨床研修修了歯科医師」という。）又は助産師（保健師助産者看護師法（昭和三十三年法律第百三十三号）第十五條の二第二項の規定による厚生労働大臣の命令を受けた者）にあつては、同条第三項の規定による登録を受けた者に限る。以下この条、第八條及び第九條において同じでない者が助産所を開設しようとするときは、開設地の都道府県知事（審察所又は助産所にあつては、その開設地が保健所を設ける市又は特別区の区域にある場合においては、当該保健所を設ける市の市長又は特別区の区長）第八條から第九條まで、第十二條、第十五條、第十八條、第十四條から第十四條の二、第十七條及び第十八條から第二十条までの規定において同じ。）の許可を受けなければならない。

#### ②（略）

#### 第二〇条（病院等の管理）

① 病院又は診療所を開業者は、その病院又は診療所が医業をなすものである場合は臨床研修修了医師に、歯科医業をなすものである場合は臨床研修修了歯科医師に、これを管理させなければならない。

有効な改正前規定（医師法

③ 改正により追加

第二条 開設者の管理、管理者の他施設管理の制限 ① 略

（註書略）

一 医師の確保を図るべき区域（第三十条の四第六項規定する区域その他厚生労働省令で定める区域をいう。以下同じ）内に開設する診療所を管理しようとする場合  
二五（略）

○医師法

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律

令和二年一月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

医療法及び医師法の一部を改正する法律（平成三〇・七・二  
五法七九） 本則五条（令和二・四・一施行）

第四章

第一節名 改正により追加

第六十一条の二 臨床研修期間、研修施設 ① 診療に従事しようとする医師は、二年以上、医学を履修する課程を置く大学に附属する病院又は厚生労働大臣の指定する病院において、臨床研修を受けなければならない。

② 厚生労働大臣は、前項の規定により指定した病院が臨床研修を行うについて不適当であると認めるときは、その指定を取り消すことができる。改正後の④

③ 厚生労働大臣は、第一項の指定又は前項の指定の取消しをしようとするときは、あらかじめ、医道審議会の意見を聴かなければならない。改正後の⑤

④ 第一項の規定の適用については、外国の病院で、厚生労働大臣が適当と認めたものは、同項の厚生労働大臣の指定する病院とみなす。改正により前られた

⑦ 改正により追加

新第二十六条の三、第一六条の四（改正により追加）

第一六条の三、第一六条の五（改正後の第一六条の五、第一六条の七）

第一六条の六（同前）**責命への委任** この章に規定するもののほか、第十六条の二第二項の指定、第十六条の四第一項の医籍の登録並びに同条第二項の臨床研修終了登録証の交付、書換交付及び再交付に関して必要な事項は、厚生労働省令で定める。改正後の第一六条の八

第二節名 改正により追加

第一六条の七 関係者相互の連携及び協力 国、都道府県、病院又は診療所の管理者、大学、医学技術に関する学術団体、診療に関する学識経験者の団体その他の関係者は、医療提供体制

（医療法（昭和三十三年法律第二百五号）第三十条の三第二項に規定する医療提供体制をいう。次条第一項において同じ。）の確保に与える影響を配慮して医師の研修が行われるよう、適切な役割分担を行うとともに、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。改正後の第一六条の九

第一六条の八 計画の策定 ①③（略）

④ 都道府県知事は、前項の規定により意見を述べるときは、あらかじめ、医療法第三十条の二十三第三項に規定する地域医療対策協議会の意見を聴かなければならない。

⑤ 略

改正後の第一六条の十

第一六条の九 略 改正後の第一六条の二

○精神保健及び精神障害者福祉に関する法律

令和二年一月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧  
医療法及び医師法の一部を改正する法律（平成三〇・七・二五法七九）附則一条（令和二・四・一施行）

第二条 ①③（略）

④ 前項に規定する場合において、精神科病院（厚生労働省令で定める基準に適合する）都道府県知事が認めるものに限るこの管理者は、緊急その他やむを得ない理由があるときは、指定医に代えて指定医以外の医師（医療法（昭和三十年法律第一〇一））第六十一条の四第一項の規定による登録を受けていることその他厚生労働省令で定める基準に該当する者に限る。以下「特定医師」とい。に任意入院者の診察を行わせることができる。この場合において、診察の結果、当該任意入院者の医療及び保護のため入院を継続する必要があると認めるときは、前二項の規定にかかわらず、十二時間を限り、その者を退院させないことができる。

⑤（略）

⑦（略）









しくは第四項又は第三十条の二から第三十条の六までの規定による課税の納付を命じた場合において、これらの規定による納付命令が下りたとき既に納付した金額で、還付すべきものがあるときは、第三十三条第五項に規定する場合を除くは、遅滞なく、金銭を還付しなければならない。

② 略

第七〇条の九 電子情報処理組織を使用しな処分通知等 ① 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五十号）第三十七号の規定する処分通知等であつてこの法律及び公正取引委員会規則の規定により罰額の送達により行うこととしていられるものは、行政手続における情報通信の技術の利用に関する法律第四第一項の規定にかかわらず、当該処分通知の相手方が送達を受けた旨の旨の公正取引委員会規則で定める方式による表示を受けたときは、電子情報処理組織（同項に規定する電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用し、行うことができる。公正取引委員会規則で定めなければならない。

② 公正取引委員会の職員が前項に規定する処分通知等に関する事務を電子情報処理組織を使用して行ったときは、第七十條の七において読み替へて準用する民事訴訟法第六百条の規定による送達に関する事項に記載し、書面の作成及び提出に代つて、当該事項を電子情報処理組織を使用して公正取引委員会の使用に係る電子計算機に入出力装置を含むに備えられたファイルに記録しなければならない。（改正後の本文）

第七〇条 職務・捜査・差押え ① 公正取引委員会は、犯罪事件を調査するため必要があるときは、公正取引委員会の委任を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官があらかじめ発する許可状により、臨検、捜査又は差押えをすることができる。新② 改正により追加

② 前項の場合において、急速を要するときは、委員は職員は、臨検すべき場所、捜索すべき場所、身体若しくは物件又は差押えさるべき物件の所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官があらかじめ発する許可状により、同項の処分をすることができる。（改正後の本文）

③ 委員は職は、第一項又は第二項の許可状（以下この章において「許可状」といふ。）を請求する場合において、この章において存在する認められる資料を提供しなければならない。（改正後の本文）

④ 前項の請求があつた場合においては、地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官は、臨検すべき場所、捜索すべき物件若しくは物件又は差押えさるべき物件並びに請求者の身職及び氏名を返還しななければならない。交付の年月日並びに裁判所名を記載し、自己の署名押印した許可状を委員に交付しなければならない。この場合において、犯罪嫌疑者の氏名又は犯則の事実が明らかであるときは、これらの事項をも記載しな

ければならない。（改正後の本文）

⑤ 委員は職は、許可状を他の委員の職員に交付して、臨検、捜査又は差押えをさせるときは、これを提出し、臨検

第七〇条の二 改正により追加

第七〇条の二 臨検・捜査・差押えの夜間執行の制限 ① 臨検、捜査又は差押えは、許可状に夜間でも執行することができる旨の記載がなければ、日没から日出までの間は、してはならない。

② 日没前に開始した臨検、捜査又は差押えは、必要があるとき、日没後も継続することができる。

第七〇条の三 許可状の提示 臨検、捜査又は差押えの許可状は、これらの処分を提示し、提示しなければならない。

第七〇条の四 身分の証明 委員は職は、この章の規定により質問、検査、臨検、臨検、捜査又は差押えをするときは、その身分を証明する書類を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

第七〇条の五 臨検・捜査・差押えに際しての必要な処置 ① 委員は職は、臨検、捜査又は差押えをする必要があるときは、錠をはずし、封を破き、その他必要な処分をすることができる。

② 前項の処分は、領置物件又は差押物件についても、することができる。

第七〇条の六 改正により追加

第七〇条の七 改正により追加

第七〇条の八 処分の中止の禁止 委員は職は、この章の規定により質問、検査、臨検、臨検、捜査又は差押えをする間は、何人に対しても、許可を受けないで、その場所に入内することを禁止することができる。

第七〇条の九 所有者等の立会い ① 委員は職は、人の住居又はその看守する邸宅若しくは建造物その他の場所を臨検、捜査又は差押えをするときは、その所有者若しくは管理者（これらの者の代表者、代理人その他これらの者に代わらるべき者を含む。）又はこれらの者の使用者若しくは同居の親族で成年に達した者を立ち合わせなければならない。

② 略

定により質問、検査、臨検、臨検、捜査又は差押えをしたときは、その処分を行った年月日及びその結果を記録した調査を作成し、質問を受けた者は立会人とし、これらの者とともにこれに署名押印しなければならない。ただし、質問を受けた者又は立会人が署名押印せず、又は署名押印することができないときは、その旨を付記すれば足りる。

第七〇条の二 改正により追加

第七〇条の二 領置目録等の作成等 委員は職は、領置又は差押えをしたときは、その目録を作成し、領置物件若しくは差押物件の所有者又は所持者又はこれらの者に代わらるべき者にその謄本を交付しなければならない。

第七〇条の三 領置物件等の処置 運搬又は保管に不便な領置物件又は差押物件は、その所有者又は所持者その他委員は職は、適当と認めるときは、その承諾を得て、保管証を徴して保管させることができる。

第七〇条の四 領置物件等の還付等 ① 公正取引委員会は、領置物件又は差押物件について留置の必要がなくなつたときは、その返還を受けるべき者にこれを還付しなければならない。

② 公正取引委員会は、前項の領置物件又は差押物件の返還を受けるべき者の住所若しくは所がわからないため、又は他の事由によりこれを還付することができない場合においては、その旨を告示しなければならない。

③ 前項の告示に係る領置物件又は差押物件について、告示の日から六月を経過しても還付の請求がないときは、これらの物件は、国庫に帰属する。

第七〇条の五 改正により追加

第七〇条の六 改正により追加

第七〇条の七 検査官への引継ぎ ① 公正取引委員会は、犯罪事件の調査の結果、第七十四条第一項の規定により告示し、領置目録又は差押目録とともに引継ぎなければならない。

② 前項の領置物件又は差押物件が第七十三条の規定によつて保管に係るものである場合においては、同条の保管証をもつて引き継ぐものとし、その旨を同条の保管者に通知しなければならない。

③ 前二項の規定は、刑事訴訟法の規定によつて押収されたものとみなす。

第七〇条の八 改正により追加

第七〇条の九 改正により追加

○ 有限責任事業組合契約に関する法律

令和二年一月一日以降易な旧規定改正法令編

民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二九・六・一法四五）本則（三〇）条（令和二・四・一施行）

第三節の執行

第三十一條（略）

第七〇条の二 改正により追加

第四條の二 改正により追加

組合員の加入

第四條（略）

改正により追加

第五六条 組については、民法第六百六十八條、第六百六十九條、第六百七十條、第六百七十一條、第六百七十二條、第六百七十三條、第六百七十四條、第六百七十五條、第六百七十六條、第六百七十七條、第六百七十八條、第六百七十九條、第六百八十條及び第六百八十一條の規定を準用する。

第二二条 罰則調査の調査の作成 委員は職は、この章の規定により質問、検査、臨検、臨検、捜査又は差押えをするときは、その身分を証明する書類を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

第二〇条 罰則調査の調査の作成 委員は職は、この章の規定により質問、検査、臨検、臨検、捜査又は差押えをするときは、その身分を証明する書類を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

第二〇条 罰則調査の調査の作成 委員は職は、この章の規定により質問、検査、臨検、臨検、捜査又は差押えをするときは、その身分を証明する書類を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

有効な改正前規定（有限責任事業組合契約に関する法律）

# 有効な改正前規定（消費者契約法）

## ○消費者契約法

令和二年一月一日以降有効な旧規定

改正法令一覽  
・消費者契約法の一部を改正する法律（平成二八・六・三法六）  
（一）本則（令和一・四・一施行）  
・民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成一九・九・二法四五）本則（九八条）（令和一・四・一施行）

改正法令一覽  
・民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成一九・九・二法四五）本則（九八条）（令和一・四・一施行）

（消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消）  
第四条①（略）  
⑤ 第一項が第四項までの規定による消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消しは、これをもって善意の第三者に対抗することができない。

（媒介の委託を受けた第三者及び代理人）  
第五条①（略）  
② 消費者契約の締結に係る消費者の代理人（復代理人（二以上の段階において復代理人として選任された者を含む。）を含む。）以下同じ。事業者の代理人及び受託者等の代理人は、前条第一項から第四項まで、前項において準用する場合を含む。次条及び第七条において同じ。の規定の適用については、それぞれ消費者、事業者及び受託者等みなす。

（事業者の損害賠償の責任を免除する条項等の無効）  
第六条①（住書略）  
一 四 消費者契約が有償契約である場合において、当該消費者契約の目的物に隠れた瑕疵があるとき、当該消費者契約が納付金がある場合においては、当該消費者契約の目的物に瑕疵があるとき、次項において同じ。に、当該瑕疵により消費者に生じた損害を賠償する事業者の責任の全部を免除し、又は当該事業者によるその責任の有無を決定する権限を付与する条項（改正により開かれ）

（消費者の解除権を放棄させる条項等の無効）  
第八条の二 次に掲げる消費者契約の条項は、無効とする。  
一 事業者の債務不履行により生じた消費者の解除権を放棄させ、又は当該事業者によるその解除権の有無を決定する権限を付与する条項  
二 消費者契約が有償契約である場合において、当該消費者契約の目的物に隠れた瑕疵があるとき、当該消費者契約が納付金がある場合においては、当該消費者契約の目的物に瑕疵があることにより生じた消費者の解除権を放棄させ、又は当該事業者によるその解除権の有無を決定する権限を付与する条項

（差止請求権）  
第二条①②（略）  
③ 消費者契約は、事業者又はその代理人が、消費者契約を締結するに際し、不特定多数の消費者との間で第八条から第十一条までに規定する消費者契約の条項、第八条第一項第五号に掲げる消費者契約の条項、同条第二項各号に掲げる場合における当該申込み又はその承諾の意思表示を現に行い、又は行おうとするときは、その事業者又はその代理人に対し、当該行為の停止若しくは予防又は当該行為に供した物の廃棄若しくは除去その他の当該行為を停止若しくは予防に必要な措置をとることを請求することができる。ただし、民法及び前法以外の他の法律の規定によれば、該消費者契約の条項が無効とされないときは、この限りでない。

（差止請求権）  
第二条①②（略）  
③ 消費者契約は、事業者又はその代理人が、消費者契約を締結するに際し、不特定多数の消費者との間で第八条から第十一条までに規定する消費者契約の条項、第八条第一項第五号に掲げる消費者契約の条項、同条第二項各号に掲げる場合における当該申込み又はその承諾の意思表示を現に行い、又は行おうとするときは、その事業者又はその代理人に対し、当該行為の停止若しくは予防又は当該行為に供した物の廃棄若しくは除去その他の当該行為を停止若しくは予防に必要な措置をとることを請求することができる。ただし、民法及び前法以外の他の法律の規定によれば、該消費者契約の条項が無効とされないときは、この限りでない。

（管轄及び移送）  
第六条①（略）  
（住書略）

## ○消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律

### 復のための民事の裁判手続の特例に関する法律

令和二年一月一日以降有効な旧規定

改正法令一覽  
・民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成一九・九・二法四五）本則（二〇二条）（令和一・四・一施行）

（共通義務確認の訴え）  
第三条①（住書略）  
一 一三（略）  
四 船舶担保責任に基づく損害賠償の請求（改正により開かれ）  
五 略（改正後の四）

（時効の中断）  
第八条 債権届出があつたときは、時効の中断に関しては、簡易確定手続の前提となる共通義務確認の訴えを提起した時に、裁判上の請求があつたものとみなす。

（差止請求権）  
第二条①②（略）  
③ 消費者契約は、事業者又はその代理人が、消費者契約を締結するに際し、不特定多数の消費者との間で第八条から第十一条までに規定する消費者契約の条項、第八条第一項第五号に掲げる消費者契約の条項、同条第二項各号に掲げる場合における当該申込み又はその承諾の意思表示を現に行い、又は行おうとするときは、その事業者又はその代理人に対し、当該行為の停止若しくは予防又は当該行為に供した物の廃棄若しくは除去その他の当該行為を停止若しくは予防に必要な措置をとることを請求することができる。ただし、民法及び前法以外の他の法律の規定によれば、該消費者契約の条項が無効とされないときは、この限りでない。

（時効の中断）  
第八条 債権届出があつたときは、時効の中断に関しては、簡易確定手続の前提となる共通義務確認の訴えを提起した時に、裁判上の請求があつたものとみなす。

（管轄及び移送）  
第六条①（略）  
（住書略）

（時効の中断）  
第八条 債権届出があつたときは、時効の中断に関しては、簡易確定手続の前提となる共通義務確認の訴えを提起した時に、裁判上の請求があつたものとみなす。

# ○割賦販売法

令和二年一月一日以降有効な旧規定

**改正法令 一覽**  
 ・民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成一九・六・二法四五） 本則二八六条（令和二・四・一施行）  
 ・個別信用購入あつせん関係受領契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消（第五五条の三の三）④（略）  
 ⑤ 第一項の規定による個別信用購入あつせん関係受領契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消は、これをもって善意の第三者に対抗することができない。  
 ⑥（略）  
 ⑦（略）

# ○特定商取引に関する法律

令和二年一月一日以降有効な旧規定

**改正法令 一覽**  
 ・特商取引に関する法律の一部を改正する法律（平成二八・六・三法六〇） 本則九条（令和二・四・一施行）  
 ・民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成一九・六・二法四五） 本則九条（令和二・四・一施行）  
 ・情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和・五・三法一六） 附則四七条（令和二・二・一九までに施行）

（訪問販売における契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消）  
 第九条の三①（略）  
 ② 前項の規定による訪問販売に係る売買契約若しくは役務提供契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消は、これをもって善意の第三者に対抗することができない。  
 ③（略）  
 ④（略）  
 ⑤（改正により追加）

**第一五条の三①（略）** 通信販売をする場合の商品又は特定権利の販売条件については、警告をした販売業者が当該商若しくは当該特定権利の売買契約の申込みを受け、申込みにおけるその申込みをした者又は売買契約を締結した場合におけるその購入者（次項において単に「購入者」という。）は、その売買契約に係る商品の引渡し又は特定権利の移転を受け、日から起算して八日を経過するまでの間は、その売買契約の申込みの撤回又はその売買契約の解除（以下この条において「申込みの撤回等」という。）を行うことができる。ただし、当該販売業者が申込みの撤回等についての特約を当該広告に表示した場合は、当該売買契約が電子消費者契約及び電子承諾通知に関する民法の特例に関する法律（平成十三年法律第十五号）第二条第二項に規定する電子消費者契約に該当する場合その他主務省令で定める場合以外の方法であつて主務省令で定める方法により表示してした場合（以下この限りでない）。

**（電話勧誘販売における契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消）**  
 第四条の三①（略）  
 ② 第四條の三第二項から第四項までの規定は、前項の規定による電話勧誘販売に係る売買契約若しくは役務提供契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消しについて準用する。  
 （連鎖販売契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消）  
 第九条の三①（略）  
 ② 第九條の三第二項から第四項までの規定は、前項の規定による特定継続的役務提供等契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消しについて準用する。  
 （業務提携引販契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消）  
 第九條の三①（略）  
 ② 第九條の三第二項から第四項までの規定は、前項の規定による業務提携引販契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消しについて準用する。  
 （電子情報処理組織の使用）  
 第六條の六①（略） 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律百五十一号）第二条第七号に規定する処分通知等であつて、この章の規定により書面により書面で行つたこととして行つてゐるものについては、同法第四条第一項の規定にかかわらず、当該処分通知等の相手方が送達を受ける主務省令で定める方式による意思表示をしないときは、電子情報処理組織（同項に規定する電子情報処理組織をいう。次項において同じ。）を使用して行つることができる。改正により前項において同じ。）を使用して行つたときは、第二十条において準用する民事訴訟法第九九条の規定による送達に関する事項を記載した書面の作成及び提出に代えて、当該事項を電子情報処理組織を使用して主務大臣の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルに記録しなければならない。改正後の本条。

# ○不当景品類及び不当表示防止法

令和二年一月一日以降有効な旧規定

**改正法令 一覽**  
 ・情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和・五・三法一六） 附則四七条（令和二・二・一九までに施行）

（電子情報処理組織の使用）  
 第四條①（略） 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律百五十一号）第二条第七号に規定する処分通知等であつて、この節又は内閣府令の規定により書面の送達により行つてゐるものについては、同法第四条第一項の規定にかかわらず、当該処分通知等の相手方が送達を受ける旨の内閣府令で定める方式による表示をしないときは、電子情報処理組織（同項に規定する電子情報処理組織をいう。次項において同じ。）を使用して行つたこととすることができる。改正により前項において同じ。）を使用して行つたときは、第二十条において準用する民事訴訟法第九九条の規定による送達に関する事項を記載した書面の作成及び提出に代えて、当該事項を電子情報処理組織を使用して主務大臣の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルに記録しなければならない。改正後の本条。

**（電話勧誘販売における契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消）**  
 第四条の三①（略）  
 ② 第四條の三第二項から第四項までの規定は、前項の規定による電話勧誘販売に係る売買契約若しくは役務提供契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消しについて準用する。  
 （連鎖販売契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消）  
 第九条の三①（略）  
 ② 第九條の三第二項から第四項までの規定は、前項の規定による特定継続的役務提供等契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消しについて準用する。  
 （業務提携引販契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消）  
 第九條の三①（略）  
 ② 第九條の三第二項から第四項までの規定は、前項の規定による業務提携引販契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消しについて準用する。  
 （電子情報処理組織の使用）  
 第六條の六①（略） 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律百五十一号）第二条第七号に規定する処分通知等であつて、この章の規定により書面により書面で行つたこととして行つてゐるものについては、同法第四条第一項の規定にかかわらず、当該処分通知等の相手方が送達を受ける主務省令で定める方式による意思表示をしないときは、電子情報処理組織（同項に規定する電子情報処理組織をいう。次項において同じ。）を使用して行つたこととすることができる。改正により前項において同じ。）を使用して行つたときは、第二十条において準用する民事訴訟法第九九条の規定による送達に関する事項を記載した書面の作成及び提出に代えて、当該事項を電子情報処理組織を使用して主務大臣の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルに記録しなければならない。改正後の本条。

# ◎住宅の品質確保の促進等に関する法律

令和二年一月一日以降有効な旧規定

## 改正法令一覽

民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に  
関する法律（平成一九・六・二四四五 本則三二一条令  
二・四・一施行）

## （定義）

第九條④（略）  
⑤（改正により追加）

## 第七章 取組担保責任の特例

### 第九條① 住宅の新築工事の請負人の取組担保責任の特例

（住宅の新築工事の請負人の取組担保責任の特例）  
第九條① 住宅を新築する建設工事の請負契約（以下「住宅新築請負契約」という。）においては、請負人は、注文者に引渡した時から十年間、住宅のうち構造耐力等主要部分又は雨水の浸入を防止する部分として政令で定めるもの（次条において「住宅の構造耐力上主要部分等」という。）の取組（構造耐力又は雨水の浸入に影響のないものを除く。次条において同じ。）について、民法（明治二十九年法律第八十九号）第六百三十四條第四項及び第二項前段に規定する担保の責任を負う。

② 第一項の場合における民法第五百三十八條第二項の規定の適用については、同項中「前項」とあるのは、「住宅の品質確保の促進等に関する法律第九十四條第一項」とする。

### （新築住宅の売主の取組担保責任の特例）

第九條① 新築住宅の売買契約において、売主は、買主を引き渡した時（当該新築住宅が住宅新築請負契約に基づき請負人から当該売主に引き渡されたものである場合にあつては、その引渡した時）から十年間、住宅の構造耐力上主要部分等と認められた取組について、民法第五百七十條において準用する同法第五百六十六條第二項並びに同法第六百三十四條第一項及び第二項前段に規定する担保の責任を負う。この場合において、同条第一項及び第二項前段中「注文者」とあるのは、「買主」と同条第一項中「請負人」とあるのは、「売主」とする。

③ 第一項の場合における民法第五百六十六條第三項の規定の適用については、同項中「前項」とあるのは、「住宅の品質確保

の促進等に関する法律第九十五條第一項」と、又は「あるのは、取組修繕又は」とする。

### （取組担保責任の期間の伸長等の特例）

第九條① 住宅新築請負契約又は新築住宅の売買契約において、請負人が第九十四條第一項規定する取組その他の住宅の取組について同項に規定する担保の責任を負うべき期間又は売主が第九十五條第一項に規定する取組その他の住宅の隠れた取組について同項に規定する担保の責任を負うべき期間は、注文者は買主に引き渡した時から二十以内とする。ことができ

# ◎食品衛生法

令和二年一月一日以降有効な旧規定

## 改正法令一覽

食品衛生法等の一部を改正する法律（平成二〇・六・二三  
四六 本則一条（令和二一・二六・一施行）

## 新第八条（改正により追加）

第八条 検査の結果に基づき特定食品等の販売等の禁止 ①（注書略）

- 一 第十条に規定する食品
- 二 第十三条第一項の規定により定められた規格に合わない食品又は添加物
- 三 第十四条第一項の規定により定められた基準に合わない方法により添加物を使用し食品
- 四 第十五条第三項に規定する食品
- 五 第十四条第一項に規定する食品

## （改正後の第九条）

### 第九条（豚肉等の販売等の禁止） ①（略）

② 獣畜及び家きんの肉及び臓器並びに厚生労働省令で定めるこれらの製品（以下この項において「獣畜の肉等」という。）は、輸出国の政府機関によつて発行され、かつ、同項各号に掲げる疾病にかかり、若しくはその疑いがあり、同項各号に掲げる異常があり、又は、へい死した獣畜又は家きんの肉若しくは臓器又はこれらの製品で、若しくは他の厚生労働省令で定める事項（以下この項において「衛生事項」という。）を記載した証明書又はその写しを添付したものでなければ、これを食品とし販売の用に供するために輸入してはならない。ただし、厚生労働省令で定める国から輸入する獣畜の肉等であつて、当該獣畜の肉等に係る衛生事項が当該国の政府機関から電気通信回線を通じて、厚生労働省の用に供する電子計算機（入出力装置を含む。）に送信され、当該電子計算機に備えられたファイルに記録されたものについては、この限りでない。

## （改正後の第十条）

### 新第一条（改正により追加）

### 第一〇条 第二条（略）改正後の第二条 第四条

第一三条（総合衛生管理製造過程を経た製造・加工の承認）  
① 厚生労働大臣は、第十二条第一項の規定により製造又は加工

の方法の基準が定められた食品であつて政令で定めるものにつき、総合衛生管理製造過程（製造又は加工の方法及びその衛生管理の方法につき食品衛生上の危害を防止するための措置が総合的に講じられた製造又は加工の過程をいう。以下同じ。）を経て製造し、又は加工しようとする者（申請）において製造し、又は加工しようとする食品の種類及び製造又は加工の施設ごとに、その総合衛生管理製造過程を経て製造し、又は加工しようとする食品の製造を認めることができる。

② 厚生労働大臣は、前項の申請に係る総合衛生管理製造過程の製造又は加工の方法及びその衛生管理の方法が、厚生労働省令で定める基準に適合しないときは、同項の承認を与えない。

③ 第一項の承認を受けようとする者は、厚生労働省令で定める事項により、申請書に当該総合衛生管理製造過程を経て製造し、又は加工した食品の試験の成績に関する資料その他の資料を添付して申請しなければならない。

④ 第一項の承認を受けた者は、前項において「承認取得者」というときは、当該承認に係る総合衛生管理製造過程の一部を変更しようとするときは、その変更についての承認を求めなければならない。この場合においては、前項の規定を準用する。

⑤ 厚生労働大臣は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、承認取得者が受けた第一項の承認の全部又は一部を取り消すことができる。

一 当該承認に係る総合衛生管理製造過程の製造又は加工の方法及びその衛生管理の方法が、第二項の厚生労働省令で定める基準に適合しなくなつたとき。

二 承認取得者が、当該承認に係る総合衛生管理製造過程の一部を前項の承認を受けたときに変更したとき。

三 厚生労働大臣が、必要があるとして、外国において当該承認に係る総合衛生管理製造過程を経て製造した食品又は加工を行う承認取得者（次号以下において「外国製造承認取得者」という。）に対し、必要な報告を求めた場合において、その報告がされず、又は虚偽の報告がされたとき。

四 厚生労働大臣が、必要があるとして、その職員に、外国製造承認取得者の製造又は加工の施設、事務所、倉庫その他の場所において食品の取組書類その他の物件についての検査をし、又は避さうとした場合において、その検査が拒まれ、妨げられ、又は避さうとしたとき。

⑥ 第一項の承認に係る総合衛生管理製造過程を経た食品の製造又は加工については、第十二条第一項の基準に適合した方法に基づき命令の規定を適用する。

⑦ 第一項の承認又は第四項の変更の承認を受けようとする者は、審査に要する実費の額を考慮して政令で定める額の手数料を納めなければならない。

## （改正により附則）

### 第四条（承認の有効期間） ① 前条第一項の承認は、三年を下





○保険業法

令和一年一月一日以降有効な旧規定

改正法令

民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に  
関する法律（平成十九年六月二十二日法律第五）本則八五条（令和  
一四一施行）  
情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応する  
資金決済に関する法律等の一部を改正する法律（令和  
一六・七法八）本則一一条（令和一六・六）までに施行  
第九八条（一）（特略）

所屬保険会社等及び保険募集再委託者の賠償責任

第八三條（一）（略）  
（二）（略）  
（三）（略）  
（四）（略）  
（五）民法第百二十条（不法行為による損害賠償請求権の期間  
の制限の規定は、第一項及び第三項の請求権について適用す  
る。）

○資金決済に関する法律

令和一年一月一日以降有効な旧規定

改正法令

情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するた  
め資金決済に関する法律等の一部を改正する法律（令和一  
六・七法八）本則一一条（令和一六・六）までに施行  
第九八条（一）（特略）

目的

第一条 この法律は、資金決済に関するサービスの適切な実施を  
確保し、その利用者等を保護するとともに、当該サービスの提  
供の促進を図るため、前払式支払手段の発行、銀行等以外の者  
が行う為替取引、仮想通貨の交換及び銀行等の間を生じた為  
替取引に係る債権債務の清算について、登録その他の必要な措  
置を講じ、もつて資金決済システムの安全性、効率性及び利便  
性の向上に資することを目的とする。

定義

第二条（一）（略）  
（二）（略）  
（三）この法律において「仮想通貨」とは、次に掲げるものをい  
う。  
一（略）  
二（略）  
三（略）  
四（略）  
五（略）  
六（略）  
七（略）  
八（略）  
九（略）  
十（略）  
十一（略）  
十二（略）  
十三（略）  
十四（略）  
十五（略）  
十六（略）  
十七（略）  
十八（略）  
十九（略）  
二十（略）

第三条 この法律において「仮想通貨の交換業者」とは、次に掲げる行為  
のいずれかを行つて行うことをい、  
一（略）  
二（略）  
三（略）  
四（略）  
五（略）  
六（略）  
七（略）  
八（略）  
九（略）  
十（略）  
十一（略）  
十二（略）  
十三（略）  
十四（略）  
十五（略）  
十六（略）  
十七（略）  
十八（略）  
十九（略）  
二十（略）

第十四（略）  
第十五（略）  
第十六（略）  
第十七（略）  
第十八（略）  
第十九（略）  
第二十（略）  
第二十一（略）  
第二十二（略）  
第二十三（略）  
第二十四（略）  
第二十五（略）  
第二十六（略）  
第二十七（略）  
第二十八（略）  
第二十九（略）  
第三十（略）  
第三十一（略）  
第三十二（略）  
第三十三（略）  
第三十四（略）  
第三十五（略）  
第三十六（略）  
第三十七（略）  
第三十八（略）  
第三十九（略）  
第四十（略）  
第四十一（略）  
第四十二（略）  
第四十三（略）  
第四十四（略）  
第四十五（略）  
第四十六（略）  
第四十七（略）  
第四十八（略）  
第四十九（略）  
第五十（略）  
第五十一（略）  
第五十二（略）  
第五十三（略）  
第五十四（略）  
第五十五（略）  
第五十六（略）  
第五十七（略）  
第五十八（略）  
第五十九（略）  
第六十（略）  
第六十一（略）  
第六十二（略）  
第六十三（略）  
第六十四（略）  
第六十五（略）  
第六十六（略）  
第六十七（略）  
第六十八（略）  
第六十九（略）  
第七十（略）  
第七十一（略）  
第七十二（略）  
第七十三（略）  
第七十四（略）  
第七十五（略）  
第七十六（略）  
第七十七（略）  
第七十八（略）  
第七十九（略）  
第八十（略）  
第八十一（略）  
第八十二（略）  
第八十三（略）  
第八十四（略）  
第八十五（略）  
第八十六（略）  
第八十七（略）  
第八十八（略）  
第八十九（略）  
第九十（略）  
第九十一（略）  
第九十二（略）  
第九十三（略）  
第九十四（略）  
第九十五（略）  
第九十六（略）  
第九十七（略）  
第九十八（略）  
第九十九（略）  
第一百（略）

る業務をいう。第五十一條の二第二項第一号において同じ。）及  
び仮想通貨交換業者（仮想通貨交換業者が行う第七項各号に掲  
げる行為に係る業務をいう。第六十三條の十二第一項第一号に  
おいて同じ）の種別をいう。  
（略）  
（略）

登録の拒否

第四〇条（一）（特略）  
一五（略）  
六 一の資金移動業者が現用している商号若しくは名称と同  
一の商号若しくは名称又は他の資金移動業者と認識されるお  
それのある商号若しくは名称を用いようとする法人  
七（略）  
（略）

第三項の二 仮想通貨

第六三條の二（略）  
第六三條の三（略）  
第六三條の四（略）  
第六三條の五（略）  
第六三條の六（略）  
第六三條の七（略）  
第六三條の八（略）  
第六三條の九（略）  
第六三條の十（略）  
第六三條の十一（略）  
第六三條の十二（略）  
第六三條の十三（略）  
第六三條の十四（略）  
第六三條の十五（略）  
第六三條の十六（略）  
第六三條の十七（略）  
第六三條の十八（略）  
第六三條の十九（略）  
第六三條の二十（略）

登録の申請

第六三條の二（特略）  
一（略）  
二（略）  
三（略）  
四（略）  
五（略）  
六（略）  
七（略）  
八（略）  
九（略）  
十（略）  
十一（略）  
十二（略）  
十三（略）  
十四（略）  
十五（略）  
十六（略）  
十七（略）  
十八（略）  
十九（略）  
二十（略）

名称

第六三條の二（略）  
第六三條の三（略）  
第六三條の四（略）  
第六三條の五（略）  
第六三條の六（略）  
第六三條の七（略）  
第六三條の八（略）  
第六三條の九（略）  
第六三條の十（略）  
第六三條の十一（略）  
第六三條の十二（略）  
第六三條の十三（略）  
第六三條の十四（略）  
第六三條の十五（略）  
第六三條の十六（略）  
第六三條の十七（略）  
第六三條の十八（略）  
第六三條の十九（略）  
第六三條の二十（略）

第六三條の二（略）  
第六三條の三（略）  
第六三條の四（略）  
第六三條の五（略）  
第六三條の六（略）  
第六三條の七（略）  
第六三條の八（略）  
第六三條の九（略）  
第六三條の十（略）  
第六三條の十一（略）  
第六三條の十二（略）  
第六三條の十三（略）  
第六三條の十四（略）  
第六三條の十五（略）  
第六三條の十六（略）  
第六三條の十七（略）  
第六三條の十八（略）  
第六三條の十九（略）  
第六三條の二十（略）

第六三條の二（略）  
第六三條の三（略）  
第六三條の四（略）  
第六三條の五（略）  
第六三條の六（略）  
第六三條の七（略）  
第六三條の八（略）  
第六三條の九（略）  
第六三條の十（略）  
第六三條の十一（略）  
第六三條の十二（略）  
第六三條の十三（略）  
第六三條の十四（略）  
第六三條の十五（略）  
第六三條の十六（略）  
第六三條の十七（略）  
第六三條の十八（略）  
第六三條の十九（略）  
第六三條の二十（略）

があったときは、次条第一項の規定によりその意見を拒否する  
場合を除くほか、次に掲げる事項を仮想通貨交換業者登録簿に  
登録しなければならない。  
一（略）  
二（略）  
三（略）  
四（略）  
五（略）  
六（略）  
七（略）  
八（略）  
九（略）  
十（略）  
十一（略）  
十二（略）  
十三（略）  
十四（略）  
十五（略）  
十六（略）  
十七（略）  
十八（略）  
十九（略）  
二十（略）

登録の拒否

第六三條の二（略）  
第六三條の三（略）  
第六三條の四（略）  
第六三條の五（略）  
第六三條の六（略）  
第六三條の七（略）  
第六三條の八（略）  
第六三條の九（略）  
第六三條の十（略）  
第六三條の十一（略）  
第六三條の十二（略）  
第六三條の十三（略）  
第六三條の十四（略）  
第六三條の十五（略）  
第六三條の十六（略）  
第六三條の十七（略）  
第六三條の十八（略）  
第六三條の十九（略）  
第六三條の二十（略）

名称

第六三條の二（略）  
第六三條の三（略）  
第六三條の四（略）  
第六三條の五（略）  
第六三條の六（略）  
第六三條の七（略）  
第六三條の八（略）  
第六三條の九（略）  
第六三條の十（略）  
第六三條の十一（略）  
第六三條の十二（略）  
第六三條の十三（略）  
第六三條の十四（略）  
第六三條の十五（略）  
第六三條の十六（略）  
第六三條の十七（略）  
第六三條の十八（略）  
第六三條の十九（略）  
第六三條の二十（略）

名称

第六三條の二（略）  
第六三條の三（略）  
第六三條の四（略）  
第六三條の五（略）  
第六三條の六（略）  
第六三條の七（略）  
第六三條の八（略）  
第六三條の九（略）  
第六三條の十（略）  
第六三條の十一（略）  
第六三條の十二（略）  
第六三條の十三（略）  
第六三條の十四（略）  
第六三條の十五（略）  
第六三條の十六（略）  
第六三條の十七（略）  
第六三條の十八（略）  
第六三條の十九（略）  
第六三條の二十（略）

名称

第六三條の二（略）  
第六三條の三（略）  
第六三條の四（略）  
第六三條の五（略）  
第六三條の六（略）  
第六三條の七（略）  
第六三條の八（略）  
第六三條の九（略）  
第六三條の十（略）  
第六三條の十一（略）  
第六三條の十二（略）  
第六三條の十三（略）  
第六三條の十四（略）  
第六三條の十五（略）  
第六三條の十六（略）  
第六三條の十七（略）  
第六三條の十八（略）  
第六三條の十九（略）  
第六三條の二十（略）

第六三條の二（略）  
第六三條の三（略）  
第六三條の四（略）  
第六三條の五（略）  
第六三條の六（略）  
第六三條の七（略）  
第六三條の八（略）  
第六三條の九（略）  
第六三條の十（略）  
第六三條の十一（略）  
第六三條の十二（略）  
第六三條の十三（略）  
第六三條の十四（略）  
第六三條の十五（略）  
第六三條の十六（略）  
第六三條の十七（略）  
第六三條の十八（略）  
第六三條の十九（略）  
第六三條の二十（略）

第六三條の二（略）  
第六三條の三（略）  
第六三條の四（略）  
第六三條の五（略）  
第六三條の六（略）  
第六三條の七（略）  
第六三條の八（略）  
第六三條の九（略）  
第六三條の十（略）  
第六三條の十一（略）  
第六三條の十二（略）  
第六三條の十三（略）  
第六三條の十四（略）  
第六三條の十五（略）  
第六三條の十六（略）  
第六三條の十七（略）  
第六三條の十八（略）  
第六三條の十九（略）  
第六三條の二十（略）

有効な改正前規定（保険業法

資金決済に関する法律）









有効な改正前規定（金融商品取引法）

第七十一条の三 第十八条第一項、第十九条、第二十条及び第二十一...

定売付け勧誘をいう。以下この号において同じ。であるもの...

第一八条(一) 住吉略 有価証券第二條第一項の規定により有価証券とみなされ...

登録の拒否 第一九条の四(一) 住吉略 この法律、担保付社債信託法...

又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を...

第一種少額電子募集取扱業者についての登録の特例 第一九条の四(二)...

は、内閣府が定めることにより、遅滞なく、その旨を内閣...

第一種少額電子募集取扱業者についての登録の特例 第一九条の四(三)...



有効な改正前規定（金融商品取引法施行令）

員会」という。この職目（以下この章において「委員会議員」という。）は、犯罪事件（第八条の罪のうち、有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引を害するものとして政令で定めるものに係る事件をいう。以下この章において同じ。）を調査するための必要があるときは、犯罪嫌疑者若しくは考人（以下この項において「犯罪嫌疑者等」という。）に対し出頭を求め、犯罪嫌疑者等に對して質問し、犯罪嫌疑者等が所呈若しくは置き去った物件を検査し、又は犯罪嫌疑者等が任意で提出し若しくは置き去った物件を領置することができる。

② 臨検、捜索又は差押え

第二二条 委員会議員は、犯罪事件を調査するため必要あるときは、委員会議員の所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官あらかじめ発する許可状により、臨検、捜索又は差押えをすることができる。

新② 改正により追加

③ 前項の場合において急速を要するときは、委員会議員は、臨検すべき場所、捜索すべき場所、身体若しくは物件又は差押えされるべき物件の所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官あらかじめ発する許可状により、同項の処分をすることができる。改正後の③

④ 委員会議員は、第三項又は前項の許可状（以下この章において「許可状」という。）を請求する場合においては、犯罪事件が存在すると認められる資料を提供しなければならない。改正後の④

④ 前項の請求がある場合

① 前項の請求がある場合においては、地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官は、臨検すべき場所、捜索すべき場所、身体若しくは物件又は差押えされるべき物件並びに請求する官職及び氏名を有効期間、その間経過するは執行の日並びに当該許可状を返還しなければならない旨、執行の日及び当該許可状に記載した名を記載し、自己の記名押印した許可状を委員会議員に交付しなければならない。この場合において、犯罪嫌疑者の氏名又は犯罪の事実が明らかであるときは、これらの事項をも記載しなければならない。改正後の⑤

⑥ 改正により追加

⑤ 委員会議員は、許可状を他の委員会議員に交付して、臨検、捜索又は差押えをすることができる。改正後の⑥

第二二条の三、第二二条の四

改正により追加

第二二条の三 臨検、捜索又は差押えは、必要があるを認めるときは、日没後まで継続することができる。

② 日没前に開始した臨検、捜索又は差押えは、必要があるを認めるときは、日没後まで継続することができる。

臨検、捜索又は差押えの夜間執行の制限

第二二条の四 臨検、捜索又は差押えは、許可状に夜間でも執行する旨を記載する旨の記載がなければ、日没から日の出までの間は、してはならない。

許可状の提示

第二三条 臨検、捜索又は差押えの許可状は、これらの処分を受ける者に提示しなければならない。

身分の証明

第二四条 委員会議員は、この章の規定により質問、検査、領置、臨検、捜索又は差押えをするときは、その身分を示す証票を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

臨検、捜索又は差押えに際しての必要な処分

第二五条 委員会議員は、臨検、捜索又は差押えをするため必要あるときは、錠をはずし、封を開き、その他必要な処分をすることができる。

② 前項の処分は、領置物件又は差押物件についても、することができる。

第二五条の二

改正により追加

第二五条の二 処分中の出りの禁止

第二六条 委員会議員は、この章の規定により質問、検査、領置、臨検、捜索又は差押えをする間は、何人に対しとも、許可をけないでその場所に入出入りすることを禁止することができる。

責任者等の交代

第二七条 委員会議員は、人、住居又は人の看守する邸宅若しくは建造物の他の場所でも臨検、捜索又は差押えをするときは、その所有者若しくは管理者又はこれらの代表者、代理人、その他これら者に代るべき者若しくは、又はこれらの者の使用若しくは住居の親族で成年に達した者立ち合わせなければならない。この場合において、犯罪嫌疑者の氏名又は犯罪の事実が明らかであるときは、これらの事項をも記載しなければならない。改正後の③

警察官の援助

第二八条 委員会議員は、臨検、捜索又は差押えをするに際し必要があるときは、警察官の援助を求めることができる。

調書の作成

第二九条 委員会議員は、この章の規定により質問、検査、領置、臨検、捜索又は差押えをしたときは、その調書を作成し、質問を受けた者は立会をなし、これら者とともこれに署名押印しなければならない。ただし、質問を受けた者又は立会が署名押印せず、又は署名押印するてができないときは、その旨を付記すれば足りる。改正後の③

領置目録又は差押目録

第三〇条 委員会議員は、領置又は差押えをしたときは、その目録を作成し、領置物件若しくは差押物件の所有者若しくは所持者又はこれらの者に代わべき者にその謄本を交付しなければならない。

領置物件又は差押物件の取置

第三一条 連搬又は保管に不便な領置物件又は差押物件は、その所有者又は所持者又は委員会議員が適当と認めるとき、その承諾を得て、保管証を徴して保管させることができる。

領置物件又は差押物件の返還

第三二条 委員会議員は、領置物件又は差押物件について留置の必要がなくなつたときは、その返還を受けるべき者を選ばなければならない。

② 前項の返還は、前項の領置物件又は差押物件の返還を受けるべき者の住所若しくは居所がわからないため、又はその他の事由によりこれを選定することができない場合においては、その旨を公告しなければならない。

③ 前項の公告に係る領置物件又は差押物件について、公告の日から六月を経過しても還付の請求がないときは、これらの物件は、国庫に帰属する。

財務局職員

第三三条の二、第三三条の三 改正により追加

第三三条の二 第三三条の三 改正により追加

第三三条の四 略

第三三条の五 略

第三三条の六 略

第三三条の七 略

第三三条の八 略

第三三条の九 略

第三三条の十 略

第三三条の十一 略

第三三条の十二 略

第三三条の十三 略

第三三条の十四 略

第三三条の十五 略

第三三条の十六 略

第三三条の十七 略

第三三条の十八 略

第三三条の十九 略

第三三条の二十 略

第三三条の二十一 略

第三三条の二十二 略

第三三条の二十三 略

第三三条の二十四 略

第三三条の二十五 略

第三三条の二十六 略

第三三条の二十七 略

第三三条の二十八 略

第三三条の二十九 略

第三三条の三十 略

第三三条の三十一 略

第三三条の三十二 略

第三三条の三十三 略

第三三条の三十四 略

第三三条の三十五 略

第三三条の三十六 略

第三三条の三十七 略

第三三条の三十八 略

第三三条の三十九 略

第三三条の四十 略

第三三条の四十一 略

第三三条の四十二 略

第三三条の四十三 略

第三三条の四十四 略

第三三条の四十五 略

第三三条の四十六 略

第三三条の四十七 略

第三三条の四十八 略

第三三条の四十九 略

第三三条の五十 略

第三三条の五十一 略

第三三条の五十二 略

第三三条の五十三 略

第三三条の五十四 略

第三三条の五十五 略

第三三条の五十六 略

第三三条の五十七 略

第三三条の五十八 略

第三三条の五十九 略

第三三条の六十 略

第三三条の六十一 略

第三三条の六十二 略

第三三条の六十三 略

第三三条の六十四 略

第三三条の六十五 略

第三三条の六十六 略

第三三条の六十七 略

第三三条の六十八 略

第三三条の六十九 略

第三三条の七十 略

第三三条の七十一 略

第三三条の七十二 略

第三三条の七十三 略

第三三条の七十四 略

第三三条の七十五 略

第三三条の七十六 略

第三三条の七十七 略

第三三条の七十八 略

第三三条の七十九 略

第三三条の八十 略

第三三条の八十一 略

第三三条の八十二 略

第三三条の八十三 略

第三三条の八十四 略

第三三条の八十五 略

第三三条の八十六 略

第三三条の八十七 略

第三三条の八十八 略

第三三条の八十九 略

第三三条の九十 略

第三三条の九十一 略

第三三条の九十二 略

第三三条の九十三 略

第三三条の九十四 略

第三三条の九十五 略

第三三条の九十六 略

第三三条の九十七 略

第三三条の九十八 略

第三三条の九十九 略

第三三条の百 略

金融商品取引法施行令

令和二年一月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成三〇・六・六政令一八三）本則六条（令和・四・一施行）

有価証券とみなされる証券又は証書

第一 譲渡性預金（払戻しについて期限の定めがある預金で、指名債権でないものという。）の預金証書のうち、外国法人が発行するもの

二 学校法人等（私立学校法（昭和十四年法律第三十号）第三十二条に規定する学校法人）及び同法第六十四条第四項に規定する法人をいう。以下同じ。が行つてついでに発生する当該学校法人等を債務者とする債権権、指名債権でないものに限る。）を表示する証券又は証書であつて、当該学校法人等の名称その他の内閣府令で定める事項を表示するもの

有価証券とみなさなくても公認のため支障を生ずることがない」と認められる権利

第三 略

第四 次に掲げる者のなす当事者する組合契約等（民法（明治二十九年法律第八十九号）第六百六十二条第一項に規定する組合契約）に係る継続的契約をいう。に基づき権利を行使し、当該権利に他の権利が専ら次に掲げる者の業務を行う事業であるもの

五・六（略）

有価証券とみなさなくても公認のため支障を生ずることがない」と認められる権利

第三 略

第四 次に掲げる者のなす当事者する組合契約等（民法（明治二十九年法律第八十九号）第六百六十二条第一項に規定する組合契約）に係る継続的契約をいう。に基づき権利を行使し、当該権利に他の権利が専ら次に掲げる者の業務を行う事業であるもの

五・六（略）

# ○金融商品の販売等に関する法律

令和二年一月一日以降有効な旧規定

## 改正法令一覽

・情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するため  
の資金等に関する法律等の一部を改正する法律(令和一・  
六・七法)八 本則三条(令和二・六・六まで)に施行)

## 第一(定義)

第一条(住書略)

一五(略)

六次に掲げるものを取得せざる行為(代理又は媒介に該当す  
るものを除く)

イ、改正以下追加

七十一(略)

## 第二(金融商品販売業者等の説明義務)

第二条(略)

③ 第一項第一号、第三号及び第五号の「元本欠損が生ずるおそ  
れ」とは、当該金融商品の販売が行われることにより顧客の支  
払うこととなる金銭の合計額(当該金融商品の販売が行われる  
ことにより当該顧客の譲渡することとなる金銭以外の物又は権  
利であつて政令で定めるもの)以下(以下「項及び第六条第二項に  
おいて(金銭相当物」という)がある場合においては、当該合  
計額に当該金銭相当物の市場価値(市場価値がないときは、処  
分推定価額)の合計額を加えた額)が、当該金融商品の販売に  
より当該顧客(当該金融商品の販売により当該顧客の定めら  
れることとなる金銭又は金銭以外の物若しくは権利を取得するこ  
ととなる者がある場合にあつては、当該者を含む)以下(以下「項  
において(顧客等」という)の取得することとなる金銭の合計額  
(当該金融商品の販売により当該顧客等の取得することとなる  
金銭以外の物又は権利がある場合にあつては、当該合計額に当  
該金銭以外の物又は権利の市場価値(市場価値がないときは、  
処分推定価額)の合計額を加えた額)を上回ることとなるおそ  
れをいう。

## 第三(住書略)

④ 一 当該金融商品の販売(前条第一項第八号から第十号まで  
に掲げる行為及び同項第十号に掲げる行為であつて政令で  
定めるものに限る。以下この項において同じ)について金利  
通貨の価格 金融商品市場における相場その他の指標に係る  
変動により損失が生ずることとなるおそれがある場合における  
当該損失の額が当該金融商品の販売が行われることにより

顧客が支払うべき委託証拠金その他の保証金の額を上回るこ  
ととなるおそれ

二 当該金融商品の販売について当該金融商品の販売を行う者  
その他の者の業務又は財産の状況の変化により損失が生ずる  
こととなるおそれがある場合における当該損失の額が当該金  
融商品の販売が行われることにより顧客が支払うべき委託  
証拠金その他の保証金の額を上回ることとなるおそれ

三 当該金融商品の販売について第一項第六号の事由における損失  
が生ずることとなるおそれがある場合における当該損失の  
額が当該金融商品の販売が行われることにより顧客が支払  
うべき委託証拠金その他の保証金の額を上回ることとなるおそ  
れ

## 四(略)

⑤ (住書略)

⑥ 一 前条第一項第六号に掲げる行為にあつては、当該規定に  
規定する権利の内容及び当該行為が行われることにより顧客  
が負うこととなる義務の内容

四 前条第一項第六号に掲げる行為にあつては、当該規定に  
規定する債権の内容及び当該行為が行われることにより顧客  
が負担することとなる債務の内容

新五 (改正以下追加

五・六(略) 改正後の六・七

⑦ (略)

## 第六(損害額の推定)

第六条(略)

② 前項の「元本欠損」とは、当該金融商品の販売が行われた  
ことにより顧客の支払った金銭及び支払うべき金銭の合計額  
(当該金融商品の販売が行われたことにより当該顧客の譲渡し  
た金銭相当物又は譲渡すべき金銭相当物がある場合にあつて  
は、当該合計額にこれらの金銭相当物の市場価値(市場価値  
がないときは、処分推定価額)の合計額を加えた額)から、当該  
金融商品の販売により当該顧客(当該金融商品の販売により当  
該顧客の定めるところにより金銭又は金銭以外の物若しくは権  
利を取得することとなつた者がある場合にあつては、当該者  
を含む)以下(以下「項において(顧客等」という)の取得した金銭  
及び取得すべき金銭の合計額(当該金融商品の販売により当該  
顧客等の取得した金銭以外の物若しくは権利又は取得すべき金  
銭以外の物若しくは権利がある場合にあつては、当該合計額に  
これらの金銭以外の物又は権利の市場価値(市場価値がないと  
きは、処分推定価額)の合計額を加えた額)と当該金融商品の  
販売により当該顧客等の取得した金銭以外の物又は権利があ  
つて当該顧客等が先却その他の処分をしたもの処分価額の合計  
額とを合算した額を控除した金額をいう。

# ○外国為替及び外国貿易法

令和二年一月一日以降有効な旧規定

## 改正法令一覽

・情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性  
の向上並びに行政運営の効率化及び効率化を図るための行政  
手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部  
を改正する法律(令和一・五・三法)一六 附則二条 一号  
(令和二・二・九まで)に施行)

## 第五(支払等の報告)

第五(略)

② 前項の規定による報告は、当該報告に係る同項の支払等が銀  
行等又は資金移動業者が行う為替取引によつてなされるもので  
ある場合には、政令で定めるところにより、当該銀行等又は資金  
移動業者を経由しなくてもする。ただし、行政手続等にお  
ける情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第百  
五十一号)第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報  
処理組織を使用して前項の報告をする場合には、当該銀行等又  
は資金移動業者を経由しないで報告することができる。

# ○宅地建物取引業法

令和二年一月一日以降有効な旧規定

## 改正法令一覧

- ・民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二九・六・二法四五）本則三二六条（令和二・四・施行）
- ・情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律（令和六・七法二八）附則一七条（令和二・六・六までに施行）

## （重要事項の説明等）

- 第五〇条①（借書略）
- 第五十一條（借書略）
- 第十三 当該宅地又は建物の瑕疵を担保すべき責任の履行に關し保証保険契約の締結その他の措置で国土交通省令・内閣府令で定めるものを講ずるかどか、及びその措置を講ずる場合におけるその措置の概要
- 十四（略）
- ②上の（略）

## （書面の交付）

- 第七一条①（借書略）
- 第十一 当該宅地若しくは建物の瑕疵を担保すべき責任又は当該責任の履行に關して講ずべき保証保険契約の締結その他の措置についての定めがあるときは、その内容
- 十二（略）
- ②③（略）

## （手附の額の制限等）

- 第三九条① 宅地建物取引業者は、みずから売主となる宅地又は建物の売買契約の締結に際して、代金の額の十分の二をこえる額の手附を受領することができない。
- ② 宅地建物取引業者が、みずから売主となる宅地又は建物の売買契約の締結に際して手附を受領したときは、その手附がいかなる性質のものであつても、当事者の一方が契約の履行に着手するまでは、買主はその手附を放棄して、当該宅地建物取引業者はその倍額を償還して、契約の解除をすることができ。
- ③（略）

## （瑕疵担保責任についての特約の制限）

- 第四〇条① 宅地建物取引業者は、自ら売主となる宅地又は建物の売買契約において、その目的物の瑕疵を担保すべき責任に關

し、民法（明治二十九年法律第八十九号）第五百七十条において準用する同法第五百六十六条第三項に規定する期間についてその目的物の引渡の日から二年以上となる特約をする場合を除き、同条に規定するものより買主に不利となる特約をしてはならない。

②（略）

## （不動産信託受益権等の売買等に係る特例）

第五〇条の二の四 金融商品取引業者（金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいう）又は金融商品仲介業者（同条第十二項に規定する金融商品仲介業者をいう）である宅地建物取引業者が、宅地若しくは建物に係る信託の受益権又は当該受益権に対する投資事業に係る組合契約（民法第六百六十七条第一項に規定する組合契約をいう）、匿名組合契約（商法（明治三十二年法律第四十八号）第五百二十五条に規定する匿名組合契約をいう）若しくは投資事業有限責任組合契約（投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第三条第一項に規定する投資事業有限責任組合契約をいう）に基づく権利（以下この条において「不動産信託受益権等」という。）の売主となる場合又は不動産信託受益権等の売買の代理若しくは媒介をする場合においては、これを当該宅地建物取引業者が宅地又は建物に係る信託（当該宅地建物取引業者を委託者とするものに限る。）の受益権の売主となる場合とみなして第三十五条第三項から第五項までの規定を適用する。この場合において、同条第三項本文中「売買の相手方に対して」とあるのは「売買の相手方又は代理を依頼した者若しくは媒介に係る売買の各相手方（以下「不動産信託受益権売買等の相手方」という。）に対して」と、「信託の受益権に係る」とあるのは「第五十條の二の四に規定する不動産信託受益権等に係る」と、「同項ただし書中「売買の相手方」とあり、及び同項第七号中「信託の受益権の売買の相手方」とあるのは「不動産信託受益権売買等の相手方」とする。





十一月六日に「ヘ」で、千九百三十四年六月三日にロンドンで、千九百一十四年三月二日にリスボンで及び千九百十七年四月八日にストックホルムで改正され、第四條(四)の規定に關するを、千九百二十年二月二日パリ條約第四條(四)の規定により最初の出版とみなされた出版又は同人(2)の規定により最初の出版と認められた出版の日以後であつて、第十條(七)がその本意匠の意匠登録出願の日以後であつて、第十條第三項の規定によりその本意匠の意匠登録出願が掲載される事(3)に關するを、同條第四項の規定により同條第四号に掲げる事項が掲載されたものを除く。この発行の前であつた場合に限り、第九條第二項又は第三項の規定にかかわらず、意匠登録を受けることができる。

②(改正により追加)

② 本意匠の意匠権について専用実施権が設定されているときは、その本意匠に關する規定については、前項の規定にかかわらず、意匠登録を受けることができる。改正後の⑥

③ 第一項の規定により意匠登録を受けることができる。改正による意匠については、意匠登録を受けることができず、改正により附した。

④ 本意匠に係る二以上の関連意匠の意匠登録出願があつたときは、これらの関連意匠については、第九條第二項又は第三項の規定は、適用し、改正後の⑦

⑧(改正により追加)

⑧(改正により追加)

⑨(改正により追加)

⑩(改正により追加)

⑪(改正により追加)

⑫(改正により追加)

⑬(改正により追加)

⑭(改正により追加)

⑮(改正により追加)

⑯(改正により追加)

⑰(改正により追加)

⑱(改正により追加)

⑲(改正により追加)

⑳(改正により追加)

㉑(改正により追加)

㉒(改正により追加)

㉓(改正により追加)

㉔(改正により追加)

㉕(改正により追加)

㉖(改正により追加)

㉗(改正により追加)

㉘(改正により追加)

㉙(改正により追加)

㉚(改正により追加)

㉛(改正により追加)

㉜(改正により追加)

㉝(改正により追加)

㉞(改正により追加)

「意匠権の移轉の特例」  
第二六條(二) 略  
本意匠又は関連意匠の意匠権についての前項の規定による請求は、本意匠又は関連意匠の意匠権のいずれかの消滅後は、当該消滅した意匠が第四十九條の規定によつて初めから存在しなかつたものとみなされるときを除き、することができない。

③(略)

③(略)

④(略)

⑤(略)

⑥(略)

⑦(略)

⑧(略)

⑨(略)

⑩(略)

⑪(略)

⑫(略)

⑬(略)

⑭(略)

⑮(略)

⑯(略)

⑰(略)

⑱(略)

⑲(略)

⑳(略)

㉑(略)

㉒(略)

㉓(略)

㉔(略)

㉕(略)

㉖(略)

㉗(略)

㉘(略)

㉙(略)

㉚(略)

㉛(略)

㉜(略)

㉝(略)

「意匠権の移轉の特例」  
第二六條(二) 略  
本意匠又は関連意匠の意匠権についての前項の規定による請求は、本意匠又は関連意匠の意匠権のいずれかの消滅後は、当該消滅した意匠が第四十九條の規定によつて初めから存在しなかつたものとみなされるときを除き、することができない。

③(略)

③(略)

④(略)

⑤(略)

⑥(略)

⑦(略)

⑧(略)

⑨(略)

⑩(略)

⑪(略)

⑫(略)

⑬(略)

⑭(略)

⑮(略)

⑯(略)

⑰(略)

⑱(略)

⑲(略)

⑳(略)

㉑(略)

㉒(略)

㉓(略)

㉔(略)

㉕(略)

㉖(略)

㉗(略)

㉘(略)

㉙(略)

㉚(略)

㉛(略)

㉜(略)

㉝(略)

「意匠権の移轉の特例」  
第二六條(二) 略  
本意匠又は関連意匠の意匠権についての前項の規定による請求は、本意匠又は関連意匠の意匠権のいずれかの消滅後は、当該消滅した意匠が第四十九條の規定によつて初めから存在しなかつたものとみなされるときを除き、することができない。

③(略)

③(略)

④(略)

⑤(略)

⑥(略)

⑦(略)

⑧(略)

⑨(略)

⑩(略)

⑪(略)

⑫(略)

⑬(略)

⑭(略)

⑮(略)

⑯(略)

⑰(略)

⑱(略)

⑲(略)

⑳(略)

㉑(略)

㉒(略)

㉓(略)

㉔(略)

㉕(略)

㉖(略)

㉗(略)

㉘(略)

㉙(略)

㉚(略)

㉛(略)

㉜(略)

㉝(略)

「意匠権の移轉の特例」  
第二六條(二) 略  
本意匠又は関連意匠の意匠権についての前項の規定による請求は、本意匠又は関連意匠の意匠権のいずれかの消滅後は、当該消滅した意匠が第四十九條の規定によつて初めから存在しなかつたものとみなされるときを除き、することができない。

③(略)

③(略)

④(略)

⑤(略)

⑥(略)

⑦(略)

⑧(略)

⑨(略)

⑩(略)

⑪(略)

⑫(略)

⑬(略)

⑭(略)

⑮(略)

⑯(略)

⑰(略)

⑱(略)

⑲(略)

⑳(略)

㉑(略)

㉒(略)

㉓(略)

㉔(略)

㉕(略)

㉖(略)

㉗(略)

㉘(略)

㉙(略)

㉚(略)

㉛(略)

㉜(略)

㉝(略)

有効な改正前規定（商標法）

○商標法

令和二年一月一日以降有効な旧規定

改正法令一覽

- ・民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二九・六・二法四五）本則二八二条（令和二・四・一施行）
- ・特許法等の一部を改正する法律（令和・五・一七法三）本則四四条（令和二・四・一、令和二・一・一六までに施行）

（設定の意旨の金銭の請求権等）

- 第三三條①④
- ⑤ 第二十条、第二十七條、第三十九條において準用する特許法第四四條の第三項、第五項及び第六項、第五十五條の二、第五十五條の四から第五五條の六まで及び第六六條、第五十六條第一項において準用する同法第六十八條第六項から第六十項まで並びに民法（明治十九年法律第八十九号）第七百九十九項及び第七百一十四條、不法行為の規定は、前項の規定による請求権を行使する場面に準用する。この場合において、当該請求権を有する者が商標の設定の登録前に当該商標登録出願に係る商標の使用の事及びその使用をした者を知つたときは、同条中「被害者又はその法定代理人が損害及び加害者を知つた時」とあるのは、「商標権の設定の日」と読み替へるものとす。

通常使用権

第二二條① 商標権者は、その商標権について他人に通常使用権を許諾することができる。ただし、第四條第二項に規定する商標登録出願に係る商標権については、この限りでない。

② ⑤ ⑥ 略

損害の額の推定等

第二八條① 商標権者又は専用使用権者が故意又は過失により自己の商標権又は専用使用権を侵害した者に対しその侵害により自己が受けた損害の賠償を請求する場において、その者がその侵害の行為を組成した商品を譲渡したときは、その譲渡した商品の数量（以下この項において「譲渡数量」という。）に、商標権者又は専用使用権者がその侵害の行為がなければ販売することができた商品の単位数量当たりの利益の額を乗じて得た額を、商標権者又は専用使用権者の能力に応じた額を超えない限度において、商標権者又は専用使用権者が受けた損害の額とする。ただし、譲渡数量の全部又は一部に相当する数量を商標権者又は専用使用権者に相当することができないとする事情があるときは、当該事情に相当する数量に応じ

不正競争防止法（著作権法）

た額を控除するものとする。

- 一・二 改正により追加
- ②③ 略
- ④ 改正により追加

改正後⑤

⑤ 前項の規定は、これらの規定に規定する金額を超える損害の賠償の請求を妨げない。この場合において、商標権者又は専用使用権を侵害した者に故意又は重大な過失なかつたときは、裁判は、損害の賠償の額を定めるときについて、これを参酌することができる。（改正後の⑤）

特許法の準用

第三九條 特許法第三三條（過失の推定）、第四四條の二（具体的態様の明示義務）、第四四條の三（第三項、特許権者等の権利行使の制限）、第四五條から第四五條の六まで、書類の提出等、損害計算のための鑑定、相なる損害の認定、秘密保持命令、秘密保持命令の消し及び訴訟記録閲覧等の請求の通知等）並びに第六六條（信用回復措置）の規定は、商標権者又は専用使用権の侵害に準用する。

手続の補正の特例

第六八條の二① 国際商標登録出願については、第十五條の二（第十五條の二第二項、第六四條の二、第六五條の二）及び第十五條の三（第十五條の三第二項、第六十條の二）において準用する第三五五條の二（第三項）において準用する場合を含む。）の規定により指定された期間内に限り、願書に記載した指定商品又は指定役務について補正をすることができる。

② ③ 略

○不正競争防止法

令和二年一月一日以降有効な旧規定

改正法令一覽

- ・民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二九・六・二法四五）本則一九四條（令和二・四・一施行）

消滅時効

第五條① 第二條第一項第四号から第九号までに掲げる不正競争のうち、営業秘密を使用する行為に対する第三條第一項の規定による侵害の停止又は予防を請求する権利は、その行為を行う者がその行為を継続する場合において、その行為により営業上の利益を侵害され、又は侵害されるおそれがある営業秘密保有者がその事実及びその行為を行う者を知つた時から三年間行われないときは、時効によつて消滅する。その行為の開始の時から二十年を経過したときも、同様とする。

② 前項の規定は、第二條第一号から第六号までに掲げる不正競争のうち、限定提供データを使用する行為に対する第三條第一項の規定による侵害の停止又は予防を請求する権利について準用する。この場合において、前項中「営業秘密保有者」とあるのは、限定提供データ保有者」と読み替へるものとす。

○著作権法

令和二年一月一日以降有効な旧規定

改正法令一覽

- ・民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二九・六・二法四五）本則一五〇條（令和二・四・一施行）

補償金等の供託

第四四條①（注略）

第一 著作権者が補償金の受領を拒み、又は補償金を受領することができない場合

第二 改正により追加

第三 その者の補償金の額について第七二條第一項の訴えを提起した場合（改正後の四）

四 当該著作権を目的とする債権が設定されている場合（当該債権を有する者の承諾を得た場合を除く。）（改正後の五）

② 前項第一号の場合において、著作権者の請求があるときは、当該補償金を支払うべき者は、自己の見積金額を支払い、裁定に係る補償金の額との差額を供託しなければならない。

③ ④ 略